

# 平成24年度 第1回倉敷市環境審議会

日時 平成24年8月9日(木) 10:00~

場所 倉敷市水道局 3階 大会議室

## 1 開会・あいさつ

## 2 議事

(1) 第二次環境基本計画に係る実施計画の進捗状況等の報告

(2) 自然環境保全実施計画の進捗状況について

(3) 緑の基本計画(水と緑のシンフォニー計画)平成23年度実績及び平成24年度計画の報告について

(4) (仮称)倉敷市ポイ捨て及び路上喫煙防止条例(案)について

## 3 その他

## 4 閉会

倉敷市第二次環境基本計画

～自然と人との共生し 未来につなぐ  
健全で恵み豊かな環境をめざして～

第一次実施計画（平成23年度実績）及び

第二次実施計画（平成24年度～27年度）

倉敷市環境政策課

# 目次

●平成23年度指標・めざそう値進捗状況総括表	・・・・・・・・1
●基本目標1 環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち	・・・・・・・・2
●基本目標2 水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち	・・・・・・・・10
●基本目標3 リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形されたまち	・・・・・・・・16
●基本目標4 地球温暖化対策の取組により、低炭素社会が形成されたまち	・・・・・・・・20
●基本目標5 市民一人ひとりが、環境意識を持ち行動するまち	・・・・・・・・23

No.	基本目標	分野別目標	設定指標	現状値	平成23年度実績	傾向	めざそう値		備考
				平成21年度			5年後	10年後	
1	環境と地域の社会・経済との調和が保たれた、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち	1 多様な自然環境を保全し、自然とのふれあいを推進します	1 多様な生き物が生息している自然環境が身近にあると感じている人の割合	32.5%	26.4%	↘	45%	56%	市民アンケート結果【第六次総合計画指標】
			2 身近な自然を守る活動を行っている人の割合	10.9%	13.1%	↗	15%	20%	市民アンケート結果
			3 自然環境に配慮した工法により整備された、河川やため池、護岸等の工事件数	6件	5件	-	40件	100件	公共工事の積み上げ件数
		2 まちの緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します	1 公園や街路樹などの身近な緑に満足している人の割合	59.8%	61.7%	↗	68%	75%	市民アンケート結果
			2 庭木や生垣などの身近な緑化に努めている人の割合	50.3%	49.4%	↘	58%	65%	市民アンケート結果
			3 身近にくつろげる緑や水にあふれる場所があると感じている人の割合	43.6%	41.8%	↘	54%	66%	市民アンケート結果【第六次総合計画指標】
		3 瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します	1 地域の個性や生活・文化を活かした景観づくりができていると思う人の割合	38.9%	46.1%	↗	45%	50%	市民アンケート結果
			2 歴史的な景観が保全されていると感じている人の割合	45.8%	49.4%	↗	54%	65%	市民アンケート結果【第六次総合計画指標】
			3 身近な生活環境の中での眺め(景観)に満足している人の割合	51.8%	54.6%	↗	57%	62%	市民アンケート結果
		4 環境と経済の好循環の創出により、地域の活性化を目指します	1 エコアクション21認証・登録事業所の数	19件	18件	↘	35件	50件	倉敷市内の登録事業所数
			2 地産地消を心がけている人の割合	32.1%	34.2%	↗	41%	50%	市民アンケート結果
			3 企業の新增設における事前協議に係る環境に配慮した計画の割合	100%	100%	⇒	維持	維持	環境政策課事前協議承認計画数(100%維持)
2	水と空気と大地がきれいで、安心してくらせるまち	1 良好な水環境の保全に努めます	1 日頃から水環境の改善を意識して行動している人の割合	23.9%	24.8%	↗	50%	75%	市民アンケート結果
			2 身近な河川・用水路がきれいで流れ豊かな水辺になっていると感じている人の割合	31.2%	31.7%	↗	45%	60%	市民アンケート結果
			3 汚水処理人口普及率	85.5%	88.1%	↗	90%	93%	【第六次総合計画指標】
		2 クリーンな大気環境の保全に努めます	1 身近な空気がきれいに保たれていると感じる人の割合	40.9%	46.6%	↗	55%	70%	市民アンケート結果
			2 大気環境の基準値(1日平均値)を超過している日数	22日	44日	↘	15日	10日	1日平均値が定められている短期評価の環境基準値の超過延べ日数
			3 通勤通学や日常の移動手段として、自転車・徒歩・公共交通機関を利用している人の割合	50.3%	51.5%	↗	63%	75%	市民アンケート結果
		3 安心・安全な生活環境の実現に努めます	1 ごみが無くまちがきれいに清掃されていると感じている人の割合	38.4%	41.4%	↗	55%	70%	市民アンケート結果
			2 環境の基準が守られ、心身ともに健康に暮らせていると思っている人の割合	54.4%	60.1%	↗	67%	80%	市民アンケート結果
		3	環境3R型R社がた会が底さ成れされ循環	1 生産、消費段階を含めた「ごみ」そのものの排出抑制を推進します	1 ごみの発生抑制に配慮した行動をしている人の割合	30.6%	32.8%	↗	40%
2 家庭ごみの一人一日当たり排出量(資源ごみ除く)	553g				544g	↗	495g	473g	毎年度の実績値
3 事業ごみの年間排出量	68,140t				70,056t	↘	59,871t	58,096t	毎年度の実績値
2 廃棄物の減量化・資源化の推進及び適正処理に努めます	1 最終処分率(最終処分量÷ごみ総排出量)			2.4%	2.2%	↗	維持	維持	毎年度の実績値
	2 リサイクル率			47.8%	46.2%	↘	52%	54%	毎年度の実績値【第六次総合計画指標】
4	会組地がに球形よ温成り暖さ、化れ低対炭策ま素のち社取			1 温室効果ガス削減の取組を推進します	1 家庭で温暖化対策「グリーンくらしエコアクション」に取り組んでいる人の割合	24.6%	24.9%	↗	39%
		2 温暖化対策「グリーンくらしエコアクション」に取り組んでいる企業の割合	5.5%		-	-	50%	80%	企業アンケート結果【第六次総合計画指標】
		3 市全域から排出される温室効果ガス(CO2)の削減割合(2007年度比)	39,573千t		13.5%削減	↗	6%削減	12%削減	毎年度の実績値 ※現状値は平成19年度実績【第六次総合計画指標】
		2 地域特性を活かした再生可能エネルギーの積極的利用により、資源・エネルギー循環型の社会を目指します	1 住宅用太陽光発電システム設置件数	3,852件	7,336件	↗	10,000件	28,000件	市内のシステム設置積み上げ件数
			2 公共施設の太陽光発電システム設置kw数	90kw	350Kw	↗	250kw	500kw	システム設置の積み上げkw数
		5	環境市民一人意識をひとり行が、するまち	1 環境教育・環境学習を推進し、環境意識を持ち行動できる人を増やします	1 「もったいない」意識を共有している社会が出来ていると思う人の割合	6.0%	7.9%	↗	12%
2 環境学習等で学んだことを、日常生活の中で実践している人の割合	4.0%				5.2%	↗	10%	20%	市民アンケート結果
2 次世代を担う子どもたちへの環境教育を充実し、行動できる人を育てます	1 自然がかけがえの無い大切なものだと感じている子どもの割合			71.7%	67.2%	↘	80%	95%	小中学校アンケート結果
	2 「もったいない」意識を持ち、物を大切にしている子どもの割合			31.4%	40.9%	↗	45%	65%	小中学校アンケート結果
	3 自然にふれる活動に参加している子どもの数			14,537人	15,208人	↗	21,800人	24,600人	毎年度の実績値【第六次総合計画指標】

●基本目標1 環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

◆分野別目標1: 多様な自然環境を保全し、自然とのふれあいを促進します。

【基本方針】: 身近な自然環境の保全・再生に努め、地域の自然環境を豊かにしていくために、地域固有の生態系の確保、野生動植物の種の保存など生物多様性の確保を図り、地域の特性に合わせて、森林・農地・水辺地等における多様な自然環境を体系的に保全・再生するとともに、人と自然のふれあいを確保・推進します。

◆目標とする指標

番号	項目	現状値	H23年度実績	傾向	めざそう値		備考
		平成21年度			H27年度	H32年度	
1	多様な生き物が生息している自然環境が身近にあると感じている人の割合	32.5%	26.4%	↘	45.0%	56.0%	市民アンケート結果 【第六次総合計画指標】
2	身近な自然を守る活動を行っている人の割合	10.9%	13.1%	↗	15.0%	20.0%	市民アンケート結果
3	自然環境に配慮した工法により整備された、河川やため池、護岸等の工事件数	6件	5件	-	40件	100件	公共工事の積み上げ件数

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	H23年度	区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	担当課	
No. 111 身近な自然と水辺の保存	●貴重な自然環境を保全・再生する ●私たちが憩い、安らげる親水性の高い水辺空間の保全・整備を進める ●公共工事を実施する際は、野生動植物の生息状況に配慮した工事を行う	市民環境団体への支援を通じて、観察会や環境保全活動を協働で実施する	・市民が幅広く参加できる自然観察会、講座等を開催した（総数24件） ・「友の会」による自然観察会等の開催を援助した（友の会主催観察会・講座総数44件） ・自然保護団体の観察会等の開催を援助した	継続	・自然観察会等の実施	継続実施			自然史博物館 環境政策課	
			「倉敷の水源・酒津からホテル復活プロジェクト」（市民企画提案事業） 内容：町内会や子供たち等と一緒に、水生生物観察会、ホテル講演会、ホテルの幼虫飼育等を実施。	終了					市民活動推進課	
			「倉敷川再生活動」（市民企画提案事業） 内容：川の清掃活動の他、水辺の生き物調査、水辺のコンサート、児島湖までの舟下り等を実施	継続	継続実施				市民活動推進課	
		人びとが憩い安らげる、自然環境・水辺空間を保全・整備する	溜川公園整備（水質表示及び啓発看板10か所設置、ごみ回収船1隻）	継続	維持管理					環境政策課
			地区住民のスポーツレクリエーションの場となる近隣公園として、また海と港をコンセプトとした公園として「玉島みなと公園」を整備。（多目的広場、修景施設、休養施設、遊具広場等）	継続	「玉島みなと公園」整備（6月1日オープン）	維持管理				公園緑地課
			倉敷用水を中心とした、幅約22m、往復約600mの緑道と、芝生広場を備えた緑地からなる約2.1haの水と緑豊かな潤いと憩いの空間として「倉敷みらい公園」の整備を実施（芝生広場、複合遊具、花壇、防災施設等）	継続	維持管理					公園緑地課
			水島中央公園を緑あふれる公園にリニューアルすることにより、地域に安心と安らぎのある空間を提供する。（平成24年度は、公園施設長寿命化計画を策定）	新規	測量・設計	工事実施				公園緑地課
			「まび水辺の楽校」維持管理（空き缶やごみの回収、巡回パトロールを毎月実施）	継続	「まび水辺の楽校」維持管理	維持管理				環境政策課
自然環境に配慮した公共工事の推進	自然環境に配慮した公共工事実施（5件）	継続	自然環境に配慮した工事実施	継続実施				関係各課		

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	H23年度	区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	担当課
No. 112 希少野生生物の生息・生息環境の保全	●希少野生生物の生息・生育環境の保全を行い、種の保存に努める ●絶滅の恐れのある野生動植物の分布や生息状況などを把握する ●生物多様性地域戦略を策定し、市内の生物多様性の確保に努める ●外来生物に関して、関係機関と連携し、生息実態の調査・情報収集を行い、情報提供や知識の普及を促進する	希少野生動植物保全の普及啓発及び地域住民と協働しての環境保全活動の実施	ミズアオイ自生地の整備・管理に協力した。市民に対して観察会等の啓発活動を行った。（春：種まき会、秋：観察会）	継続	継続実施				環境政策課
		希少野生動植物の分布や生息状況を把握する	「倉敷コウノトリの会」（市民企画提案事業） 内容：コウノトリ飛来地の整備・管理を行う市民に対して観察会等の啓発活動を行った。	終了					市民活動推進課
		希少野生動植物の分布や生息状況を把握する	希少野生生物の生息の可能性がある地域の公共工事を把握し、必要に応じて環境省や専門家と協力して、配慮工事を要請した（調査・協議・対策を4回実施）	継続	スイゲンゼニタナゴ等の希少野生動植物の調査を実施	継続実施			環境政策課
		生物多様性戦略を策定する	自然環境または環境教育分野の学識経験者や市民団体で構成する策定準備会を立ち上げ、策定方針の検討を行った。（2回実施）	新規	・生物多様性地域戦略策定のための基礎資料として市内の自然環境保全基礎調査を実施する。 ・策定委員会開催、庁内連絡会議開催、地区別懇談会開催など	・基礎調査実施 ・策定委員会等開催 ・地域戦略策定	推進		環境政策課
No. 113 自然とのふれあいの促進	●さまざまな場面で自然とふれあえる場の整備と、自然と関わる機会の提供に努める ●地域の生き物とのふれあいや自然体験を支えていく人材の充実に努める	外来生物の駆除対策等を実施する	・ジャンボタニシの防除対策についてHPや広報誌等で情報提供するとともに、駆除（作業日数60日、駆除量約2.3t）を行った。（駆除事業は、23年度で終了） ・ホテイアオイの巡視及び除去を実施した。（作業日数：延248日、除去量：468株）	継続	ジャンボタニシの防除対策について、HPや広報誌等で情報提供 ・ホテイアオイの巡視及び除去を実施	継続実施 継続実施（事業縮小）		事業終了	農林水産課 耕地水路課
		種松山野草園の管理運営	自然保護団体に委託して、野草園の維持管理を実施した。	継続	継続実施				環境政策課
No. 113 自然とのふれあいの促進	●さまざまな場面で自然とふれあえる場の整備と、自然と関わる機会の提供に努める ●地域の生き物とのふれあいや自然体験を支えていく人材の充実に努める	探鳥コース・巨樹の維持管理	・老朽化した巨樹・老樹の案内板を1本更新した ・市民団体等と協力し探鳥会などを開催し、活用を図った（カワセミ観察会：平成23年10月16日、溜川公園、自然史博物館友の会共催）	継続	・巨樹説明用看板設置 ・観察会の実施	継続実施			環境政策課
		自然保護監視員の委嘱	・自然環境研修会等の実施（研修会は、海の生きものについて学んだ。自然観察会は種松山野草移植地で実施し、鳥と野草について学んだ。） ・連絡会議や定期的な報告書により、市内自然環境の状況、外来生物侵入の状況について情報収集を行った	継続	・自然環境研修会の実施	継続実施			環境政策課

●基本目標1 環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

◆分野別目標2: まちの緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成をめざします

【基本方針】:うるおいと安らぎのある生活空間を形成するために、都市公園の整備や街路樹の設置など、良好な都市環境の整備に努めるとともに、まちの緑化にあたっては、公共の場所だけでなく、遊休地の活用など民有地の緑化も推進します。  
多様な機能を持つ緑地を維持・創出していくために、市民・事業者・行政が連携し、それぞれの立場で緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成をめざします。

◆目標とする指標

番号	項目	現状値	H23年度実績	傾向	めざそう値		備考
		平成21年度			H27年度	H32年度	
1	公園や街路樹などの身近な緑に満足している人の割合	59.8%	61.7%	↗	68.0%	75.0%	市民アンケート結果
2	庭木や生垣などの身近な緑化に努めている人の割合	50.3%	49.4%	↘	58.0%	65.0%	市民アンケート結果
3	身近につろげる緑や水にあふれる場所があると感じている人の割合	43.6%	41.8%	↘	54.0%	66.0%	市民アンケート結果 【第六次総合計画指標】

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	H23年度	区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	担当課
No. 121 緑の保全	●まちの緑と市街地周辺の森林・農用地、河川・海浜の緑を保全する ●個人や法人が所有する樹木等が不要になった場合はリサイクルできるよう配慮する	街路緑地帯等の適正管理	街路樹管理の実施（市道の街路樹や緑地の剪定・害虫防除を行い、良好な道路環境の維持を行った。115路線・10.4Km）	継続	街路樹管理の実施	継続実施			公園緑地課
		地域との協働により緑の保全を推進する	地元団体等と協力して、国立公園の管理を行う（鷺羽山、王子が岳、由加山、通仙園の園地清掃・剪定等を実施）	継続	地元団体等と協力して、国立公園の管理を行う	継続実施			公園緑地課
		森林等の緑を保全するとともに、ふれあいの場を整備維持管理する	ふれあいの森、美しい森の美化・維持管理を実施した。 ・ふれあいの森管理（3.98ha） ・倉敷美しい森管理（2.87ha） ・真備美しい森管理（6.7ha） ・愛宕山公園管理（4.9ha） 松くい虫予防対策として、薬剤散布や被害木の伐倒を実施。（薬剤散布13ha、伐倒1,120m <sup>3</sup> ）	継続	・ふれあいの森管理 ・倉敷美しい森管理 ・真備美しい森管理 ・愛宕山公園管理 ・松くい虫予防	継続実施			農林水産課 農林水産課 農林水産課 農林水産課
		不要樹木のリサイクルを推進する	不要樹木を市営苗圃で管理し、市民に引き渡しを実施（203本）	継続	不要樹木を市営苗圃で管理し、引き渡す	継続実施			公園緑地課
		公共施設のブロック塀を生垣に更新する	第五福田小学校の生垣化を実施	継続	万寿小学校で実施	計画的実施			公園緑地課
		公共施設の壁面緑化等を推進する【※422A再掲】	・保育園庭の芝生化（柳田保育園、田の口保育園：累計5園） ・幼稚園庭の芝生化（万寿幼稚園：累計3園） ・学校・園の壁面緑化（すべての市立学校・幼稚園計148校園で実施） ・小学校庭の芝生化（連島東小学校：累計4校）	継続	・保育園庭の芝生化 ・幼稚園庭の芝生化 ・学校・園の壁面緑化 ・小学校庭の芝生化	継続実施			保育課 教育施設課 教育総務課 教育施設課

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	H23年度	区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	担当課
No. 122 緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共施設の屋上や壁面等の緑化を推進する</li> <li>●市民全体の活動を支援し、住宅等民有地や工場、事業所、遊休地等の緑化を図る</li> <li>●緑化の基準・指標となる緑化率の設定を行う</li> </ul>	市民（地域）との協働により、まちの緑化を推進する（緑化推進員、花の銀行、地区花いっぱい団体）	花いっぱい運動 ・フラワーロード事業（倉敷中央通り、鷺羽山通り、水島商店街通りにフラワーボックス1,993個を設置） ・もてなし花壇事業（公共施設、JR駅等にフラワーボックス2,086個を設置） ・地区花いっぱい運動（事業に申込のあった団体に花苗を無料配付し、花壇の維持管理等の活動を実施：97団体） ・花の銀行活動実施（46支店で花の種子配付 40,000袋） 緑化推進員の設置（推進員23人に対して連絡会を開催し、意見交換を行うとともに樹木の勉強会等を実施し知識向上を図った。）	継続	・花いっぱい運動  ・【新規】倉敷花いっぱいコンクール実施	継続実施			公園緑地課
		緑化団体等との協働により、啓発事業を推進する	くらしき都市緑化フェア等を実施（10月に講演会、緑化ポスターコンクール、緑化相談、花の種子及び苗配付等を実施、1,794人参加）	継続	くらしき都市緑化フェア等を実施	継続実施			公園緑地課
		市民等の緑化実施に対して、支援・助成を行う	・生垣補助（補助件数 13件） ・記念樹の配付（結婚及び誕生記念に苗木配付 1,157本） ・花の苗、種の配付（花いっぱい運動や緑化フェアや環境イベント等で配付）	継続	・生垣補助 ・記念樹の配付 ・花の苗、種の配付	継続実施			公園緑地課 公園緑地課 公園緑地課 環境政策課
		耕作放棄地の再生作業等に対して助成を行う	耕作放棄地の再生作業への助成（再生作業、土壌改良等補助 実績0件）	継続	耕作放棄地の再生	継続実施			農林水産課
		緑化率の設定を行う	緑化率の設置に向けて調査・検討を実施	継続	調査・検討		緑化率設定		公園緑地課
No. 123 都市公園等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●さまざまな場面で自然とふれあえる場の整備と、自然と関わる機会の提供に努める</li> <li>●地域の生き物とのふれあいや自然体験を支えていく人材の充実に努める</li> </ul>	市民に身近な公園等の整備・管理を行う	新設整備（富井ふれあい公園、古城池南公園） 施設改善（中島愛宕公園等5箇所、トイレ改修等）	継続	新設整備 ・富井ふれあい公園 ・古城池南公園	継続実施			公園緑地課 公園緑地課
		緩衝緑地の維持管理	県への負担金（水島緩衝緑地事業費負担金）	継続	県への負担金	継続実施			公園緑地課
		都市公園の適正な管理	・適正な管理の実施（公園内の清掃、草取り、樹木剪定・防除など 都市公園701箇所・遊園267箇所） ・高齢者の生きがい対策として公園等の清掃管理委託実施（360箇所）	継続	適正な管理の実施	継続実施			公園緑地課 高齢福祉課
		公園の計画的な整備	・玉島みなと公園（多目的広場、修景施設、休養施設、遊具広場等：約2.2ha） ・水島中央公園（芝生広場、複合遊具、花壇、防災施設等：約5.5ha）	継続	・玉島みなと公園 ・水島中央公園	計画的整備			公園緑地課 公園緑地課



●基本目標1 環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

◆分野別目標3:瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します

【基本方針】瀬戸内の温暖な気候と豊富な水量に恵まれた高梁川にはぐくまれた自然と、伝統ある歴史、文化が織りなす美しい景観は、本市の魅力であり、今後も歴史的資産を活用するとともに、自然環境と調和した都市美を保全・創出していきます。

先人達が守り、育て、つくりあげてきたかけがえのない自然、歴史・文化を継承するとともに、人びとの五感、記憶を通じて、ふるさと景観として共感できる倉敷市の姿として将来に伝えていきます。

地域の特性を活かした固有の美を尊重した生活環境の創造を目指し、風格のあるいきいきとした都市景観の形成に努めていきます。都市景観の形成においても、将来に環境負荷を残さない持続可能なまちづくりに資するよう、自然環境に配慮しつつ、うるおいのある緑豊かで快適な景観づくりを進めていきます。

◆目標とする指標

番号	項目	現状値	H23 年度実績	傾向	めざそう値		備考
		平成 21 年度			H 2 7 年度	H 3 2 年度	
1	地域の個性や生活・文化を活かした景観づくりができていると思う人の割合	38.9%	46.1%	➡	45.0%	50.0%	市民アンケート結果
2	歴史的な景観が保全されていると感じている人の割合	45.8%	49.4%	➡	54.0%	65.0%	市民アンケート結果 【第六次総合結果指標】
3	身近な生活環境の中での眺め（景観）に満足している人の割合	51.8%	54.6%	➡	57.0%	62.0%	市民アンケート結果

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	H23年度	区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	担当課	
No. 131 景観資源等の保全・活用・整備に努めます	●景観に関する普及啓発を行う ●個々の景観資源を保全・活用するために必要な助成・支援等を行う。 ●地域・地区単位での景観形成を推進する	景観形成重点候補リストの作成など景観形成に係る情報の整備を行う	景観に係る情報整備について、検討中である。	継続	情報整備実施	リスト作成随時			都市計画課	
		市民への普及啓発を推進する	10月に景観フォーラムを実施。(景観パネル展、講演会、パネルディスカッション等 参加者数105人)	継続	景観ポスター展の実施	継続実施			都市計画課	
			「鷺羽山の景観保全と社会教育推進を図る活動事業」(市民企画提案事業) 内容：鷺羽山景観維持のための清掃活動や樹木の剪定・伐採を行った。また、バードウォッチング、クラフト教室を開催した。	終了						市民活動推進課
		所有者・管理者との協議を通じて、個々の景観資源の保全活用等に関する計画を作成する	・市民との協働や市民からの提案により、景観資源の実態調査を実施し、景観資源を発掘。(指定なし) ・所有者・管理者と協議して景観法に基づく景観重要建築物・景観重要樹木として指定。(指定なし)	継続	協議の実施、順次計画策定					都市計画課
		歴史的な町並み景観の保存を図るため、建築物等の新築、増改築に対して助成を行う	伝建地区等修理修景補助 ・伝統的建造物群保存地区内の建物の修理修景に対する補助(6件) ・伝統美観地区内の建物の修理修景に対する補助(4件) ・下津井町並み保存地区内の建物の修理修景に対する補助(2件) ・旧街道沿いの町家のファサド整備補助実施(3件)	継続	・伝建地区等修理修景補助 ・ファサド整備補助金	継続実施				文化財保護課 都市計画課

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	H23年度	区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	担当課
		・景観形成重点地区候補地において地区整備計画を策定する	現在の4地区（倉敷駅周辺地区・下津井周辺地区・旧玉島港周辺地区・酒津地区）の候補地について、随時策定（現在は、旧玉島港周辺地区において、策定に向けた景観審議会視察勉強会を実施。）	継続	現在の4地区（倉敷駅周辺地区・下津井周辺地区・旧玉島港周辺地区・酒津地区）の候補地について、随時策定				都市計画課
		・景観形成重点地区の指定及び景観計画への位置づけ	地区別計画・ルール等の合意形成がされた地区から順次指定し、景観計画への位置づけについて検討中である。	継続	地区別計画・ルール等の合意形成がされた地区から順次指定				都市計画課
No. 132 眺望を保全するための施策の強化・充実を図ります	●景観に大きな影響を及ぼす大規模建築物や開発行為等を対象に、事前の届出制度や協議制度について充実をはかります ●風景や町並みに大きな影響を及ぼすものについて、建築物の高さやデザイン、色彩、屋外広告物等について規制基準を定め、本市の景観形成の強化・充実を図る	倉敷市景観条例に基づく届出制度の徹底を図る	・届出制度リーフレットによる周知を実施。 ・届出件数 建築物34件（うち事前協議23件）、工作物53件（うち事前協議1件）	継続	継続実施				都市計画課
		より強化した景観基準を定め、地域特性に応じた景観形成を推進するための規制誘導を行う	・景観形成重点区域における「景観形成基準」の策定案を検討中である。 ・建築物等の形態意匠、屋上工作物等に関する基準、建築物等の最高高さ制限に関する基準について検討中である。	継続	景観形成重点区域における「景観形成基準」の策定				都市計画課
		広告物の景観形成の配慮指針を定める	配慮指針を検討中である。	継続	調査・計画整備等				都市計画課
		倉敷市屋外広告物条例により、周辺の景観を阻害しないよう、かつまちなみの魅力を高めるよう取り組む	・屋外広告物の手引きやパンフレットを作成し、周知を実施 ・違反広告物の実態調査を実施し、屋外広告物の是正効果の検証を行った。 ・簡易除去作業（はり紙2,061件、はり札76件、立看板78件、のぼり・旗7件）	継続	・屋外広告物の手引きやパンフレットによる周知 ・違反広告物の実態調査の実施 ・簡易除去作業の実施	継続実施			都市計画課
		広告物の大きさ、量、設置箇所等の基準や禁止地域等ゾーニングの見直しを検討する	広告物の大きさ、量、設置箇所等の基準やゾーニング等の見直しを検討中である。	継続	基準やゾーニング等の見直しを検討	継続実施			都市計画課

●基本目標1 環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

◆分野別目標4:環境と経済の好循環の創出により、地域の活性化を目指します

【基本方針】:技術的イノベーションや低炭素型への構造転換などの事業者の取り組みと、その後押しを担う行政の施策を効果的に組み合わせることで、環境保全と産業・経済の持続的な発展を目指し、雇用の維持創出・地域経済の活性化を図っていきます。環境保全を企業の社会的責任と位置付け、環境関連技術の開発・向上や環境投資による環境配慮型経営を促進します。地域と産業とが連携・協力することにより、環境と地域の社会・経済との調和が保たれた持続可能な社会の実現を目指します。

◆目標とする指標

番号	項目	現状値	H23年度実績	傾向	めざそう値		備考
		平成21年度			H27年度	H32年度	
1	エコアクション21認証・登録事業所の数	19件	18件	⇒	35件	50件	市内の登録事業者数
2	地産地消を心がけている人の割合	32.1%	34.2%	⇒	41.0%	50.0%	市民アンケート結果
3	企業の新増設における事前協議に係る環境に配慮した計画の割合	100%	100%	⇒	100%	100%	環境政策課事前協議承認計画数

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	H23年度	区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	担当課
No. 141 事業者の環境対策や環境関連ものづくりの促進	●事業者のエコアクション21への積極的な取組の促進を行う ●倉敷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の<クール暮らし80>プロジェクトを推進する ●事業者の環境に関する地域貢献活動の促進を図る ●グリーン購入や地産地消の普及啓発を推進する	「エコアクション21地域事務局倉敷」との連携による、取り組みの推進	「EA21地域事務局 倉敷」の運営委員として、運営委員会に参加	継続	継続実施				環境政策課
		倉敷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の<クール暮らし80>プロジェクトを計画的に推進する	計画的な推進を実施	継続	計画的な推進				環境政策課 関係各課
		企業の地域貢献活動への促進を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年7月19日、イオンとの地域貢献包括連携協定締結</li> <li>大規模小売店舗の地域貢献推進の手引き</li> <li>アダプト・プログラム(アダプト・サインやボランティア保険への加入、ほうきやごみ袋等を支給:活動企業 三菱自動車ロジテクノ㈱、伊澤洋行㈱、玉島信用金庫など)</li> <li>緑のカーテン推進のため、企業に種や苗を配布</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>イオンとの地域貢献包括連携</li> <li>大規模小売店舗の地域貢献推進の手引き</li> <li>アダプト・プログラム</li> <li>【新規】環境学習センターの活用</li> </ul>	継続実施			観光課 商工課 市民活動推進課 環境政策課
		グリーン購入に関する情報の提供	HP等によりグリーン購入に関する情報提供	継続	継続実施				関係各課
		地産地消を推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>くらしき農業祭(地元の根菜類を一堂に集めた「根菜フェア」や共進会の開催など、参加者数約19千人)</li> <li>真備・船穂地産地消&amp;ふれあい祭り(台風の為中止)</li> <li>マスカット祭り(マスカット、マスカットワイン、マスカットプリンの販売やマスカット重さあてクイズなど、参加者約2,700人)</li> <li>HPによる地場産物レシピの紹介など(第二次食育推進計画)</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>倉敷市農業祭</li> <li>真備・船穂地産地消&amp;ふれあい祭り</li> <li>マスカット祭り</li> <li>地元産品のPR</li> <li>HP(食育ポータル)による地場産物レシピの紹介など</li> <li>子どものための食育フェア(第二次倉敷市食育推進計画の推進)</li> </ul>	継続実施			農林水産課 農林水産課 健康づくり課 健康づくり課

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	H23年度	区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	担当課
No. 142 環境分野の研究・開発、事業展開の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境分野における産官学の情報交換や有用技術の共有を促進する</li> <li>●新たな省エネルギー・再生可能エネルギーやリサイクル等の環境関連技術や、環境配慮型製品の研究・開発、環境保全・改善のための設備投資を支援する</li> <li>●新たな環境産業の積極的な誘致に取り組むとともに、低炭素型・環境調和型への転換・移行が行いやすい環境を整備する</li> </ul>	ソーシャルビジネスの創出を支援するため、大学と連携して調査を行う	現状分析と今後の検討資料としてアンケート調査実施	終了					商工課
		やる気のある中小企業に対し、研究開発・販売開始・産業財産権所得・人材育成などに対して助成を行う	補助金交付（交付実績42件）	継続	補助金交付	継続実施			商工課
		商店街団体等が実施する各種事業に対して助成を行う	環境対策事業に関する助成（0件）	継続	補助金交付	継続実施			商工課
		立地企業に対する助成及び設備投資に対して助成を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業立地促進奨励金（交付実績2件）</li> <li>・設備投資促進奨励金（交付実績42件）</li> </ul> （環境配慮企業に対する優遇措置あり）	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業立地促進奨励金</li> <li>・設備投資促進奨励金</li> </ul> （環境配慮企業に対する優遇措置あり）	継続実施			商工課
No. 143 地域資源を活用した持続的な経済活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●すべての地域資源を有効に活用し、エネルギーも含めた地産地消の推進を行う</li> <li>●本市の「個性と魅力」の積極的な情報発信により、エコツーリズム・エコツアーの促進を図る</li> </ul>	・地元産品、特産品の消費推進を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HP等で農林水産物直売所のPR、地産地消ニュースの掲載</li> <li>・地産地消カードを製作し、市内直売所等へ配布した。</li> <li>・のぼり旗を製作し、市内直売所等に設置した。</li> <li>・地産地消イベントによる農産品のPRを行った。</li> </ul>	継続	HP等で農林水産物直売所のPR	継続実施			農林水産課
		地場産業を観光資源として活かすツアーを実施する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業観光バスツアー（水島港国際コンテナターミナル、JFEスチール水島製鉄所などをバスで見学、参加者延べ265名）</li> <li>・「記念日をすごすまち 倉敷」事業においてEVを使用</li> <li>・閉庁日に電気自動車の貸出を観光客に行った（30組）</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業観光ツアー</li> <li>・「記念日をすごすまち 倉敷」事業においてEVを使用</li> <li>・閉庁日に電気自動車の貸出を観光客に実施</li> </ul>	継続実施			観光課 環境政策課

●基本目標2 水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち

◆分野別目標1:良好な水環境の保全に努めます

【基本方針】:私たちが健康で安心して生活できるよう、河川や海域などの公共用水域や地下水の水質について、水質汚濁に係る環境基準の達成を目指し、良好な水環境の整備に取り組みます。土地利用において、健全な土壌環境を維持するため、土壌汚染対策法や岡山県環境への負荷の低減に関する条例等の適正な運用を図ります。

◆目標とする指標

番号	項目	現状値	H23年度実績	傾向	めざそう値		備考
		平成21年度			H27年度	H32年度	
1	日頃から水環境の改善を意識して行動している人の割合	23.9%	24.8%	↗	50%	75%	市民アンケート結果
2	身近な河川・用水路がきれいで流れ豊かな水辺になっていると感じている人の割合	31.2%	31.7%	↗	45%	60%	市民アンケート結果
3	汚水処理人口普及率	85.5%	88.1%	↗	90%	93%	【第六次総合計画指標】

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	H23年度	区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	担当課	
No. 211 生活排水処理対策の総合的な推進	●計画に基づく公共下水道の整備とあわせて、農業集落排水処理施設や浄化槽の効率的な整備を行う ●各種イベントや環境学習、リーフレットの配布など、生活排水対策の啓発活動を行う	第11次下水道整備五箇年計画に基づき、計画的に下水道整備を推進します	管きよ: 約43km整備	継続	管きよ: 約31km整備	計画的整備			下水計画課	
		既存の管きよ、処理場、ポンプ場について、予防保全型への転換と維持管理費・工事費の最適化や長寿命化支援事業の活用によりコスト削減を図る	計画的維持管理 ・管きよ、マンホール等の維持管理(管きよ清掃、都市下水路の清掃及びマンホール、取付管等の修繕、管路内面補修等を実施:維持補修件数220件) ・水島ほか3下水処理場、14ポンプ場の維持管理等(主なもの:水島下水処理場汚泥脱水設備工事、玉島下水処理場汚泥脱水設備工事) ・倉敷雨水貯留センター、流域関連7ポンプ場の維持管理等(主なもの:倉敷雨水貯留センター場内ポンプ場沈砂池設備工事)	継続	計画的維持管理 ・管きよ、マンホール等の維持管理 ・水島ほか3下水処理場、14ポンプ場の維持管理等 ・倉敷雨水貯留センター、流域関連7ポンプ場の維持管理等					下水建設課 下水施設課 下水計画課
		倉敷市下水道全体計画(H23～)の区域設定に基づき、農業集落排水の整備や合併処理浄化槽などの個別処理施設の整備を行う	・合併処理浄化槽設置に対する助成措置を実施(585基) ・民間住宅団地の汚水処理施設の改善経費への助成措置を実施(4件) ・単独処理浄化槽等を使用している世帯を訪問し、合併処理浄化槽へ設置切り替えを普及促進する(8,952世帯訪問) ・雨水流出抑制施設の新設又は改造経費の助成を実施(95件) ・既存家屋の下水接続のための助成措置を実施(補助金1,222件、利子補給453件)	継続	・合併処理浄化槽設置に対する助成措置(610基) ・民間住宅団地の汚水処理施設の改善経費への助成措置 ・単独処理浄化槽等を使用している世帯を訪問し、合併処理浄化槽へ設置切り替えを普及促進する ・雨水流出抑制施設の新設又は改造に要する経費の助成 ・既存家屋の下水道接続のための助成措置					下水計画課 下水普及課
		下水道の日(9月10日)及び市の催事に併せ、市民に下水道普及及び意識の高揚と啓発活動を行う	・下水道展開催(環境フェスティバルで、「紙のとけ方実験」「下水道クイズ」「下水道汚泥コンポスト配付」「下水道アンケート」等を実施) ・ポスター、標語募集及び表彰(ポスター応募数137点、標語73点) ・水洗化普及指導員による戸別訪問でのPR活動の実施(訪問数7,367件)	継続	・下水道展開催 ・ポスター、標語募集及び表彰 ・水洗化普及指導員による戸別訪問でのPR活動の実施					下水計画課 下水普及課
		第2期倉敷市生活排水対策推進計画に基づき、生活排水対策に関する啓発を行う	・第2期倉敷市生活排水対策推進計画を作成 ・生活排水対策に関するリーフレットの配布、個別指導 ・本庁1階のふれあい水槽の適正管理 ・小中学校で出前講座実施(2件)	継続	・生活排水対策に関するリーフレットの配布、個別指導 ・本庁1階のふれあい水槽の適正管理 ・小中学校で出前講座実施					環境政策課
		児島湖流域環境保全推進協議会の事業計画に基づき、生活排水対策に関する啓発を行う	・児島湖清掃大作戦の実施(23年度は台風12号の影響で中止) ・啓発ポスターの展示(応募数150点) ・水質保全基金の手続き(助成団体数3団体)	継続	・児島湖清掃大作戦の実施 ・啓発ポスターの展示 ・水質保全基金の手続き					環境政策課

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	H23年度	区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	担当課	
No. 212 排水規制による公共用水域などの水質汚濁防止	●河川、海域及び地下水の水質監視を行う ●工場・事業場に対して、水質汚濁防止法や瀬戸内海環境保全特別措置法等に基づき、立入検査を行うなど、排水規制基準の遵守を指導する ●排水規制基準が適用されない小規模工場・事業場に対して、排水処理の適正化などによる汚濁負荷の削減について、指導を行う ●土壌汚染対策法などに基づき、汚染土壌の拡散防止及び汚染状況の把握等により健全な土壌環境の維持を図る	倉敷市公共用水域等水質測定計画に基づき、水質の測定・監視を実施する	河川 16地点、海域 21地点、地下水 6地点について、水質の測定・監視を実施した。	継続	・河川 16地点 ・海域 21地点 ・地下水 6地点	継続実施			環境政策課	
		市民からの苦情及び魚斃死及び油流出等の水質事故に係る調査を随時実施する	ため池等での魚の斃死、水路等への油類の流出や高汚濁排水の流出について、調査を実施し、事業所に対して再発防止を指導した。	継続	継続実施				環境政策課	
		最終処分場（埋立処分場）の放流水、河川等の周辺環境の水質検査を行う	・最終処分場（東部最終処分場、西部最終処分場、井津井最終処分場、真菰谷最終処分場等）の放流水や井戸水について水質検査を毎月実施した。  ・市内7つの最終処分場の放流水及び地下水について年1回、市内12ヶ所の最終処分場周辺等で年2回の水質調査を実施した。	継続	継続実施				環境施設課	
		工場等の発生源監視を行うとともに、排出水の規制・指導を実施する	143事業場（427排水口）に対して立入調査を実施し、排出水の水質調査を実施し、違反事業場に対して、水質改善の指導等を実施した。	継続	・143事業場 418排水口	継続実施				環境政策課
		特定事業場から公共下水道への排水及び合併浄化槽の水質検査を実施する	・公共下水道への排水検査（47事業場）  ・合併浄化槽（不適正浄化槽等）の水質検査実施（21件）	継続	・公共下水道への排水検査（45事業場予定） ・合併浄化槽（不適正浄化槽等）の水質検査実施	継続実施				下水普及課 下水計画課
		小規模工場・事業場などに対しても、市民からの苦情・申立てがあった場合は、調査・水質検査・改善指導等を行う	小規模事業場に対して、調査・改善指導等を実施。	継続	継続実施					環境政策課
		土壌汚染状況を調査し、潜在化する土壌汚染地域を早期発見することで、健康被害の防止に努める	表層土壌調査 真備・船穂地区5地点で実施	継続	表層土壌調査 玉島地区5地点		表層土壌調査 倉敷地区5地点	表層土壌調査 水島地区5地点		

●基本目標2 水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち

◆分野別目標2: クリーンな大気環境の保全に努めます

【基本方針】: 私たちの健やかな暮らしに影響を及ぼすことがないよう、大気汚染に係る環境基準が未達成な地域はその速やかな達成を、既に達成している地域は良好な水準を目指すとともに、健康被害防止の観点から、引き続き大気汚染防止に取り組む。

◆目標とする指標

番号	項目	現状値	H23年度実績	傾向	めざそう値		備考
		平成21年度			H27年度	H32年度	
1	身近な空気がきれいに保たれていると感じる人の割合	40.9%	46.6%	↗	55%	70%	市民アンケート結果
2	大気環境の基準値(1日平均値)を超過している日数	22日	44日	↘	15日	10日	1日平均値が定められている短期評価の環境基準の超過延べ日数
3	通勤通学や日常の移動手段として、自転車・徒歩・公共交通機関を利用している人の割合	50.3%	51.5%	↗	63%	75%	市民アンケート結果

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	H23年度	区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	担当課	
No. 221 大気汚染物質発生源に対する規制・指導	●工場・事業場に立入検査を実施し、排出基準や総量規制基準の遵守の徹底を促す ●使用する燃料・原料改善、排出ガス等を処理する施設の改善、揮発性有機化合物の削減対策についての指導を徹底する ●自動車公害対策として、市民や事業者に対して、マイカー利用の抑制、アイドリングストップ、エコドライブなどの啓発に努める ●市も率先して自動車使用の自粛を進めるとともに、次世代型エコカーの普及促進に努める	工場や事業場に立入調査を実施し、施設の届出状況や自主測定結果の確認、施設の排ガス中のばい煙測定などを実施する	施設の届出状況や自主測定結果の確認、立入調査等を実施した。(立入調査71件、排出ガス測定15施設等)	継続	継続実施				環境政策課	
		環境保全協定に基づき、施設の新増設を行う際には、事前に協議を行い、施設の改善、揮発性化合物の削減対策について指導する	施設の新増設等を行う際、事前に協議を実施し、環境保全対策の徹底を図るよう指導した。(協議件数92件)	継続	継続実施					環境政策課
		市民や事業者に対して、マイカー利用の抑制のための啓発を行う	・市内でノーマイカーデーを年2回実施実施(5月取組率:81.1%、10月取組率85.9%) ・スマート通勤岡山への参加(9月の最終週)	継続	・ノーマイカーデーの実施(市内で2回実施) ・スマート通勤岡山への参加	継続実施				環境政策課
		アイドリングストップ・エコドライブなどの啓発を行う	・エコドライブセミナー(専門家によるエコドライブ運転技術講習、燃費計測、EVの試乗等)を年2回実施した。(参加者数延べ29人) ・アイドリングストップ啓発活動を実施した。	継続	エコドライブ講習会実施 アイドリングストップ啓発活動	継続実施				環境政策課
		次世代エコカーの普及促進	・電気自動車(59台)や充電設備(2基)への補助を実施した。 ・市民や県外観光客に対して電気自動車の貸し出しを実施した。(市民86組、観光客30組)	継続	・電気自動車や充電設備への補助 ・電気自動車の貸し出し	継続実施				環境政策課

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	H23年度	区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	担当課	
No. 222 大気汚染状況の常時監視による、市民の健康被害発生の防止	<p>●大気測定局による大気環境の測定・監視を実施するとともに、測定結果をインターネット等により情報提供を行う</p> <p>●大気汚染状況の変化に対応するため、測定局の適正配置の見直しを行う</p> <p>●夏期を中心に大気汚染防止対策期間として、光化学オキシダント汚染の防止に重点を置いた総合的な対策を実施する</p> <p>●有害大気汚染物質については、引き続き汚染状況を把握するための調査を実施し、基準を超過する場合は、工場・事業場への状況確認を実施し、該当施設改善、排出削減について指導を行う</p>	市内に配置された測定局と移動測定車により、大気汚染物質の常時監視を実施する	市内25ヵ所の大気測定局と大気環境測定車により常時監視を実施した。	継続	継続実施				環境政策課	
		発生源である工場や事業場への立入や、排出状況を確認するための調査や規制及び指導を実施する	施設の届出状況や自主測定結果の確認、立入調査等を実施した。(立入調査71件、排出ガス測定15施設等)	継続	継続実施					環境政策課
		微小粒子状物質(PM2.5)の大気中濃度の常時監視を実施する	PM2.5を自動測定機で分析開始(松江・大高・美和)	継続	測定局整備(玉島・塩生・児島)	継続・拡大				環境政策課
		監視センターの老朽化に伴う施設の更新を行う	環境監視センターを環境交流スクエアに移転した。	終了	完了					環境政策課
		測定局の適正配置の見直しを行う	平成24年度から環境監視センターが環境交流スクエア内に移転することに伴い、近隣の港湾局を平成24年3月31日に廃止した。	継続	状況調査		適正測定局数検討			環境政策課
		県との協力のもと、オキシダントが高濃度になりやすい時期を「大気汚染防止夏期対策期間」とし、休日を含めた監視体制をとり、光化学オキシダント濃度の常時監視を強化する。	夏期対策期間は休日を含めた監視体制をとり、光化学オキシダント濃度が上昇した場合に情報・注意報を発令し、FM放送やインターネット、メール配信、広報車等による周知を実施。また、水島地区の主要工場に窒素酸化物等の排出削減を要請した。	継続	継続実施					環境政策課
		有害大気汚染物質の排出状況を把握するための調査を実施する	市内5ヵ所(美和・松江・塩生・春日・乙島)で調査実施	継続	継続実施					環境政策課
大気汚染の影響による健康被害を予防し、市民の健康保持及び増進を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練事業「ぜん息児キャンプ」(ラ・フォーレ吹屋で実施 26人参加)</li> <li>・機能訓練事業「水泳教室」(倉敷市屋内水泳センターで実施 27人参加)</li> <li>・健康相談事業(11回実施 26人参加)</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぜん息児キャンプ</li> <li>・水泳教室</li> <li>・健康相談事業</li> </ul>		継続実施			医療給付課		



●基本目標2 水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち

◆分野別目標3:安心・安全な生活環境の実現に努めます

【基本方針】:安心・安全な生活環境を確保するために、騒音規制法、振動規制法や悪臭防止法等に基づき、継続して対策を行います。事業者等が適正に化学物質の管理・使用を行うように指導するとともに、PRTR制度に基づき、使用実態等の情報について管理・提供していきます。また、化学物質に対する不安解消のために、化学物質に関する正確な情報をわかりやすく説明・提供するよう努めていきます。さらに、環境衛生意識の向上を図るために、広報等による普及啓発や環境美化活動を支援し、ポイ捨てや不法投棄のないまちづくりを進めていきます。

◆目標とする指標

	項 目	現状値	H23年度実績	傾向	めざそう値		備 考
		平成 21 年度			H 2 7 年度	H 3 2 年度	
1	ごみが無くまちがきれいに清掃されていると感じている人の割合	38.4%	41.4%	➡	55%	70%	市民アンケート結果
2	環境の基準が守られ、心身ともに健康に暮らせていると思っている人の割合	54.4%	60.1%	➡	67%	80%	市民アンケート結果

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	H23年度	区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	担当課
No. 231 悪臭・騒音・振動の規制などによる、市民生活環境の改善及び保全	●居住区域における騒音測定、自動車や鉄道の騒音・振動の測定と合わせて、騒音や振動に関する関係法令に基づき、工場・事業場、建設作業等に対する監視・指導を実施する ●悪臭防止法に基づき規制・指導を行い、快適な生活環境の確保に努める ●日常生活から発生する生活騒音等に対しては、出前講座やリーフレットの配布など啓発活動を積極的に行い、市民一人ひとりのマナーやモラルの向上を図る	騒音規制法、振動規制法に基づき、発生源への立入調査を実施する。	・苦情が寄せられた工場等に対して立入を実施し、発生原因を調査し、防音・防振対策について指導を実施（立入件数8件） ・法に基づく届出が提出された際、届出者に防音・防振について指導を実施（騒音届出45件・振動届出33件）	継続	継続実施				環境政策課
		騒音規制法、振動規制法に基づき、環境騒音、交通騒音、交通振動の実態把握を行う	・環境騒音測定7地点、幹線自動車騒音6地点 ・道路に面する地域の面的評価 8区間 ・新幹線騒音及び振動 3地点 ・瀬戸大橋騒音4地点 ・道路交通振動 6地点	継続	・環境騒音測定 3箇所 ・道路に面する地域の面的評価 8区間 ・道路交通騒音・振動 3地点 ・新幹線騒音・振動 3箇所				環境政策課
		悪臭防止法に基づき、発生源への規制や指導を実施する	・工場や事業場への立入調査 延べ15回 ・環境調査を実施 延べ2回	継続	継続実施				環境政策課
		悪臭物質発生工場での調査測定を実施、また、市民からの悪臭苦情に対する調査測定を実施する	工場・事業場での敷地境界・排水の悪臭分析を環境監視センターで実施	継続	継続実施				環境政策課
		出前講座やリーフレットの配付等、啓発活動を実施する	・出前講座実施（1件） ・環境イベント等でリーフレットの配付を実施	継続	継続実施				環境政策課
		犬ねこ等適正飼育啓発員を養成する	・養成研修3回実施 ・新規養成10人	継続	・養成研修3回実施 ・新規養成9～12人		継続実施		

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	H23年度	区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	担当課	
No. 232 化学物質による汚染状況の把握、排出事業者規制による、生活環境の保全	<p>●ダイオキシン類について、大気や水、土壌の環境調査を継続して行うとともに、発生源事業者に対して必要な規制・指導、監視等に努める</p> <p>●PRTR制度の運用により、事業者による化学物質の適正な管理体制を構築・運用させるとともに、市民・事業者・行政が情報の共有と相互理解を深め、化学物質による環境汚染を低減する取り組みを推進する。</p>	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、発生源に対する監視や指導とあわせて、環境中等のダイオキシン類調査を実施する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排ガス中ダイオキシン類調査（11施設）</li> <li>・排水中ダイオキシン発生源調査（2事業所）</li> <li>・公共用水域ダイオキシン類調査（18地点）</li> <li>・大気環境調査（2地点）</li> <li>・土壌中ダイオキシン類調査（8地点）</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排ガス中ダイオキシン類調査</li> <li>・排水中ダイオキシン発生源調査</li> <li>・公共用水域ダイオキシン類調査</li> <li>・大気環境調査</li> <li>・土壌中ダイオキシン類調査</li> </ul>	継続実施			環境政策課	
		PRTR制度に基づいて事業所からの化学物質の排出量の届出の集計を行い、結果の公表を行う	届出受理及び届出結果公表（届出件数172事業所）	継続	届出受理及び届出結果公表	継続実施				環境政策課
		新たに健康影響が懸念される化学物質について情報の収集や提供を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関からの情報収集（県や環境省・経済産業省）</li> <li>・収集した情報の提供（最新の化学物質ファクトシートやPRTR市民ガイドブックを閲覧・配付等）</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関からの情報収集</li> <li>・収集した情報の提供</li> </ul>					環境政策課
No. 233 地域の環境美化の推進	<p>●全市一斉ごみゼロキャンペーンなど、市民や民間団体、事業者などによる自主的な美化・清掃活動を支援するとともに、散乱ごみ対策を進め、地域の環境美化を推進する</p> <p>●倉敷市ボランティア不法投棄監視員などによるパトロールの強化や、市民への啓発・指導を通じ、不法投棄やポイ捨てについての監視を強化し、不法投棄の防止と早期発見の体制強化を図る</p>	年2回地区清掃を実施するとともに、全市一斉ごみ0キャンペーンなどを実施する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春秋地区清掃の実施（実施件数654件、汚泥等処理量1,116.6m<sup>3</sup>、草等処理量432.1t）</li> <li>・ごみゼロキャンペーンの実施（台風12号の影響により中止）</li> <li>・児島湖流域清掃大作戦の実施（台風12号の影響により中止）</li> <li>・沙美海水浴場の海開き前に、地元住民、学校、企業等と連携し、海岸清掃活動を実施（595人参加、ごみ収集量1.92t）</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春秋地区清掃の実施</li> <li>・ごみゼロキャンペーンの実施</li> <li>・児島湖流域清掃大作戦の実施</li> <li>・リフレッシュ瀬戸内の実施</li> </ul>	継続実施			環境衛生課 環境衛生課 環境政策課 企画経営室	
		倉敷市環境衛生協議会事業運営への補助など、地域の主体的な取組を支援する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミステーション整備等補助金（ゴミステーションの設置76件、共同清掃用器材の購入84件、ゴミステーション水道施設6件）</li> <li>・環境衛生協議会への補助（7,500千円）</li> <li>・地域の環境美化活動を支援するため、花壇への花の苗の購入費や除草作業などの経費への補助（25支部、1,261千円）</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミステーション整備等補助金（ゴミステーション79件、清掃用具90件など予定）</li> <li>・環境衛生協議会への補助</li> <li>・地域の環境美化活動を支援するため、花壇への花の苗の購入費や除草作業などの経費への補助</li> </ul>	継続実施			環境衛生課 環境衛生課 環境衛生課	
		広報やパンフレット等による普及啓発により環境衛生意識の向上を図り、地域の環境美化を推進する	倉敷市飼い犬ふん害条例制定により、ふん害防止への啓発活動を強化、ふん害の防止に関する市民意識の高揚を図った。（広報紙による条例の周知、チラシ10,000枚配付）	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふん害防止の看板やチラシの配付</li> <li>・ゴミステーションへのふん害防止看板設置（約5,000か所）</li> <li>・JR倉敷駅周辺において、路上喫煙制限区域の指定できるよう条例の改正等を検討</li> </ul>	継続実施				環境衛生課
		不法投棄の防止と早期発見の体制強化を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倉敷市ボランティア不法投棄監視員の公募及び選任（44名）</li> <li>・不法投棄110番の設置</li> <li>・不法投棄の情報提供について郵便事業㈱と協定</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倉敷市ボランティア不法投棄監視員の公募及び選任</li> <li>・不法投棄110番の設置</li> <li>・不法投棄の情報提供について郵便事業㈱と協定</li> </ul>	継続実施				環境衛生課

●基本目標3 リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形されたまち

◆分野別目標1:生産、消費段階を含めた「ごみ」そのものの排出抑制を推進します

【基本方針】:市民・事業者・行政がそれぞれ役割を理解し、廃棄物の減量化・資源化を推進するため、5R(Refuse,Reduce,Reuse,Recycle,Regenerate)の実践がなされている社会の形成を目指します。排出段階ではもちろんのこと、生産・消費段階においても、資源の浪費を抑え、ごみとなる可能性のあるもの全ての排出抑制を推進していきます。

◆目標とする指標

番号	項目	現状値	H23年度実績	傾向	めざそう値		備考
		平成21年度			H27年度	H32年度	
1	ごみの排出抑制に配慮した行動をしている人の割合	30.6%	32.8%	↗	40%	60%	市民アンケート結果
2	家庭ごみの一人一日当たり排出量(資源ごみ除く)	553g	544g	↗	495g	473g	毎年度の実績値
3	事業ごみの年間排出量	68,140t	70,056t	↘	59,871t	58,096t	毎年度の実績値

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	H23年度	区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	担当課
No. 311 ごみとなる可能性のある全ての排出の抑制	●3Rの取り組みをさらに発展させ、不必要なものを購入しない(リフューズ)、再生利用品を積極的に利用する(リジェネレート)ことの実施・推進を加えた5Rを推進する ●排出段階だけでなく、生産・消費段階においても資源の浪費を抑え、ごみとなる可能性のあるもの全ての排出を抑制することを目指す	市民のリサイクル意識の向上、分別の徹底、ごみの減量・適正処理についての意識啓発を図る	・リサイクルフェアの開催(10/2(日)にフリーマーケット、環境クイズ、リサイクル工作やマイ箸作り体験コーナー等のイベントを実施) ・暮らしとごみ展の開催(本庁舎・各支所で小中学生から募集した標語の展示や啓発用パネルの掲示を行った。応募作品1,198点) ・啓発チラシの作成・配付(広報くらしき5種14分別啓発チラシ180,000枚等)	継続	・リサイクルフェアの開催 ・暮らしとごみ展の開催 ・啓発冊子の作成・配付	継続実施			一般廃棄物対策課
		生ごみ資源化事業の推進	船穂地区で実施する生ごみ収集・堆肥化事業の推進(協力世帯数399世帯)	継続	船穂地区で実施する生ごみ収集・堆肥化事業の推進	継続実施			一般廃棄物対策課
		家庭でのごみ減量の推進	・各ゴミステーションにおける分別についての早朝啓発 ・地区町内会等での出前講座推進 ・生ごみ水切りの推進(環境イベント、出前講座等などの啓発活動) ・マイバック・マイ箸運動の推進(県下統一ノーレジ袋デー(毎月10日)にスーパーの店頭で市民団体と協働で啓発イベントを実施、全16回)	継続	・ゴミステーションでの分別早朝啓発 ・地区町内会での出前講座推進 ・生ごみ水切りの推進 ・マイバック・マイ箸運動の推進	継続実施			一般廃棄物対策課
		倉敷市マイバック・マイ箸運動推進協力店認定制度の推進	倉敷市マイバック・マイ箸運動推進協力店認定制度により、認定店舗に、認定証の交付、ポスター・のぼりなどの広報物品を貸与した。(マイバック協力店:13事業者55店舗、マイ箸協力店:5事業者10店舗)	継続	認定制度を推進し、協力店には各種啓発物品を貸与	継続実施			一般廃棄物対策課
No. 312 市民・事業者の自主的な活動の促進	●市民・事業者が、基本理念や行動原則を自ら考え、ごみの排出抑制や再資源化に取り組むことを促進する	生ごみ処理容器(コンポスト・ボカシ容器・生ごみ処理機)を購入する世帯に助成を行う	・堆肥化容器購入助成(補助基数308基) ・生ごみ処理機購入助成(補助基数115基)	継続	・堆肥化容器購入助成 ・生ごみ処理機購入助成	継続実施			一般廃棄物対策課
		家庭からの資源物について、集団回収を実施するごみ減量化協力団体へ報償金を交付する	子ども会や町内会などに報償金を交付(1,001団体・17,458t)	継続	子ども会や町内会などに報償金を交付	継続実施			一般廃棄物対策課
		家庭からの生ごみを生ごみ堆肥センターで有機堆肥にし再利用する	堆肥センターで、有機堆肥の生産(約193tの農業残さや家庭生ごみから約130tの有機堆肥を生産)	継続	有機堆肥の生産	継続実施			農林水産課
		漁業団体が収集したゴミの運搬処理を行う	収集物運搬処理(処理量30.71t)	継続	収集物運搬処理	継続実施			農林水産課
		事業所に対する大型生ごみ処理機の導入補助制度の検討	導入した場合の問題点等の検討を実施。	継続	検討				一般廃棄物対策課

●基本目標3 リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形されたまち

◆分野別目標2: 廃棄物の減量化・資源化の推進及び適正処理に努めます

【基本方針】: 排出される廃棄物は、再生利用に努め、再生利用が不可能なものについては、焼却による熱回収を行ったうえでの減容化や最終処分などの適正処理を実施し、廃棄物が環境に与える負荷を可能な限り抑えます。また、効率的に廃棄物を処理することで、ごみ処理経費の節減に努めます。不法投棄による環境破壊を防止するため、違法行為には厳正に対処するとともに、事業者等の意識の向上に努めます。

◆目標とする指標

番号	項目	現状値	H23年度実績	傾向	めざそう値		備考
		平成21年度			H27年度	H32年度	
1	最終処分率(最終処分量÷ごみ総排出量)	2.4%	2.2%	↗	維持	維持	毎年度の実績値
2	リサイクル率(総合計画指標)	47.8%	46.2%	↘	52%	54%	毎年度の実績値 【第六次総合計画指標】

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	H23年度	区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	担当課
No. 321 廃棄物の再生 利用の促進	●市民向けに生ごみ減量や、マイバック・マイ箸運動の推進等を行うとともに、事業者向けに、大型生ごみ処理機の導入補助制度の推進や一般廃棄物減量資源化計画書の提出の指導等により排出抑制に努める ●分別徹底の推進、ごみステーションでの指導実施等の普及啓発を行う ●空き缶つぶし機の貸出の拡大、ペットボトル回収の充実や常設リサイクルステーション設置の検討等の回収体制の整備を行う	マイバック・マイ箸運動を推進する	・マイはし作り体験（県市等が実施する環境イベントで実施） ・啓発用ティッシュの配付 ・倉敷市マイバッグ・マイ箸運動推進協力店認定制度により、認定店舗に、認定証の交付、ポスター・のぼりなどの広報物品を貸与した。（マイバッグ協力店：13事業者55店舗、マイ箸協力店：5事業者10店舗）	継続	・マイはし作り体験 ・啓発用ティッシュ ・倉敷市マイバッグ・マイ箸運動推進協力店認定制度 【新規】事業者・消費者団体・県・市とが協働し、レジ袋有料化の実施	継続実施			一般廃棄物対策課
		【再掲No. 312】生ごみ処理容器（コンポスト・ボカシ容器・生ごみ処理機）を購入する世帯に助成を行う	・堆肥化容器購入助成（補助基数308基） ・生ごみ処理機購入助成（補助基数115基）	継続	・堆肥化容器購入助成 ・生ごみ処理機購入助成	継続実施			一般廃棄物対策課
		循環型社会の形成を推進すると認められる先進的なリサイクル関係施設等の整備等について経費の一部を助成する	先進的なリサイクル事業の施設整備事業経費の一部を補助を実施。（H23年度実績なし）	継続	継続実施				産業廃棄物対策課
		【再掲No. 312】事業所に対する大型生ごみ処理機の導入補助制度の検討	導入した場合の問題点等の検討を実施。	継続	検討実施				一般廃棄物対策課
		一般廃棄物減量資源化計画書の提出指導の実施	・大規模事業主に対し、計画書の提出を求めた。（計画書81件） ・事業場に対して、個別訪問を実施し、分別指導を行った。（事業場数62件）	継続	継続実施				一般廃棄物対策課
		廃食用油を回収し本市のリサイクルモデル事業である廃食用油のバイオディーゼルの精製し、公用車に使用（精製量6,478L）	廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料を精製し、公用車に使用（精製量6,478L）	継続	継続実施				一般廃棄物対策課
		リサイクル推進センターを拠点として、木製家具・古着・古本等のリユース事業やリサイクルに関する各種講座の開催を行う	クルクルセンターで、木製家具の修理再生及び販売、古本・古着の無償提供、リサイクルの研修・体験講座などを実施した。（来館者数22,923人、リサイクル体験者数1,982人、再生木材家具・衣類・書類引渡し数7,997点）	継続	継続実施				一般廃棄物対策課
「地域美化推進員制度」による、地域のごみの減量・資源化を推進する	180名の推進員を選任し、地域のごみの減量化・資源化を推進	継続	継続実施				環境衛生課		

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	H23年度	区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	担当課	
		処理施設に搬入されたびんを、リターナブルびん、カレット等に選別し、再資源化する	・びん搬入量 2,575 t ・生きびん排出量 182 t ・カレット排出量 2,382 t	継続	・びん搬入量 2,520 t ・生きびん排出量 165 t ・カレット排出量 2,310 t	継続実施			環境施設課	
		リサイクル協力店及びステーションからペットボトルを回収し、再商品化事業者に引き渡す	・リサイクル協力店からの回収実施（110店舗、回収量388 t） ・地区ステーション回収実施（回収量179 t）	継続	・リサイクル協力店からの回収実施（回収量391 t） ・地区ステーション回収実施（回収量168 t）	継続実施			一般廃棄物対策課	
		常設リサイクルステーション設置	設置方法・設置場所の検討	継続	設置方法・設置場所の検討				一般廃棄物対策課	
		空き缶つぶし機の貸出拡大	電動の空き缶つぶし機3台を市民、団体、学校等へ貸出（貸出件数 延べ2件）	継続	継続実施				一般廃棄物対策課	
		回収体制の整備・充実	・ステーション収集（倉敷、水島、児島、玉島、船穂、真備地区 合計約5,200箇所） ・各地区環境センター等でのごみ受入れ ・使用済み食用油を倉敷市環境衛生協議会が回収拠点を設け、月1回収を実施 ・電話等での事前申込による粗大ごみの個別収集実施 ・ペットボトルのステーション回収、リサイクル協力店舗回収	継続	継続実施				一般廃棄物対策課	
		事業系びんを再資源化する業者へ助成を行う	業者への助成実施（処理量560 t）	継続	業者への助成実施（処理量1,221 t 予定）	継続実施			一般廃棄物対策課	
	家庭ごみの組成分析調査を実施する			新規	家庭から排出されるごみの組成を調査することにより、減量化・資源化を推進するための基礎資料とする。				一般廃棄物対策課	
No. 322 廃棄物の適正処理による環境負荷の抑制	●医薬系廃棄物等の人体や環境に深刻な影響を及ぼす恐れのある廃棄物や、ブロックタイヤをはじめとする適正な処理が困難な廃棄物について、確実に専門処理業者による処理を行うよう、適正な処理方法についての周知徹底を図る ●不法投棄を監視するパトロールを強化するとともに、違法行為には厳正に対応する ●広報や事業者向けパンフレットで適正な処理について協力を呼びかけ、市民や事業者の意識の向上を図るとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）システムの推進と合わせて不法投棄の防止に努める	・不法に投棄された廃家電を適正に処理する。 ・市の施設では処理が困難な廃棄物は、専門業者により適正に処理を行う	・不法投棄家電の適正処理（479台） ・乾電池・古タイヤ・モーターバイク等を処理委託（処理量：乾電池81,820t、モーターバイク9t）	継続	継続実施				一般廃棄物対策課 一般廃棄物対策課	
		廃棄物処理法、自動車リサイクル法に基づき、事業者への許可、指導、立入調査を行う	・一般廃棄物処理業許可件数117件（収集運搬業109件、処分業4件、処理施設設置4件） ・産業廃棄物処理業等許可件数671件（収集運搬業437件、処分業95件、処理施設設置139件） ・自動車リサイクル法（引取業204件、フロン類回収業74件の登録、解体業27件、破碎業13件の許可） ・産業廃棄物処理施設等への立入調査、焼却炉等の適正な維持管理について指導、運搬車輛検査を実施。	継続	継続実施				一般廃棄物対策課 産業廃棄物対策課	
		焼却場、処分場などのごみ処理施設を適正に運営します	一般廃棄物処理施設（焼却処理場・資源循環型廃棄物処理施設、粗大ごみ処理施設、最終処分場等）の適正な運営（維持管理）を行った。（一般廃棄物処理施設の維持管理情報（処分量、排ガス分析結果、処理水結果等）は、毎月HPで公表。）	継続	継続実施					環境施設課
				新規	平成25年度末で終了する水島清掃工場長期包括管理運営委託を平成26年度以降も継続するため、施設の延命化を行う。	・入札実施 ・工事実施	第2期運営委託開始			環境施設課

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	H23年度	区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	担当課
		警察OBを監視指導員として採用し、不法投棄の防止や事業者の指導等を行う	警察OB4名を監視指導員として採用し、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄等に対する監視・指導を実施。	継続	継続実施				産業廃棄物対策課
		航空機による上空監視、休日夜間のパトロール、不法投棄防止用監視カメラの活用等により、不法投棄を防止する	・民間警備会社に委託し、平日夜間及び休日のパトロールを実施。 ・ヘリコプターによる上空監視（年2回）及びセスナ機による啓発広報（年1回）を実施。 ・不法投棄防止用カメラによる監視活動を実施。	継続	継続実施				産業廃棄物対策課
		「岡山エコタウンプラン」関係事業者の実施する、環境学習等の事業に対して助成を行う	エコタウン関係施設の巡回受入事業に対して、補助金を交付した。（巡回見学受入 16回・654名・交付実績492千円）	継続	継続実施				産業廃棄物対策課
		マニフェストシステムの徹底、啓発活動の推進等により、不法投棄等の不適正処理などを未然に防止する	・民間主催の講習会に講師として出席し、産業廃棄物の排出事業者や処理業者等に対して啓発した。 ・HP、チラシ等を活用して産業廃棄物に関する情報を提供した。	継続	継続実施				産業廃棄物対策課

●基本目標4 地球温暖化対策の取組により、低炭素社会が形成されたまち

◆分野別目標1:温室効果ガス削減の取組を推進します

【基本方針】:低炭素社会の実現に向けては、すべての主体が地球温暖化問題に対する意識を高め、実際に行動することが、大きな推進力になります。限りある資源とエネルギーを大切にし、自然環境との調和を図る、環境にやさしいライフスタイルの普及が必要不可欠です。

低炭素社会の形成を目指し、すべての市民・事業者・行政が自ら率先して省エネルギーの徹底や温室効果ガス排出の少ないエネルギーへのシフトを心がけ、市全体の温室効果ガス排出量を削減するよう努めます。

◆目標とする指標

番号	項目	現状値	H23年度実績	傾向	めざそう値		備考
		平成21年度			H27年度	H32年度	
1	家庭で温暖化対策「グリーンくらしエコアクション」に取り組んでいる人の割合	24.6%	24.9%	➡	39%	53%	市民アンケート結果 【第六次総合計画指標】
2	温暖化対策「グリーンくらしエコアクション」に取り組んでいる企業の割合	5.5%	-	-	50%	80%	市民アンケート結果 【第六次総合計画指標】
3	市全域から排出される温室効果ガス(CO2)の削減割合(2007年度比)	【平成19年度】 39,573千t	13.5% 削減	➡	【平成24年度】 6%削減	12%削減	毎年度の実績値 【第六次総合計画指標】

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	H23年度	区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	担当課
No. 411 ライフスタイルの見直しによる温室効果ガスの排出抑制	●「グリーンくらしエコアクション」の普及による、暮らしの中での省エネルギーへの取り組みを推進する ●公共交通機関や徒歩・自転車によるエコ移動等の推進を通じて、無駄のないエネルギー消費を心がけることにより、家庭からの温室効果ガスの排出抑制を推進する	平成22年度に策定した「倉敷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を、市民・事業者に対して周知・徹底を図る	区域施策編-クールくらしアクションプランの概要版を作成し、市民や事業者配布した。	継続	商工会議所の共催により、くらしき省エネセミナーを開催し、クールくらしきアクションプランの周知を図る。	継続実施	→	→	環境政策課
		市民、事業者、行政等の協働により「倉敷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の進行管理を実施する	「倉敷市地球温暖化対策協議会」を設置し、会議を開催した。	継続	「倉敷市地球温暖化対策推進協議会」による進行管理	継続実施	→	→	環境政策課
		「グリーンくらしエコアクション」(G-KEA)の普及定着による、低炭素型ライフスタイルへの転換を図る	G-KEA改訂版の作成	継続	G-KEA改訂版を活用した普及啓発	継続実施	→	→	環境政策課
		「くらしきグリーンメイト(緑のカーテン推進員)」とともに緑のカーテンを普及促進する	・グリーンメイトの登録呼びかけ(登録者数200人) ・緑のカーテンコンテスト実施(市民153作品、事業者32作品) ・市民にゴーヤや朝顔の種を4,500袋、苗600個配布	継続	・ゴーヤ、朝顔等の種、苗の配布 ・グリーンメイトの登録呼びかけ ・緑のカーテンコンテスト実施	継続実施	→	→	環境政策課
		NPO等との連携によるイベント開催など、市民への啓発と温室効果ガス削減の取組を推進する	・出前講座の実施(出前講座、施設見学等 8件) ・子どもエコライフチャレンジの実施(小学校7校543人で実施) ・芸文館周辺で温暖化対策啓発イベント「ストップ温暖化くらしき」の実施(参加者数4,000人)	継続	・出前講座の実施 ・子どもエコライフチャレンジの実施 ・STOP温暖化くらしきの実施	継続・拡大	→	→	環境政策課
		公共交通機関や徒歩・自転車によるエコ移動を推進する	・パークアンドライド駐車場整備(水島臨海鉄道水島駅1箇所) ・バス利用の意識啓発(バス教室 小学校5校690人参加)	継続	バス利用の意識啓発	継続実施	→	→	交通政策課
		【再掲】市民や事業者に対して、マイカー利用の抑制のための啓発を行う	・ノーマイカーデーの実施(市役所庁内で2回実施) ・スマート通勤岡山への参加(9月の最終週)	継続	・ノーマイカーデーの実施 ・スマート通勤岡山への参加	継続実施	→	→	
No. 412 省エネルギー機器・設備等の導入による温室効果ガスの排出抑制	●省エネルギー機器・設備の積極的な導入やエネルギー源のシフト等を推進し、市全体での温室効果ガスの排出抑制に努める	運輸・民生部門の省エネ、省CO2対策を推進するため、市民への設備等の購入に対して助成を行う	電気自動車・充電設備の導入費補助制度(EV59台、充電器2基)	継続	電気自動車・充電設備の導入費補助制度	継続実施	→	→	環境政策課
		市が所有する電気自動車を活用して、市民へ電気自動車の普及啓発を行う	閉庁日に電気自動車の貸し出しを行う(市民86組、県外観光客30組)	継続	閉庁日に電気自動車の貸し出しを行う				環境政策課
		電気自動車充電設備の整備を推進する	市営駐車場(中央駐車場)に設置	継続	充電設備の設置費補助制度	継続実施	→	→	関係各課
		倉敷市公共施設低炭素配慮指針に基づき、公共施設の低炭素化を推進する	倉敷市公共施設低炭素配慮指針の運用開始	継続	倉敷市公共施設低炭素配慮指針による運用継続	推進	→	→	関係各課

●基本目標4 地球温暖化対策の取組により、低炭素社会が形成されたまち

◆分野別目標2:地域特性を活かした再生可能エネルギーの積極的利用により、資源エネルギー循環型の社会を目指します

【基本方針】:「晴れの国おかやま」という太陽エネルギーの利用に有利な気象条件や、電気自動車の生産地である等、地球温暖化対策の鍵となる特性を有しており、これらの地域特性を活かした、資源・エネルギー循環型の社会を目指します。

◆目標とする指標

番号	項目	現状値	H23年度実績	傾向	めざそう値		備考
		平成21年度			H27年度	H32年度	
1	住宅用太陽光発電システム設置件数	3,852件	7,336件	⇒	10,000件	28,000件	市内の設置件数
2	公共施設の太陽光発電システム設置kw数	90kW	350kW	⇒	250kW	500kW	システム設置の積み上げkW数

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	H23年度	区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	担当課	
No. 421 家庭への再生可能エネルギー設備の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民生家庭部門からの温室効果ガスの排出削減を図るため、支援制度や普及啓発などを通じて、積極的に住宅用太陽光発電システムの導入を推進していく</li> <li>●その他の再生可能エネルギー設備についても、市民生活に適した設備の導入が進むように普及啓発等を行っていく</li> </ul>	住宅用太陽光発電システムを設置した家庭に助成を行う	1,536件の設置補助	継続	1,500件の補助予定	継続実施			環境政策課	
		【新規】補助事業者の排出削減分をクレジット化し、「国内クレジット制度」を活用した温室効果ガス削減事業を実施する	くらしきサンサン倶楽部949世帯分・649tを国内クレジットとして中国銀行に販売。	継続	くらしきサンサン倶楽部が削減したCO2を販売	継続実施				環境政策課
		【再掲】「グリーンくらしきエコアクション」の普及定着による、低炭素型ライフスタイルへの転換を図る	G-KEA改訂版の作成	継続	G-KEAを活用した普及啓発	継続実施				環境政策課
		再生可能エネルギー（太陽光発電システム以外）設備の導入が進むよう普及啓発を行う	温暖化対策啓発イベント「ストップ温暖化くらしき」での民間事業者による普及啓発	継続	温暖化対策啓発イベント「ストップ温暖化くらしき」での民間事業者による普及啓発	継続実施				環境政策課
No. 422 公共施設への再生可能エネルギー設備の率先導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市の事務事業活動から排出される温室効果ガスの排出削減を目指す</li> <li>●公共施設に太陽光発電システムを始とした、再生可能エネルギー設備を率先して導入し、再生可能エネルギーの普及啓発に努める</li> </ul>	新たな倉敷市地球温暖化防止活動実行計画（事務事業編）の策定	倉敷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定	継続	計画の推進				環境政策課	
		市の事業活動に伴うエネルギー使用量を把握するとともに、中長期削減計画を策定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー使用量の把握</li> <li>・中長期削減計画の作成</li> <li>・施設設備機器台帳、管理標準の作成・更新</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー使用量の把握</li> <li>・中長期削減計画の作成</li> <li>・施設設備機器台帳、管理標準の作成・更新</li> </ul>	継続実施				関係各課
		公共施設の省エネルギー対策を実施する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎空調設備の省エネ化</li> <li>・美術館館内照明設備省エネ改修</li> <li>・児島競艇場場内誘導灯LED化、エアコン取替え</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全庁に「市職員の省エネ・節電ガイドライン」を配布し、それに基づく節電を実施（間引き照明等）</li> <li>・庁舎内の蛍光灯型ダウンライト800個のうち300個をLED型に更新</li> <li>・老松小学校改修工事（H24年度は設計実施）</li> <li>・中庄小学校改修工事（H24年度は設計実施）</li> </ul>	計画的実施				関係各課



施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	H23年度	区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	担当課
		公共施設の壁面緑化等を推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園の園庭の芝生化及び維持管理の実施（芝生化実施：柳田、田の口保育園、累計5園）</li> <li>・ 学校・園の壁面緑化（全ての市立学校・幼稚園計148校園で実施）</li> <li>・ 小学校の校庭や幼稚園の園庭の芝生化及び維持管理の実施（芝生化実施：連島東小学校、万寿幼稚園）</li> <li>・ 公共施設のブロック塀を生垣に更新（第五福田小学校）</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園の園庭の芝生化及び維持管理の実施（芝生化実施予定：老松、水島保育園）</li> <li>・ 学校・園の壁面緑化</li> <li>・ 小学校の校庭や幼稚園の園庭の芝生化及び維持管理の実施（芝生化実施：琴浦東小学校、琴浦南小学校、長尾小学校）</li> <li>・ 公共施設のブロック塀を生垣に更新（万寿小学校）</li> </ul>	継続実施			保育課 教育総務課 教育施設課 公園緑地課
		公共施設へ再生可能エネルギー設備を導入する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 片島浄水場への太陽光発電設備導入（20kW）</li> <li>・ 倉敷みらい公園へ太陽光発電設備導入（2kW）</li> <li>・ 児島市民交流センターへ太陽光発電設備導入（30kW）</li> <li>・ 玉島市民交流センターへ太陽光発電設備導入（30kW）</li> <li>・ 玉島東中学校へ太陽光発電設備導入（5kW）</li> <li>・ 真備中学校へ太陽光発電設備導入（5kW）</li> <li>・ 西阿知小学校へ太陽光発電設備導入（5kW）</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真備東中学校へ太陽光発電設備導入（5kW）</li> <li>・ 児島武道館へ太陽光発電設備導入（5kW）</li> <li>・ 中庄小学校へ太陽光発電設備導入（5kW）</li> </ul>	継続実施			関係各課
		【再掲】倉敷市公共施設低炭素配慮指針に基づき、公共施設の低炭素化を推進する	倉敷市公共施設低炭素配慮指針の運用開始	継続	倉敷市公共施設低炭素配慮指針の運用継続	推進			関係各課

●基本目標5 市民一人ひとりが、環境意識を持ち行動するまち

◆分野別目標1:環境教育・環境学習を推進し、環境意識を持ち行動できる人を増やします

【基本方針】:これまでの環境学習の機会をさらに充実させるとともに、環境学習・環境活動を支える人材(地域・NPO)の育成を図ることで、人間と環境との関わりについて正しい知識をもち、自らが責任をもって、持続可能な社会づくりに主体的に参加できる人を増やすことを目指します。

◆目標とする指標

番号	項目	現状値	H23年度実績	傾向	めざそう値		備考
		平成21年度			H27年度	H32年度	
1	「もったいない」意識を共有している社会が出来ていると思う人の割合	6.0%	7.9%	⇒	12%	30%	市民アンケート結果
2	環境学習等で学んだことを、日常生活の中で実践している人の割合	4.0%	5.2%	⇒	10%	20%	市民アンケート結果

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	H23年度	区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	担当課	
No. 511 環境学習の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもから大人まで多くの市民が身近なところで、環境学習や実践活動の場や機会が多様な形で存在するよう、これまでの、講演会、環境イベント、自然観察会、出前講座の充実を図る</li> <li>●公民館等の社会教育施設を地域での環境教育の場として、より一層の充実を図ることで、幅広い環境学習の場の提供に努める</li> <li>●環境監視センター、クルクルセンター、自然史博物館などの環境学習施設の整備・充実を図る</li> <li>●市民・市民公益活動団体、事業者、行政等の各主体が連携して、地域等で自主的な環境教育が実施できるように、環境に関する必要な情報の収集及び提供に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会、環境イベント、自然観察会、出前講座等の充実を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境フェスティバル（講演会や体験型環境学習、エコフードコーナーなどのイベント）を辞実施：約2000名参加</li> <li>・水辺教室（高梁川河川敷 水江の渡し）を実施（平成23年8月6日（土）、50名参加）</li> <li>・海辺教室（児島通生の海岸）を実施（平成23年7月23日（土）、40名参加）</li> <li>・サイエンス・カフェ（いきもの茶屋）を実施（テーマ：自然観察、チンパンジー：参加者数合計65名）</li> <li>・各種出前講座の実施（出前講座及び環境学習教室へ延べ437名参加）</li> <li>・ストップ温暖化くらしき（地球温暖化対策啓発イベント：4,000名参加）</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境フェスティバル</li> <li>・海辺、水辺教室</li> <li>・自然観察会</li> <li>・サイエンス・カフェ</li> <li>・各種出前講座の実施</li> <li>・ストップ温暖化くらしき</li> </ul>	継続・拡大			環境政策課	
		市民学習センターや公民館での環境学習講座の充実を図る	市民学習センターや公民館で、環境政策課と連携したくらしき市民講座や「新聞エコバックづくり」「ソーラーカーをつくる！」など環境をテーマにしたさまざまな講座を34講座実施し、延べ2,056名の方が受講した。	継続	環境学習センターなど関係部局と連携するなどして、市民学習センター及び公民館で20講座程度予定	継続実施				市民学習センター
		【新規】環境交流スクエアの整備	環境交流スクエア西棟4階部分を「環境学習センター」として整備	継続	開館・維持管理					環境政策課
		【新規】環境監視センターを移転拡充するとともに、環境学習機能を強化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備、移転</li> <li>・環境学習機能強化</li> </ul>	継続	エコライブラリー(図書室)、エコギャラリー(展示室)、環境学習教室(会議室)の活用	継続・拡大				環境政策課
		自然史博物館事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「宝石の素顔」「羽・羽・羽・鳥の羽コレクション展」「秋の鳴く虫展」「尾関啓吉昆虫コレクション展」「むしむし探検隊報告」「しぜんしくらしき賞作品展」を開催した。</li> <li>・「自然観察の手引き」2000部作成</li> <li>・標本の名前を調べる会、自然観察会(24件)</li> <li>・「11月3日は自然史博物館まつり」を開催した(来場者数9,796人)など</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別展事業：「岡山県の外来生物」を開催</li> <li>・教育普及事業：標本の名前を調べる会、自然観察会などを実施</li> <li>・展示事業：「畠田和一貝類標本コレクション展」「秋の鳴く虫展」「しぜんしくらしき賞作品展」などを開催</li> <li>・自然史博物館まつり事業：「11月3日は自然史博物館まつり」を開催</li> <li>・調査研究事業：博物館講座の実施・研究報告の発行など</li> </ul>	継続実施				自然史博物館

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	H23年度	区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	担当課
		環境に関する情報の収集及び適切な情報の提供を行う	・HPの充実 ・広報紙 等	継続	・HPの充実 ・広報紙 ・環境関連の講座やイベント情報をメール配信 等	継続実施			環境政策課 各関係課
		市民公益活動団体が行う、環境保全活動・教育・啓発のための事業への一部助成を行う	自然観察会・環境保全活動等に対する助成（市民企画提案事業）	継続	自然観察会・環境保全活動等に対する助成（市民企画提案事業）				市民活動推進課
No. 512 環境学習や環境活動を支える人（地域・NPO）の育成	●地域における環境活動を先導するコーディネーターや、環境学習を推進する指導者の育成や活動支援に努める ●市からの情報提供を充実させるとともに、地域や事業者が環境に関する取り組みや情報を共有することができるネットワーク形成を目指す	地域の環境学習活動を推進するための市民パートナーを養成し、市域全体の環境保全活動の活性化を図る。	・エコつう講座（循環型社会形成をテーマに3日間実施、延べ106名参加） ・エコつう講座参加者へのフォローアップ講座（1日開催、24名参加） ・グリーンメイトの登録呼びかけ（登録者数：200人）	継続	・エコつう講座 ・エコつう講座参加者へのフォローアップ講座 ・グリーンメイトの登録呼びかけ	継続実施			環境政策課
		行政、企業、市民団体等が情報共有や取組を共有できるネットワークの形成をめざす	・STOP温暖化くらしき実行委員会 ・倉敷市地球温暖化対策推進協議会 など	継続	・STOP温暖化くらしき実行委員会 ・倉敷市地球温暖化対策推進協議会 など	継続・拡大			環境政策課

●基本目標5 市民一人ひとりが、環境意識を持ち行動するまち

◆分野別目標2:次世代を担う子どもたちへの環境教育を充実し、行動できる人を育てます

【基本方針】:家庭、学校、地域など多様な場で、それぞれの発達段階に応じた環境教育を推進し、また、家庭、学校、地域、事業者が相互に連携した取組を行うことにより、将来を担う子どもたちが環境に配慮した行動のよき実践者となるように、環境教育・環境学習の推進を目指します。

◆目標とする指標

番号	項目	現状値	H23年度	傾向	めざそう値		備考
		平成21年度	実績		H27年度	H32年度	
1	自然がかげがえの無い大切なものだと感じている子どもの割合	71.7%	67.2%	↘	80%	95%	小中学校アンケート
2	「もったいない」意識をもち、物を大切にしている子どもの割合	31.4%	40.9%	↗	45%	65%	小中学校アンケート
3	自然にふれる活動に参加している子どもの数	14,537人	15,208人	↗	21,800人	24,600人	毎年度の実績値 【第六次総合計画指標】

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	H23年度	区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	担当課
No. 521 これからの時代を担う子供たちの環境教育の充実	●環境を大切にし、より良い環境づくりや環境の保全に配慮した望ましい行動がとれる実践力を育成するため、学校、家庭、地域、事業者と連携を図りながら、環境教育の充実に努める ●子どもの発達段階に応じた環境学習プログラムづくりや本市の山、川、海の自然環境を活かした体験型学習プログラムづくりを進め、継続的に環境教育を推進できるよう努める ●小中学校を対象とした出前講座などにより、学校での環境教育を支援する	企業、市民団体等と連携した、環境教育を推進する	・こどもエコライフチャレンジ(市内7小学校で実施・543名参加) ・小中学校へ出前講座(出前講座及び環境学習教室延べ437名) ・市民企画提案事業(自然観察会、環境保全活動など)	継続	・エコライフチャレンジ ・小中学校への出前講座 ・市民企画提案事業(自然観察会、環境保全活動など)	継続・拡大			環境政策課
		各学校が計画的に教科学習や体験的な学習に取り組み、環境教育を充実する	全小・中学校で、環境教育全体計画、指導計画に基づき、教科や総合的な学習の時間を中心に環境教育に取り組んだ。	継続	全小・中学校で、環境教育全体計画、指導計画に基づき、教科や総合的な学習の時間を中心に環境教育に取り組む	継続			教委・指導課
		発達段階に応じた環境学習プログラムづくり	随時検討・実施	継続		継続・拡大			環境政策課
		山、川、海の自然環境を活かした体験型学習プログラムづくり	・市内の親子を対象に、水辺教室(高梁川河川敷 水江の渡し)を実施(平成23年8月6日(土)、50名参加) ・海辺教室(児島通生の海岸)を実施(平成23年7月23日(土)、40名参加) ・大島漁港海岸で小学生とその保護者を対象に漁業体験学習(地びき網体験・底びき網船乗船等)を実施(参加者約70名) ・少年自然の家で小、中学校の山の学習などの受入れを実施し、自然の中で仲間と遊び、自然と親しみながら、仲間と暮らすことによって人間形成を図った(テント設営、野外炊事等)	継続	・海辺教室、水辺教室 ・漁業体験学習 ・少年自然の家での「山の学習」受入れなど	継続・拡大			環境政策課 農林水産課 少年自然の家
		広報、事務局の支援等を通じ、「こどもエコクラブ活動」の支援を実施する	広報、会員登録受付、環境に関する情報の提供等を行った	継続	HP等による広報、会員登録受付、環境に関する情報の提供等を行う	継続			環境政策課
		市民団体等と連携して、出前講座を実施する	・こどもエコライフチャレンジ(市内7小学校で実施・543人参加) ・出張講座「くらしきの淡水魚」(3回実施・211人参加)	継続	・エコライフチャレンジ ・出前講座「くらしきの淡水魚」	継続・拡大			環境政策課

環境基本計画「めざそう値」  
平成23年度市民アンケート調査結果

## I アンケート調査の概要

### 1 調査目的

倉敷市では環境最先端都市の実現をめざし、平成32年度までを計画期間とする「第二次環境基本計画」に基づいて、さまざまな環境施策に取り組んでいます。

このアンケート調査は、市民のみなさまが環境について日頃感じていることや、身近な環境についての満足度及び意向等を調査し、計画目標の達成状況把握などに活用し、今後の市政運営に役立てていくものです。

### 2 実施状況

#### 2-1 調査対象

平成23年11月30日現在、市内に居住する16歳以上の市民の中からコンピュータで無作為に抽出した3,500人

#### 2-2 調査期間

平成24年2月1日（水）～平成24年2月22日（水）

#### 2-3 調査方法

上記調査対象である3,500人分について郵送調査

#### 2-4 調査項目

問番号	設問内容	目的
—	回答者の属性について	回答者の属性を把握するため
問2～ 問15	環境分野ごとの意識や関心度について	めざそう値を把握するため
問16	環境分野ごとの重要度と満足度	市民が感じている施策別の重要度・満足度を把握するため

## II アンケート調査結果の概要

「倉敷市第二次環境基本計画「めざそう値」市民アンケート調査」について、平成24年2月1日から2月22日にかけて実施し、3,500人に対してアンケート票を郵送したところ、1,639人から回答があり、回答者属性は次のとおりとなっている。

(回収率46.8%)

### 【回答者属性】

[単位 上段：人、下段0内：%]

#### 1 性別

男性	女性	未回答
730	901	8
(44.5)	(55.0)	(0.5)

#### 2 年齢別

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	未回答
39	110	205	221	249	404	404	7
(2.4)	(6.7)	(12.5)	(13.5)	(15.2)	(24.6)	(24.6)	(0.4)

#### 3 地域別

倉敷地区	水島地区	児島地区	玉島地区	庄地区	茶屋町地区	船穂地区	真備地区
723	256	225	232	41	54	18	90
(44.1)	(15.6)	(13.7)	(14.2)	(2.5)	(3.3)	(1.1)	(5.5)

### Ⅲ アンケート調査結果

#### 1 回答者の属性

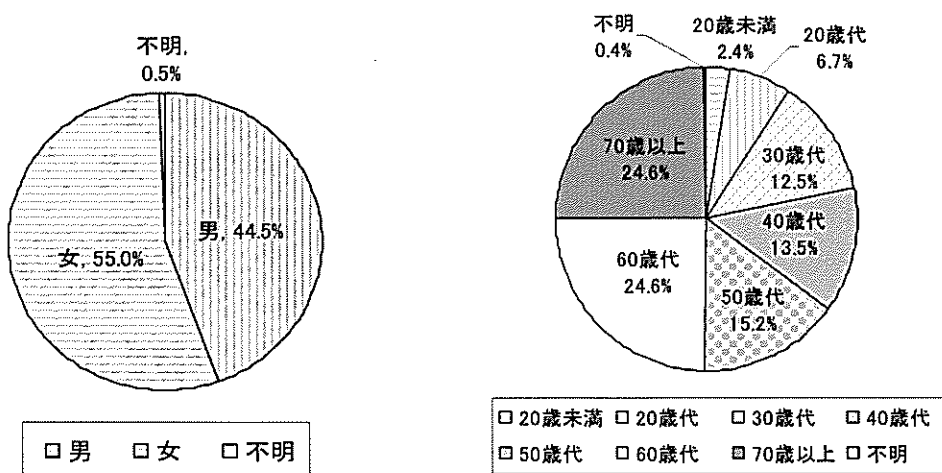
○性別・年齢

【表1-1：性別・年齢別 回答者・構成比率】

[単位 回答者数：人、構成比率：%]

年齢	回答者数	年齢別 構成比率	性別					
			男		女		不明	
			回答者数	構成比率	回答者数	構成比率	回答者数	構成比率
20歳未満	39	2.4	17	2.3	22	2.4	—	—
20歳代	110	6.7	48	6.6	62	6.9	—	—
30歳代	205	12.5	89	12.2	116	12.9	—	—
40歳代	221	13.5	93	12.7	128	14.2	—	—
50歳代	249	15.2	106	14.5	143	15.9	—	—
60歳代	404	24.6	186	25.5	218	24.2	—	—
70歳以上	404	24.6	188	25.8	212	23.5	4	50.0
不明	7	0.4	3	0.4	0	0.0	4	50.0
合計	1639	100.0	730	100.0	901	100.0	8	100.0

【グラフ1-1：性別・年齢別 回答者構成比率】



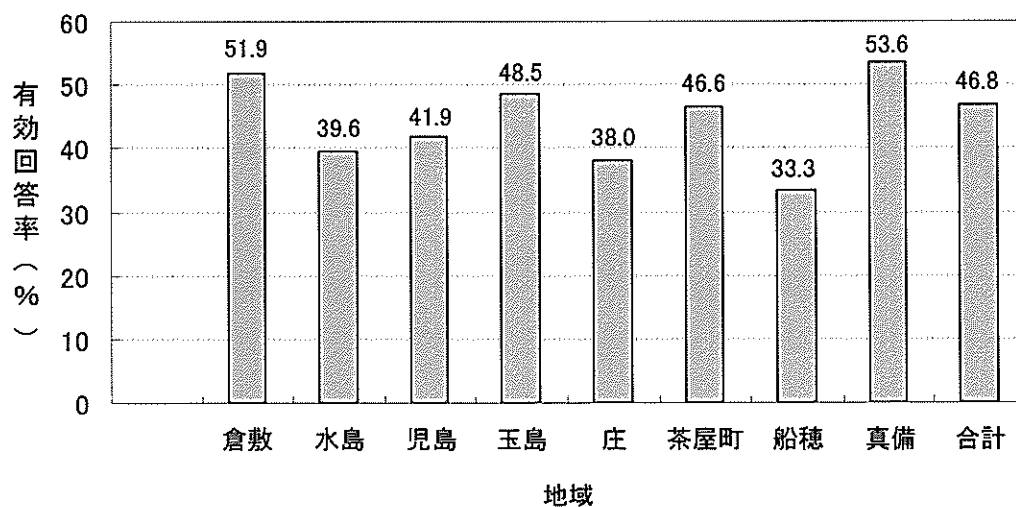


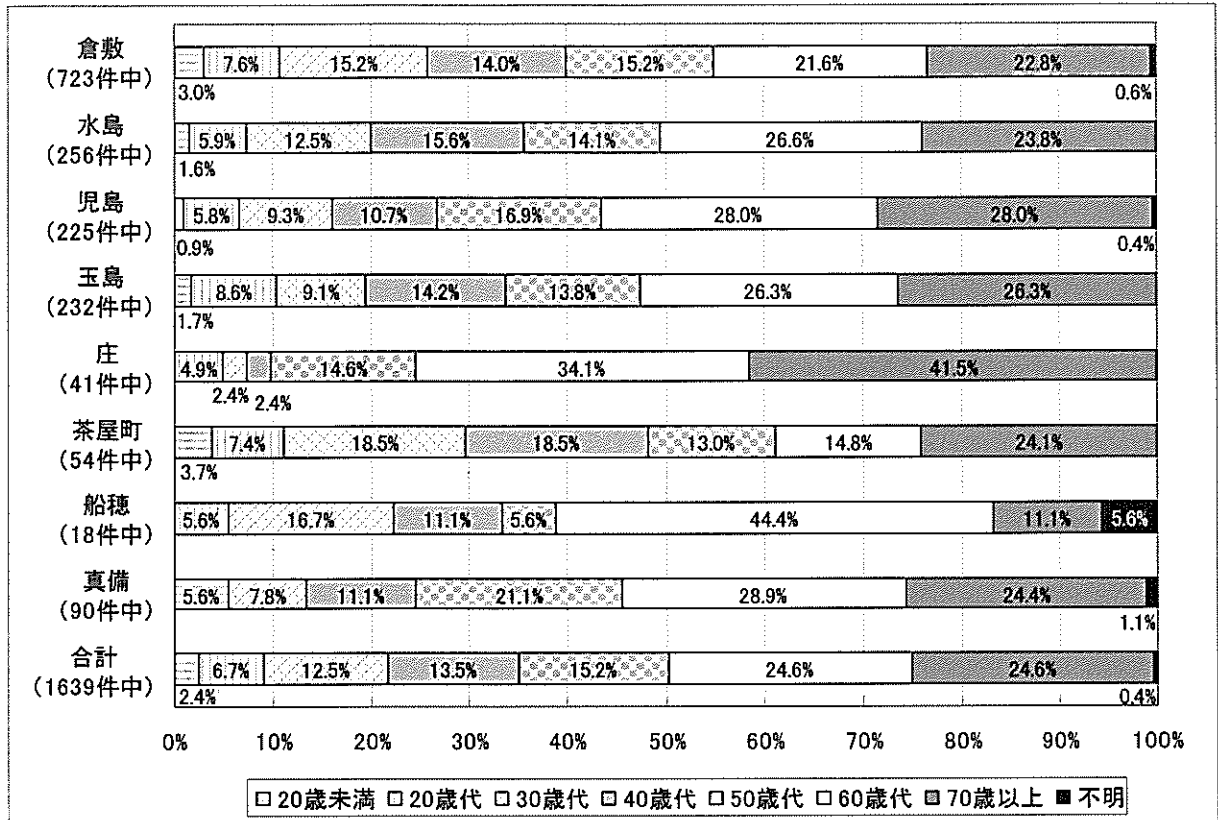
【表 1 - 2 : 地域別回答者数 回答率】

地域	発送数	有効調査 対象数 ①	支所別人口 構成比率 (%)	回答者数 (※注) ②	回答者 構成比率 (%)	有効回答 率(%) ③=②/①
倉敷	1,393	1,393	39.8	723	44.1	51.9%
水島	646	646	18.5	256	15.6	39.6%
児島	537	537	15.4	225	13.7	41.9%
玉島	478	478	13.7	232	14.2	48.5%
庄	108	108	3.1	41	2.5	38.0%
茶屋町	116	116	3.3	54	3.3	46.6%
船穂	54	54	1.6	18	1.1	33.3%
真備	168	168	4.8	90	5.5	53.6%
不明	0	0	-	-	-	-
合計	3,500	3,500	100.0	1639	100.0	46.8%

(※注) 属性欄の回答に記入がないものを含む。

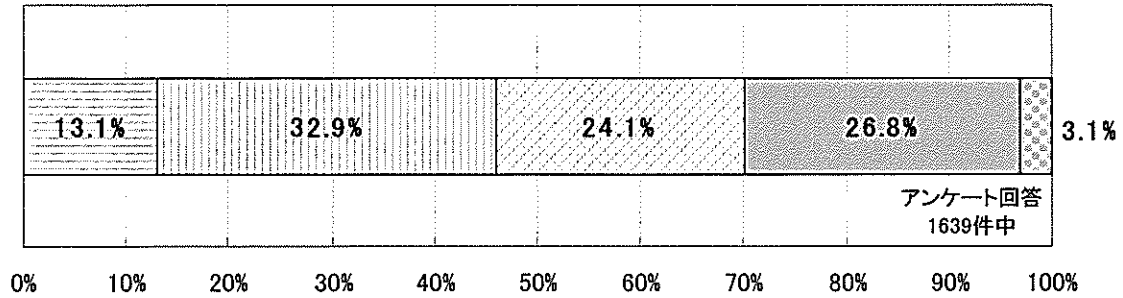
【グラフ 1 - 2 : 地域別 回答率】





《問1》 あなたは、身近な自然を守るための活動を行っていますか。

【グラフ1：合計・回答構成比率】



行っている  いくらか行っている  あまり行っていない  まったく行っていない  未回答

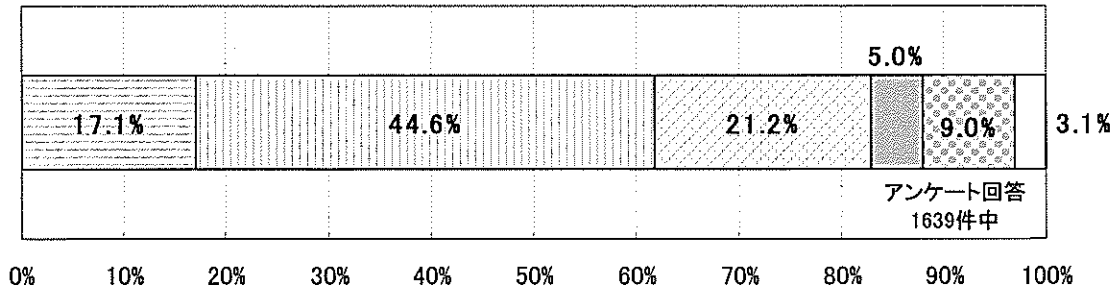
【めざそう値：年度別推移】

関係分野別目標：①多様な自然環境を保全し、自然とのふれあいを促進します

	H21 基準値	H23 (今回)	H27 目標値	H32 目標値
行っている	10.9%	13.1%	15%	20%

《問2》 公園や街路樹などの身近な緑に満足していますか。

【グラフ2：合計・回答構成比率】



満足  どちらかという満足  どちらかという不満  不満  わからない  未回答

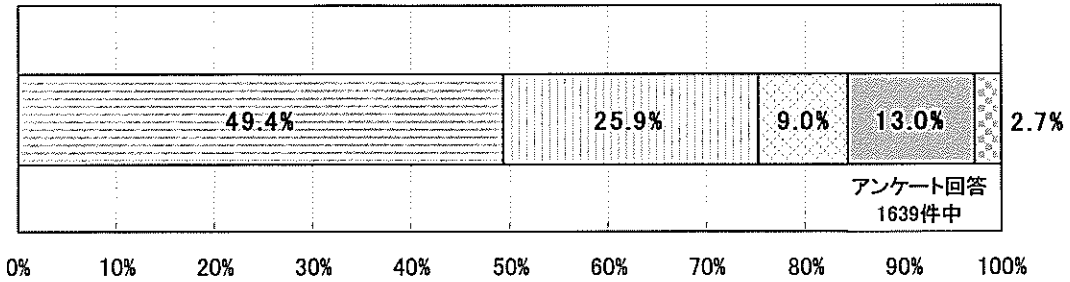
【めざそう値：年度別推移】

関係分野別目標：②まちの緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します

	H21 基準値	H23 (今回)	H27 目標値	H32 目標値
満足+どちらかという満足	59.8%	61.7%	68%	75%

《問3》 あなたは、庭木や生垣、鉢植えやプランター栽培などの身近な緑化を行っていますか。

【グラフ3：合計・回答構成比率】



行っている  いくらか行っている  あまり行っていない  まったく行っていない  未回答

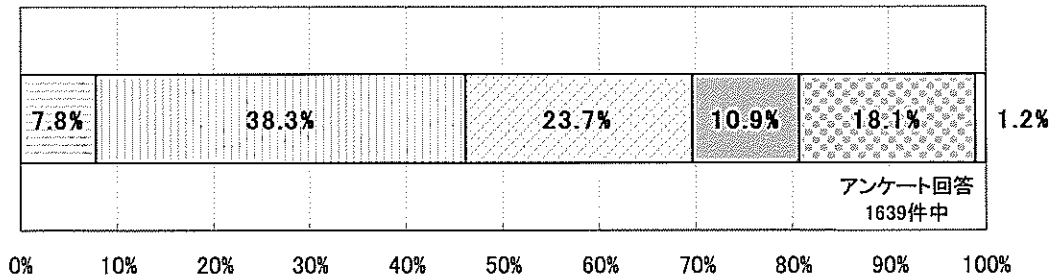
【めざそう値：年度別推移】

関係分野別目標：②まちの緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します

	H21 基準値	H23 (今回)	H27 目標値	H32 目標値
行っている	50.3%	49.4%	58%	65%

《問4》 地域の個性や生活・文化を活かした景観づくりができていると思いますか。

【グラフ4：合計・回答構成比率】



できている  どちらかというのできている  
 どちらかというのできていない  できていない  
 わからない  未回答

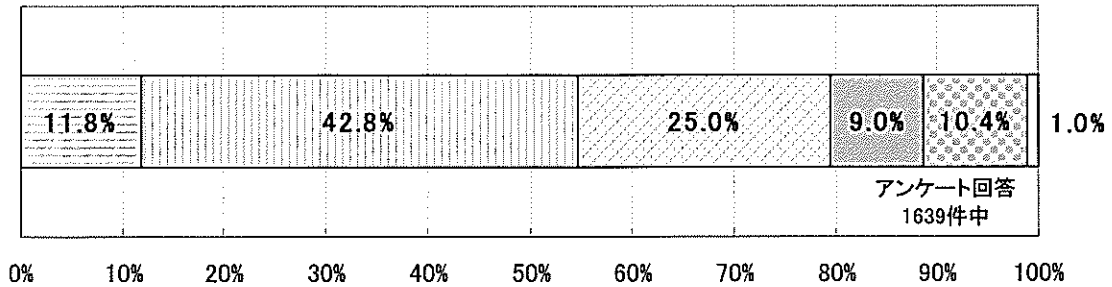
【めざそう値：年度別推移】

関係分野別目標：③瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します

	H21 基準値	H23 (今回)	H27 目標値	H32 目標値
できている+どちらかというのできている	38.9%	46.1%	45%	50%

《問5》 身近な生活環境の中での眺め（景観）に満足していますか。

【グラフ5：合計・回答構成比率】



満足  どちらかという満足  どちらかという不満  不満  わからない  未回答

【めざそう値：年度別推移】

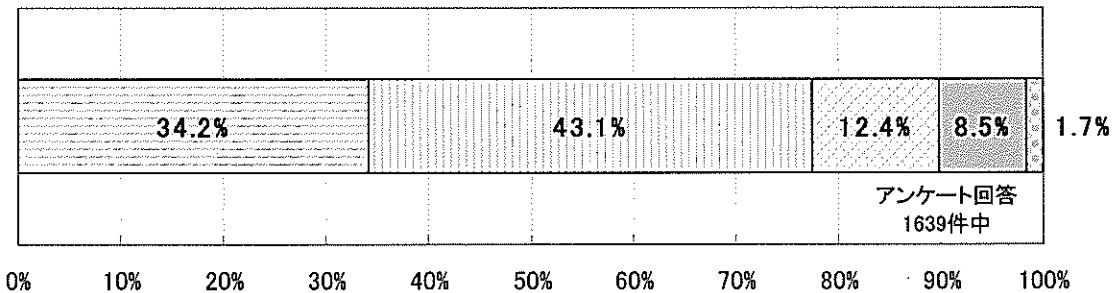
関係分野別目標：③瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します

	H21 基準値	H23 (今回)	H27 目標値	H32 目標値
満足＋どちらかという満足	51.8%	54.6%	57%	62%

《問6》 地産地消を心がけていますか。

※「地産地消」とは、「地域で生産されたものを地域で消費する」ことを言います。

【グラフ6：合計・回答構成比率】



心がけている  どちらかという心がけている  
 どちらかという心がけていない  心がけていない  
 未回答

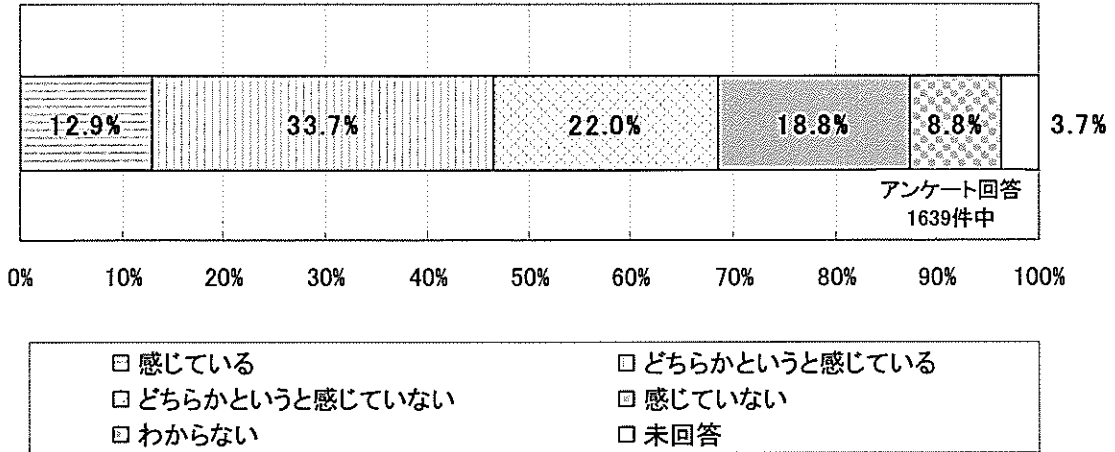
【めざそう値：年度別推移】

関係分野別目標：④環境と地域の好循環の創出により、地域の活性化を目指します

	H21 基準値	H23 (今回)	H27 目標値	H32 目標値
心がけている	32.1%	34.2%	41%	50%

《問7》 身近な空気がきれいに保たれていると感じていますか。

【グラフ7：合計・回答構成比率】



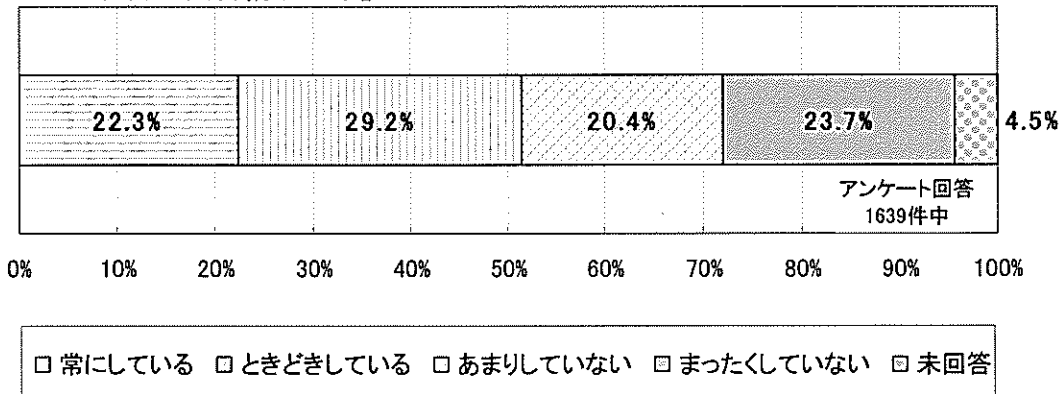
【めざそう値：年度別推移】

関係分野別目標：⑥クリーンな大気環境の保全に努めます

	H21 基準値	H23 (今回)	H27 目標値	H32 目標値
感じている+どちらかというと感じている	40.9%	46.6%	55%	70%

《問8》 通勤通学や日常の移動手段として、自転車・徒歩や公共交通機関を利用していますか。  
※車の使用を控えることで、CO<sub>2</sub>削減による地球温暖化防止や排気ガス削減による大気汚染の防止につながります。

【グラフ8：合計・回答構成比率】



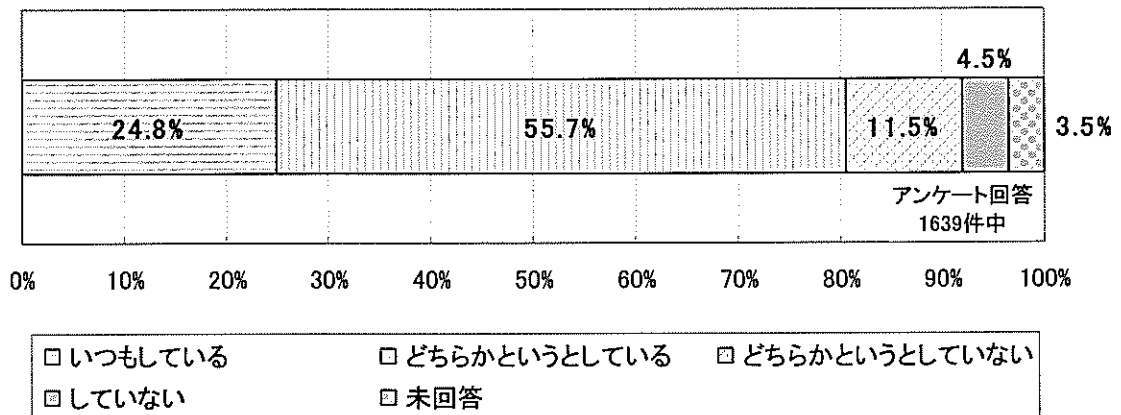
【めざそう値：年度別推移】

関係分野別目標：⑥クリーンな大気環境の保全に努めます

	H21 基準値	H23 (今回)	H27 目標値	H32 目標値
常にしている+ときどきしている	50.3%	51.5%	63%	75%

《問9》 日頃の生活の中で、水環境の改善（水や水辺を汚さない、きれいにする）を意識して行動していますか。

【グラフ9：合計・回答構成比率】



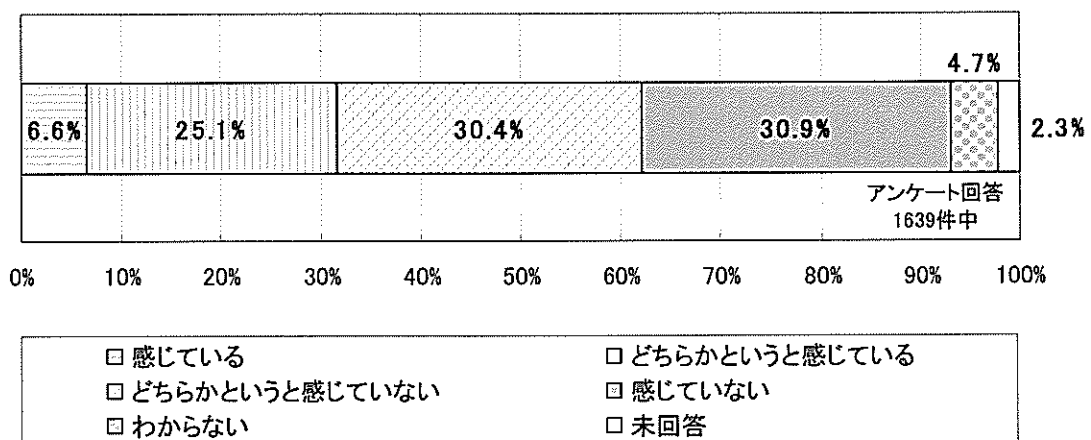
【めざそう値：年度別推移】

関係分野別目標：⑤良好な水環境の保全に努めます

	H21 基準値	H23 (今回)	H27 目標値	H32 目標値
いつもしている	23.9%	24.8%	50%	75%

《問10》 身近な河川・用水路がきれいで流れ豊かな水辺になっていると感じていますか。

【グラフ10：合計・回答構成比率】



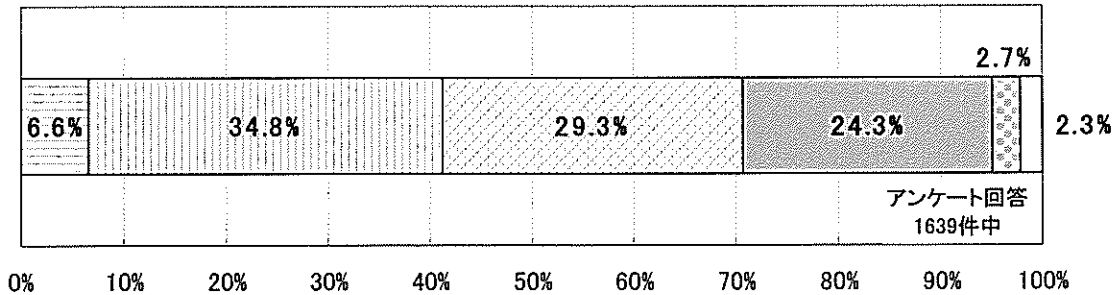
【めざそう値：年度別推移】

関係分野別目標：⑤良好な水環境の保全に努めます

	H21 基準値	H23 (今回)	H27 目標値	H32 目標値
感じている+どちらかというと感じている	31.2%	31.7%	45%	60%

《問11》 ごみが無く、まちがきれいに清掃されていると感じていますか。

【グラフ11：合計・回答構成比率】



- 感じている
- どちらかというと感じている
- どちらかというと感じていない
- 感じていない
- わからない
- 未回答

【めざそう値：年度別推移】

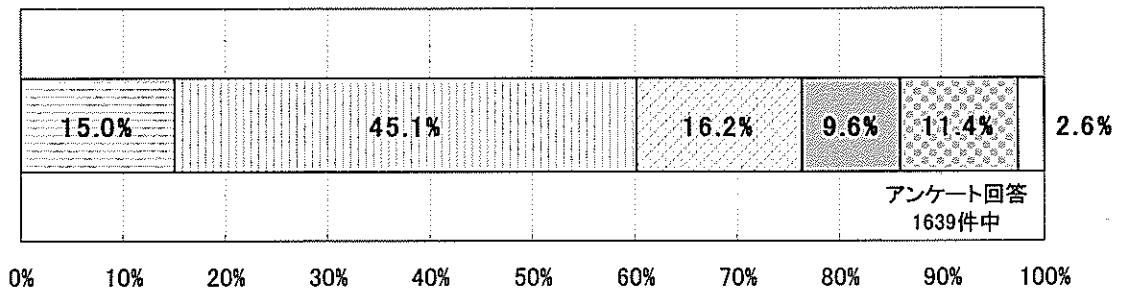
関係分野別目標：⑦安心・安全な生活環境の実現に努めます

	H21 基準値	H23 (今回)	H27 目標値	H32 目標値
感じている+どちらかというと感じている	38.4%	41.4%	55%	70%



《問12》 環境基準を守るための取組により、心身ともに健康に暮らせていると思いますか。  
 ※人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、行政上の政策目標を定めたものが環境基準です。現在は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められています。市はその目標の確保を図るために各施策を総合的に実施しています。

【問12：合計・回答構成比率】



- |                                       |                                     |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> そう思う         | <input type="checkbox"/> どちらかというと思う |
| <input type="checkbox"/> どちらかというと思わない | <input type="checkbox"/> そうは思わない    |
| <input type="checkbox"/> わからない        | <input type="checkbox"/> 未回答        |

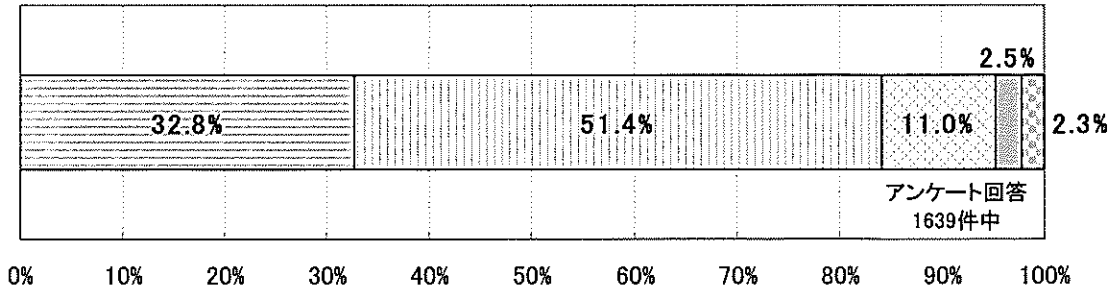
【めざそう値：年度別推移】

関係分野別目標：⑦安心・安全な生活環境の実現に努めます

	H21 基準値	H23 (今回)	H27 目標値	H32 目標値
そう思う+どちらかというと思う	54.4%	60.1%	67%	80%

《問13》 あなたは、ごみの発生及び排出の抑制に配慮した行動をしていますか。

【グラフ13：合計・回答構成比率】



- いつもしている
- どちらかというとしている
- どちらかというとしていない
- していない
- 未回答

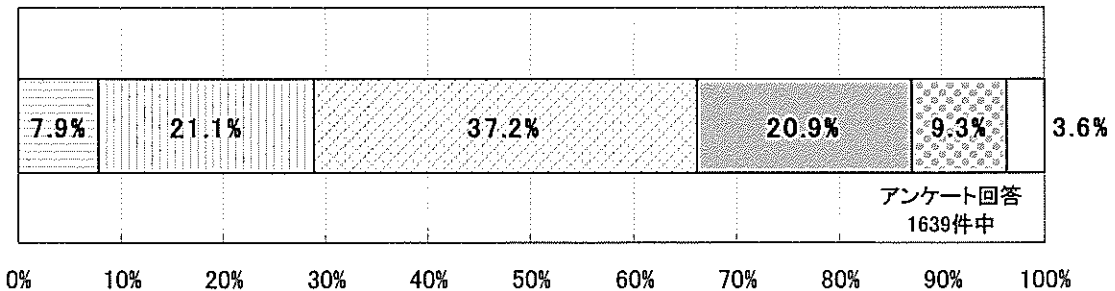
【めざそう値：年度別推移】

関係分野別目標：⑧生産、消費段階を含めた「ごみ」そのものの排出抑制を推進します

	H21 基準値	H23 (今回)	H27 目標値	H32 目標値
いつもしている	30.6%	32.8%	40%	60%

《問14》 「もったいない」という意識を共有している社会ができていると思いますか。

【グラフ14：合計・回答構成比率】



- 思う
- どちらかというと思う
- どちらかというと思わない
- 思わない
- わからない
- 未回答

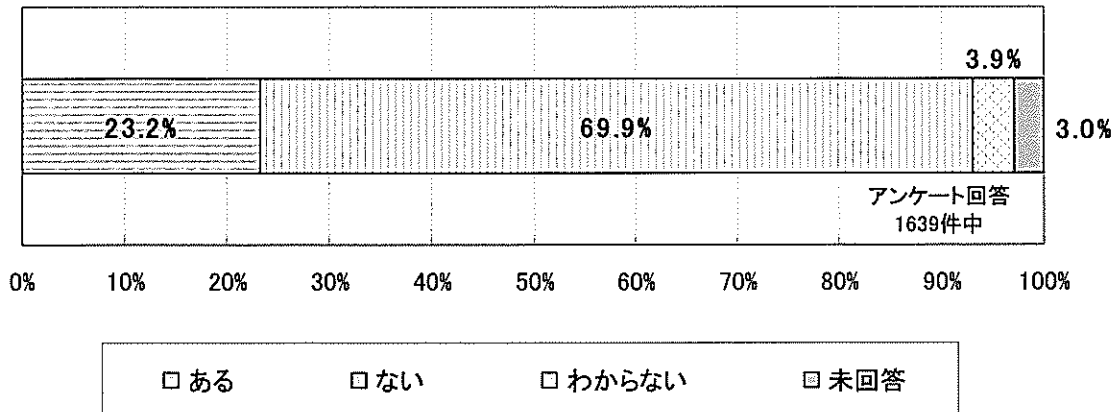
【めざそう値：年度別推移】

関係分野別目標：⑫環境教育・環境学習を推進し、環境意識を持ち行動できる人を増やします

	H21 基準値	H23 (今回)	H27 目標値	H32 目標値
思う	6.0%	7.9%	12%	30%

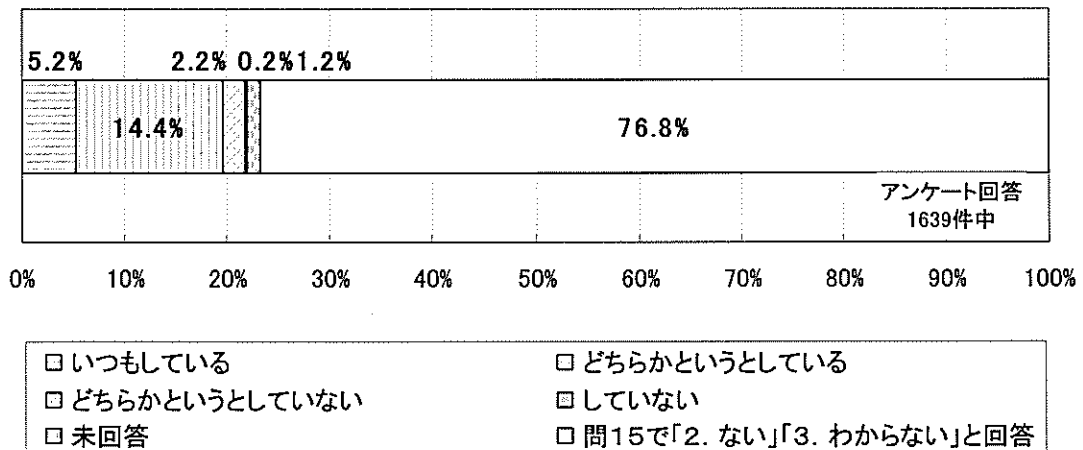
《問15》 環境に関する講座や講演会、体験会などの、環境学習を受けたことがありますか。

【グラフ15：合計・回答構成比率】



《問15-1》 問15で「1. ある」と答えた方におたずねします。  
環境学習で学んだことを、日常の生活の中で実践していますか。

【グラフ15-1：合計・回答構成比率】



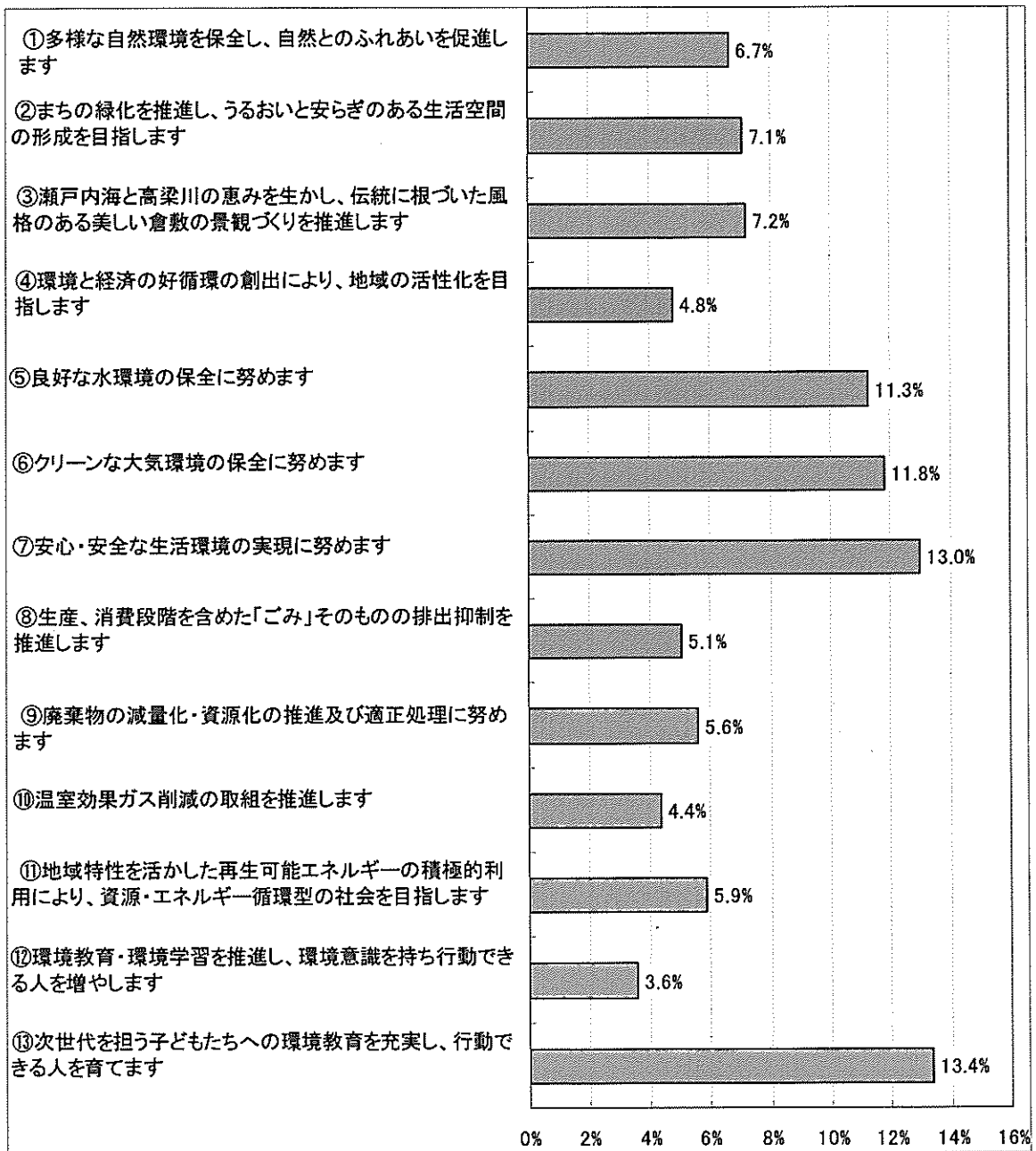
【めざそう値：年度別推移】

関係分野別目標：②環境教育・環境学習を推進し、環境意識を持ち行動できる人を増やします

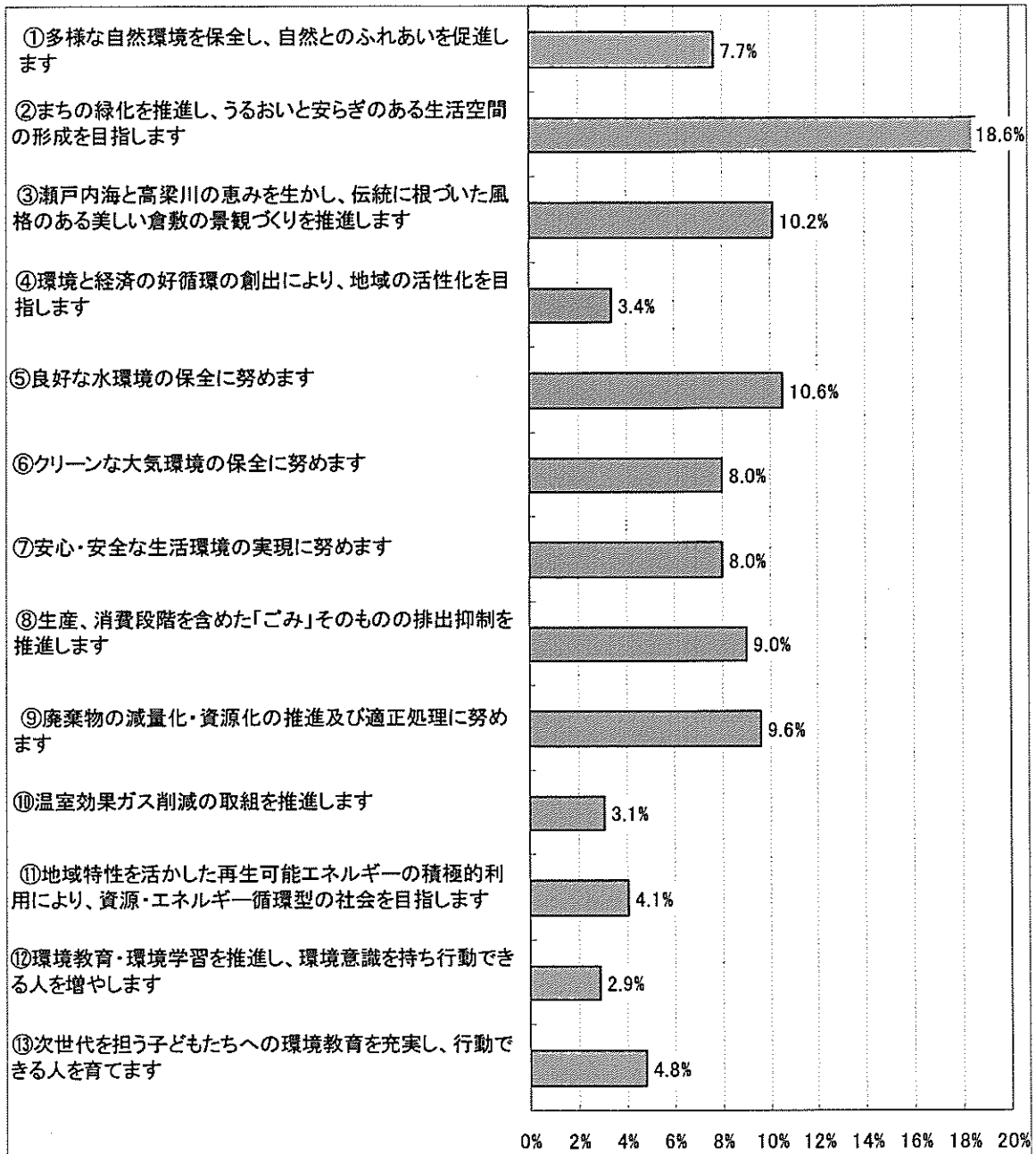
	H21 基準値	H23 (今回)	H27 目標値	H32 目標値
いつもしている	4.0%	5.2%	10%	20%

《問16》 倉敷市では、「倉敷市第二次環境基本計画」に掲げた目標を実現するため、平成23年度から下記の施策に取り組んでいます。それぞれの施策に対して、あなたにとって重要と思うものと、現状で効果が上がっている（満足）と思うものを3つまで選んで○印をつけて下さい。

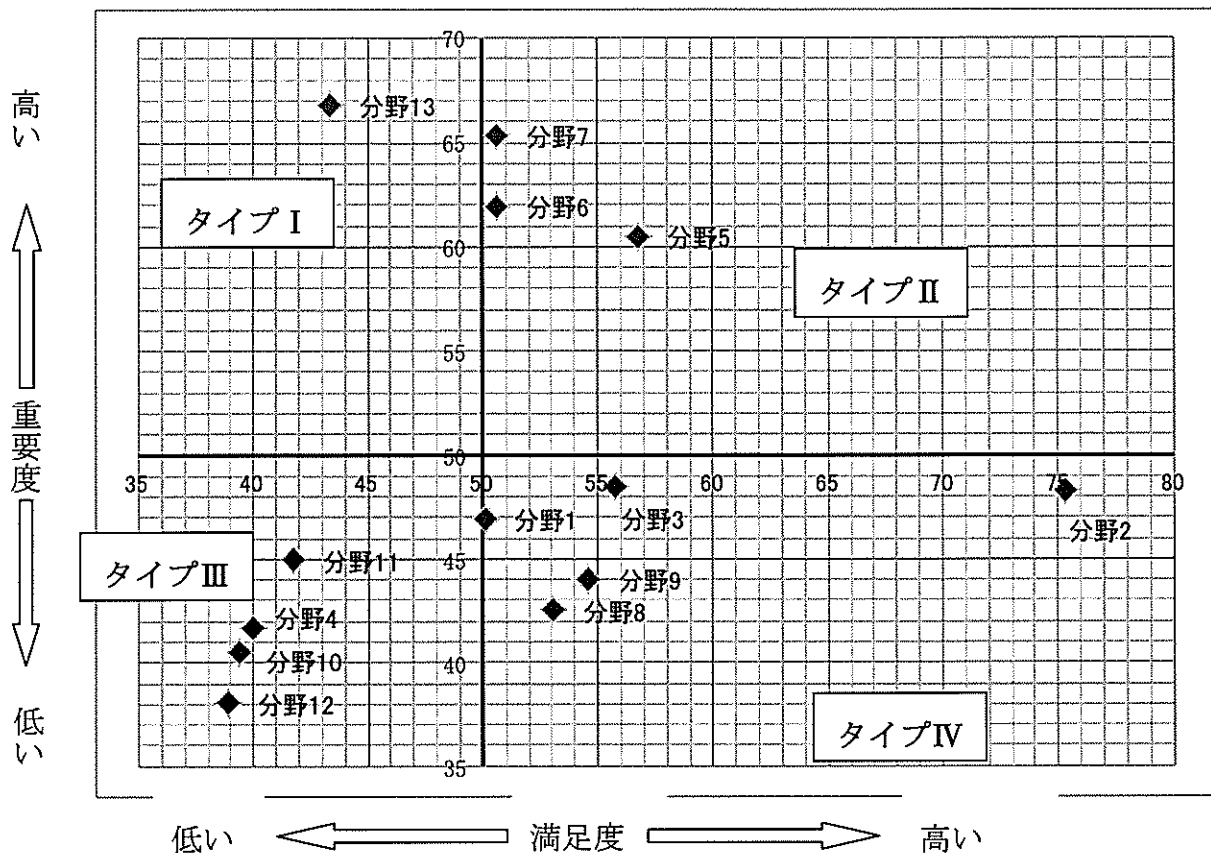
【グラフ16-1：合計・回答構成比率】 重要度



【グラフ16-2：合計・回答構成比率】 満足度



■重要度・満足度マッピンググラフ（偏差値による）



分類	求められること	該当分野
タイプ I	重要度が高く、満足度が低いことから、最優先で取り組むべき分野	分野 1 3 : 次世代を担う子供たちへの環境教育を充実し、行動できる人を育てます
タイプ II	重要度も満足度も高く、引き続き満足度を維持していくべき分野	分野 5 : 良好な水環境の保全に努めます 分野 6 : クリーンな大気環境の保全に努めます 分野 7 : 安心・安全な生活環境の実現に努めます
タイプ III	満足度が低いため、満足度を高める取り組みが必要であるが、重要度が低いため、必要性も含めて検討すべき分野	分野 4 : 環境と経済の好循環の創出により、地域の活性化を目指します 分野 1 0 : 温室効果ガス削減の取り組みを推進します 分野 1 1 : 地域特性を活かした再生可能エネルギーの積極的利用により、資源・エネルギー循環型の社会を目指します 分野 1 2 : 環境教育・環境学習を推進し環境意識を持ち行動できる人を増やします
タイプ IV	重要度は低いですが、満足度が高いことから、このままの状態を維持するとともに、過剰な行政サービスは縮小等も含めて見直しを検討すべき分野	分野 1 : 多様な自然環境を保全し、自然とのふれあいを促進します 分野 2 : まちの緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します 分野 3 : 瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します 分野 8 : 生産・消費段階を含めた「ごみ」そのものの排出抑制を推進します 分野 9 : 廃棄物の減量化・資源化の推進及び適正処理に努めます

## 議事 2

自然環境保全実施計画の進捗状況の資料は、希少野生生物の生息場所等の記載があるため、非公表といたします。

倉敷市緑の基本計画

くらしき水と緑のシンフォニー計画  
第4期実施計画（平成23～27年度）  
（平成23年度実績・平成24年度計画）

～添付資料 目次～

資料1 . 平成23年度実績・平成24年度計画表	..... P 1 ~ 9
資料2 . 緑量に関する集計表	..... P 1 0

倉 敷 市  
（土木部公園緑地課）



具体的 施策	第4期実施計画(平成23～27年度)		計 画 年 次	23年度実績		24年度計画		所 管 課
	事業名	事業内容		事業名	事業内容 (事業費 千円)	事業名	事業内容 (事業費 千円)	
<b>1 緑を守る (1)自然との共生</b>								
ア 市街地周辺の緑の保全	開発行為等の規制及び指導(1/3)	開発行為にあたって自然環境保全法、都市計画法、倉敷市開発行為指導要綱等の趣旨により、緑の保全を図られるよう規制・指導する。	継続	開発行為等の規制及び指導	協議件数 164件 (354,700㎡)環境	開発行為等の規制及び指導	継続	環境政策課
	開発行為等の規制及び指導(2/3)	開発行為にあたって自然環境保全法、都市計画法、倉敷市開発行為指導要綱等の趣旨により、緑の保全を図られるよう規制・指導する。	継続	開発行為等の規制及び指導	許可件数 515件 (404,647㎡)開発	開発行為等の規制及び指導	継続	開発指導課
	開発行為等の規制及び指導(3/3)	開発行為にあたって自然環境保全法、都市計画法、倉敷市開発行為指導要綱等の趣旨により、緑の保全を図られるよう規制・指導する。	継続	開発行為等の規制及び指導	3,000㎡以上 10件 2,673㎡ 850本 3,000㎡以下 157件 57,705㎡ 5,150本	開発行為等の規制及び指導	継続	公園緑地課
	土砂等による土地の埋立の規制及び指導(1/2)	倉敷市埋立行為等の規制に関する条例により土地の埋立て、盛土及びたい積並びに土砂採取にあたっては、災害の防止及び生活環境の保全の両面から、規制や跡地の緑化指導を行う。	継続	埋立行為等の規制及び指導	(協議件数 0件、0㎡) 環境	埋立行為等の規制及び指導	継続	環境政策課
	土砂等による土地の埋立の規制及び指導(2/2)	倉敷市埋立行為等の規制に関する条例により土地の埋立て、盛土及びたい積並びに土砂採取にあたっては、災害の防止及び生活環境の保全の両面から、規制や跡地の緑化指導を行う。	継続	埋立行為等の規制及び指導	許可件数 2件 (53,624㎡) 開発	埋立行為等の規制及び指導	継続	開発指導課
イ ふるさとの緑の保全	巨樹・老樹等の保護	自然保護監視員や市民からの情報をもとに、巨樹・老樹等の調査、「くらしきの巨樹・老樹」への認定を行い顕彰する。	継続	巨樹・老樹等の保護	老朽化した巨樹看板を立て直した(1件)	巨樹・老樹等の保護	市民からの情報等をもとに巨樹・老樹等の調査を行う。 老朽化した看板を順次立て直す。(105)	環境政策課
	市指定天然記念物 松くい虫等防除事業	市指定天然記念物の防除対策として薬剤の地上散布を行う。 松くい虫防除 2回 葉ダニ防除 1回	継続	市指定天然記念物 松くい虫等防除事業	・影向の松(中帯江) ・雨笠の松(玉島黒崎) ・鳳凰の松(片島町) (178)	市指定天然記念物 松くい虫等防除事業	継続 (178)	文化財保護課
ウ 森林・農用地の緑の保全	保全の実効性の確保	10ha以上の大規模開発に対して、県・市・開発事業者の3者で自然保護協定を結び自然環境の保全に努める	継続	保全の実効性の確保	10ha以上の大規模開発に対して、7件の自然保護協定を締結している。	保全の実効性の確保	継続	環境政策課
	ふれあいの森整備事業	ふれあいの森管理 平成10年度に県営事業による造成事業が完了したのに合わせて、ふれあいの森広場等の周辺整備を行う。	継続	ふれあいの森整備事業	ふれあいの森管理 16.39ha (2,926)	ふれあいの森整備事業	継続 (2,926)	農林水産課
	美しい森管理事業	倉敷美しい森管理 県が整備を進めていた倉敷美しい森がオープンし、倉敷市が指定管理を受け、管理を行う。 県財政構造改革プランでの協議を経て、平成21年4月より、県より施設の譲渡を受け、市の施設として運営を行う。	継続	美しい森管理事業	倉敷美しい森管理委託 4.36ha (5,327) 真備美しい森管理委託 6ha (5,968)	美しい森管理事業	倉敷美しい森管理委託 4.36ha (8,331) 真備美しい森管理委託 6ha (6,502)	農林水産課
	松くい虫予防事業	松くい虫被害対策のため薬剤散布と被害木の伐倒駆除を推進する。平成20年度より空中散布を廃止。	継続	松くい虫予防事業	薬剤地上散布 13ha 伐倒駆除 1,120㎡ (18,489)	松くい虫予防事業	薬剤地上散布 13ha 伐倒駆除 1,300㎡ (21,511)	農林水産課
	水源林管理事業	間伐や撫育により水源林の保全を図る。	継続	水源林管理事業	新見市 220ha (17,152)	水源林管理事業	新見市 220ha (20,421)	農林水産課

具体的 施策	第4期実施計画(平成23～27年度)		計 画 年 次	23年度実績		24年度計画		所 管 課
	事業名	事業内容		事業名	事業内容 (事業費 千円)	事業名	事業内容 (事業費 千円)	
	林野火災予防啓発・ 広報	地区山火事予防協議会を中心に情報収集及び啓発活動を推進する。	継続	林野火災予防啓発・ 広報	山火事予防チラシの配布 山火事予防協議会の開催 山火事予防看板の設置 山火事予防広報活動 (64)	林野火災予防啓発・ 広報	継続 (122)	農林水産課
		山火事予防看板設置事業 幹線道路沿いや山道等に、タバコの投げ捨て防止の呼びかけを重点にした山火事予防看板を設置及び老朽化に伴う更新を行う。	継続	山火事予防看板設置事業	幹線道路沿いや山道等に、タバコの投げ捨て防止の呼びかけを重点にした山火事予防看板の点検を実施した。	山火事予防看板設置事業	幹線道路沿いや山道等に、タバコの投げ捨て防止の呼びかけを重点にした山火事予防看板の設置、点検及び老朽化に伴う更新及び補修を実施する。	消防予防課
		山火事予防啓発パレード 管内の山火事予防重点地域で、啓発パレードを実施し、広く地域住民に山火事予防意識の高揚を図る。	継続	山火事予防啓発パレード	山火事予防啓発パレードは実施していません。	山火事予防啓発パレード	山火事予防啓発パレードの計画はありません。	消防予防課
		山林火災防御訓練 管内の山火事予防重点地域で、林野火災防御訓練を実施し、地域住民に山火事予防意識の高揚を図る。	継続	山林火災防御訓練	管内の山火事予防重点地域で林野火災防御訓練を実施し、地域住民に山火事予防意識の高揚を図った。	山林火災防御訓練	管内の山火事予防重点地域で林野火災防御訓練を実施し、地域住民に山火事予防意識の高揚を図る。	消防予防課
エ 河川・海 浜の緑 の保全	倉敷川植栽管理事業	ふるさとの川整備事業により、整備する。 倉敷川沿いの河川緑地、親水公園等の維持管理に努めるとともに、絶滅危惧種に指定されたミズアオイの自生地の整備・保全に努める。	継続	倉敷川植栽管理	・倉敷川植栽管理(20,598) ・倉敷川ミズアオイ自生地の草刈(168)	倉敷川植栽管理	倉敷川沿いの植栽管理を行うとともにミズアオイ自生地の保全に努める。 ・倉敷川植栽管理(22,400) ・倉敷川ミズアオイ自生地整備(200)	土木課
<b>1 緑を守る (2) 緑の活用</b>								
ア 探鳥コース・野鳥観察地の設定	探鳥コース・野鳥観察地の設定	既設コースの案内板などの補修を随時行う。 探鳥に適した場所を探鳥コースとして指定し、案内板を設置する。	継続	探鳥コース・野鳥観察地の設定	新規の探鳥コースは設定していない。	探鳥コース・野鳥観察地の設定	新規探鳥コースの必要性について検討する。 既存探鳥コースを活用し、市民団体と協働で観察会を実施する。(0)	環境政策課
イ 水源の森づくり植樹のつどい	水源の森づくり植樹のつどい	森林の持つ公益的機能の一つである水源かん養機能を有した「森と水の源泉となる森林」を造成し、水源の確保を図るとともに、上流と下流での住民の交流を深める。	継続	水源林造成事業	・水源の森づくり植樹のつどい 平成23年10月15日(土)、倉敷市民、新見市民の参加による、植樹のつどいを開催した。倉敷市民100名、新見市民50名が参加。(1,275)	水源林造成事業	・水源の森づくり植樹のつどい 新見市大佐の造林地において、倉敷市民、新見市民の参加による植樹のつどいを開催する。(1,360)	農林水産課
			継続	水源林絆の森整備事業	水源林造成事業 植栽 3.98ha(クリ、コナラ、ヤマボウシ等) 作業道 348.2m (11,208)	水源の森整備事業	水源林造成事業 植栽 1.25ha(ブナ、コナラ等) (7,753)	農林水産課
ウ 緑のリサイクル	緑のリサイクル事業	緑豊かな街づくりを推進するため、不要になった樹木を市が譲り受け、希望者に譲渡することにより、樹木の有効な活用を図る。	継続	緑のリサイクル事業	不要樹木の提供12件・112本 一般公開:1月29日 譲渡本数:203本 (946)	緑のリサイクル事業	平成25年1～2月に公開予定 サザンカ、ツツジほか (563)	公園緑地課
計	事業数 14							

具体的 施策	第4期実施計画(平成23～27年度)		計 画 年 次	23年度実績		24年度計画		所 管 課
	事業名	事業内容		事業名	事業内容 (事業費 千円)	事業名	事業内容 (事業費 千円)	
<b>2 緑を増やす (1)公共の緑化</b>								
ア 都市公 園等の 整備	街区公園の整備	緑化重点地区内の公園整備を推進する。また、適正な配置で街区公園を設置する。	継続	街区公園の整備	用地取得 (88,135) 整備工事 (107,944)	街区公園の整備	用地取得 (80,000) 整備工事 (70,000)	公園緑地課
	近隣公園の整備	適正に配置し、住民に憩いと安らぎの場を提供する。 ・玉島みなと公園 A=2.2ha	継続	玉島みなと公園の整備	整備工事 (173,351)	玉島みなと公園の整備	整備工事(57,152)	公園緑地課
			継続	倉敷みらい公園	用地取得 (1,041,000) 整備工事 (260,404)	倉敷みらい公園	事業完了	公園緑地課
	総合公園の整備	・倉敷総合公園 緑化推進の拠点となる都市公園を整備する。(緑化センター)	継続	倉敷総合公園の整備	倉敷総合公園及び都市緑化センター等の調査、研究	倉敷総合公園の整備	倉敷総合公園及び都市緑化センター等の調査、研究	公園緑地課
	風致公園の整備	・酒津八幡山公園 自然とふれあえる場を提供する。	継続	酒津八幡山公園の整備	調査・研究	酒津八幡山公園の整備	調査・研究	公園緑地課
	緑地の整備	・高梁川緑地	継続	高梁川緑地	なし	高梁川緑地	なし	公園緑地課
	緑道の整備	・八間川緑道 L=2.7km	継続	緑道の整備	花苗5000株を年3回植栽する。(地区花)	緑道の整備	花苗5000株を年3回植栽する。(地区花)	公園緑地課
	地区公園の整備	水島中央公園の整備	継続	水島中央公園の再整備	計画策定	水島中央公園の再整備	計画策定 (5,000)	公園緑地課
	運動公園の再整備	中山運動公園の再整備	新規	中山運動公園の再整備	計画策定	中山運動公園の再整備	計画策定 (5,000)	公園緑地課
	公園の再整備	街区公園を魅力ある公園に再整備する。	継続	公園の再整備	トイレ水洗化・水飲み場設置・照明等設置	公園の再整備	トイレ水洗化・水飲み場設置・証明等設置	公園緑地課
公園の開放	公園等の内、適所を市民に開放し、草花を栽培し楽しめる場等の提供に努める。	継続	公園の開放	市民による公園内での花壇づくり推奨	公園の開放	市民による公園内での花壇づくり推奨	公園緑地課	
イ 道路の 緑化	街路事業	街路樹の植栽により道路の緑化を進める。	継続	街路事業	なし	街路事業	なし	街路課
	道路新設改良事業	新設の道路の植樹により緑化を進める。	継続	道路新設改良事業	なし	道路新設改良事業	なし	街路課
	「風の道」道路整備事業	鉄道跡地を緑豊かな自転車・歩行者道として整備する。	継続	「風の道」道路整備事業	「風の道」に花苗2,064株を植栽した。 L=70m、W=0.8m。(地区花)	「風の道」道路整備事業	継続	児島建設課
	フラワーボックスの設置	メイン通りにフラワーボックスを設置し道路を季節の花で飾る。	継続	フラワーボックスの設置	市内のフラワーロード(6.6km)のフラワーボックス(1,993個)に年3回花苗を配布した。	フラワーボックスの設置	継続	公園緑地課
ウ その他 の公共 施設等 の緑化	保育園花いっぱい事業	地域の人が安らぐ空間づくりとして、市内保育園の花壇の整備、充実を図る。	継続	保育園花いっぱい事業	地域の人が心安らぐ空間づくりとして市内22園2分園の花壇の整備充実を図った。	保育園花いっぱい事業	地域の人が心安らぐ空間づくりとして市内22園2分園の花壇の整備充実を図る。	保育課
	保育園園庭芝生化事業	緑のカーテンプロジェクトの一環として、公立保育園の園庭芝生化を行い、子どもたちの屋外活動の促進や情緒安定の向上を図る。	継続	保育園園庭芝生化事業	柳田保育園の園庭の一部(約210㎡)、田の口保育園の園庭の一部(約80㎡)を芝生化した。(3,339)	保育園園庭芝生化事業	公立保育園園庭の一部を芝生化する(2ヶ所程度)。 (4,268)	保育課
	公共施設緑化事業	緑豊かな街並み空間をつくるため、保育園・幼稚園・学校等の既存のコンクリート塀等を撤去し、生垣設置を進める。	継続	公共施設緑化事業	学校等のブロック塀を生垣にした。 第五福田小学校 (2,349)	公共施設緑化事業	万寿小学校 (予定) (2,000)	公園緑地課

具体的 施策	第4期実施計画(平成23～27年度)		計 画 年 次	23年度実績		24年度計画		所 管 課
	事業名	事業内容		事業名	事業内容 (事業費 千円)	事業名	事業内容 (事業費 千円)	
	ポンプ場の場内緑化整備	下水整備に伴うポンプ場に植栽を行うことによって、緑豊かな周辺環境整備をする。	継続	ポンプ場の場内緑化整備	玉島下水処理場内に花壇を整備した。 年3回植替 面積 140㎡ ペチュニア 350株 1回 ブルーサルビア 350株 1回 パンジー 350株 1回	ポンプ場の場内緑化整備	玉島下水処理場内に花壇を整備する。 年3回植替 面積 140㎡ ペチュニア 350株 1回 サルビア 350株 1回 パンジー 350株 1回	下水施設課
	学校緑化整備	情操教育として学校緑化の推進を図る。	継続	学校緑化整備	学校・園の校庭周辺の芝生化を行う。 連島東小学校(576㎡) 万寿幼稚園(305㎡) (4,601)	学校緑化整備	学校・園の校庭周辺の芝生化を行う。 琴浦南小学校(939㎡) 長尾小学校(832㎡) 琴浦東小学校(392㎡) (3,469)	教育施設課
工 遊 休 地 の 緑 化	遊休地の植栽	使用されていない遊休地に暫定的に花や低木を植栽し、緑の空間をつくる。	継続	遊休地の植栽	各施設で実施	遊休地の植栽	継続	関係課
	地区花花壇の促進	使用されていない遊休地を、地区花いっぱい団体に提供し、地区花花壇として活用する。	継続	地区花花壇の促進	使用されていない場所を、地区花いっぱい団体が地区花花壇として活用した。 新規団体 7団体	地区花花壇の促進	継続	公園緑地課
	子ども広場の整備	子ども広場の整備及び維持管理を図る。	継続	子ども広場の整備	子ども広場の整備及び維持管理 (6,334)	子ども広場の整備	継続 (2,952)	生涯学習課
	市民農園整備事業	遊休農地を利用した市民農園の維持管理を行う。	継続	市民農園維持管理	遊休農地を利用した市民農園の維持管理 (4,356)	市民農園維持管理	継続 (4,628)	農林水産課
				市民農園開設事業	なし	市民農園開設事業	中庄第一・第二・第三市民農園の開設 (13,000)	農林水産課
<b>2 緑を増やす (2) 民間の緑化</b>								
ア 住 宅 等 民 有 地 の 緑 化	記念樹の配布	結婚・誕生を記念して苗木を配布し、家庭の緑化を進める。	継続	記念樹の配布	結婚及び誕生記念として苗木を配布した。 10月 694本 3月 463本 (1,372)	記念樹の配布	継続 (1,620)	公園緑地課
	生垣設置の推進	緑豊かな街づくりに向けて、生垣設置に対し補助金を交付し生垣化を進める。	継続	生垣設置の推進	生垣設置者に補助金交付 (補助金交付件数 13件) (357)	生垣設置の推進	生垣設置者に補助金交付 (1,000)	公園緑地課
	地域緑化事業	緑の羽根による募金の見返り事業として地域・学校等に苗木を配布し、地域緑化を進める。	継続	地域緑化事業	地域・学校等に苗木を配布 ・配布箇所数 78箇所 ・配布数875本 ソメイヨシノ他 (1,565)	地域緑化事業	地域・学校等に苗木を配布 (1,566)	公園緑地課
	緑地協定による民有地緑化の推進	緑地協定を締結することにより、団地などの民有地緑化を推進する。	継続	緑地協定による民有地緑化の推進	調査・研究	緑地協定による民有地緑化の推進	継続	公園緑地課
	緑のカーテンの推進	家庭でできる温暖化対策としてつる性植物を利用した壁面緑化を進める。	継続	緑のカーテン推進事業	市民にゴーヤ3,000袋、朝顔1,500袋、苗750個を配付。緑のカーテンコンテストを実施。(事業費 289千円)	緑のカーテンの推進事業	市民に「つる性植物」の種・苗・啓発チラシを配付、緑のカーテンコンテストの実施など(事業費 364千円)	環境学習センター
イ 工 場 ・ 事 業 所 の 緑 化	工場・事業所の緑化の推進	緑豊かな街づくりに向けて、積極的な緑化を推奨するとともに、生垣設置に対し補助金を交付し、生垣化を進める。	継続	工場・事業所の緑化の推進	開発協議時やホームページで生垣補助があることをPR。	工場・事業所緑化の推進	継続	公園緑地課
	工場緑化の推進の育成	公害防止協定締結工場については緑地面積を拡大するよう指導する。また、工場立地法対象外の工場についても、法の趣旨に沿った緑化を指導する。	継続	工場緑化の推進の育成	公害防止協定(環境保全協定を含む)を平成23年度までに66件締結している。また、事前協議(年間92件)において、生産施設面積が増加する場合、緑化の指導を行った。 (8件)	工場緑化の推進の育成	事前協議において、生産施設面積増加の場合、緑化の指導を行う。現地調査等を実施し、工場緑化を促進する。	環境政策課
計	事業数 30							

具体的 施策	第4期実施計画(平成23~27年度)		計 画 年 次	23年度実績		24年度計画		所 管 課
	事業名	事業内容		事業名	事業内容 (事業費 千円)	事業名	事業内容 (事業費 千円)	
<b>3 緑を育てる (1) 緑の維持管理</b>								
ア ボラ ン ティア 活 動 と の 連 携	コミュニティ活動との連携	自治会、子ども会、老人クラブ等との連携を図り、地域に密着した公園等の維持管理を図る。	継続	コミュニティ活動との連携	自治会、子ども会、老人クラブ等との管理委託契約による公園等の維持管理	コミュニティ活動との連携	継続	公園緑地課
	ボランティア活動との連携	ボランティア団体と連携を図り、街路や公園緑地課の維持管理体制づくりを進める。	継続	ボランティア活動との連携	ボランティア団体と連携を図り、街路や公園の維持管理体制や緑化推進づくりを進めた。 福田公園 清掃活動 酒津公園 花苗植付活動	ボランティア活動との連携	継続	公園緑地課
イ 緑 化 知 識 の 向 上	パンフレットの作成・配布	緑の意義や維持管理に関するパンフレット等を作成・配布し緑化知識の向上を図る。	継続	パンフレットの作成・配布	花と緑の推進会議においてパンフレット配布	パンフレットの作成と配布	継続	公園緑地課
	講習会等の実施	講習会の実施や緑の相談所を通して、緑の育て方や維持管理について知識の向上を図る。	継続	講習会等の実施	花と緑の推進会議において講演会を実施	講習会等の実施	継続	公園緑地課
	講座の開催	講座を通して、庭づくり、花の栽培、剪定等の知識の向上を図る。	継続	講座の開設	市民学習センターでは、くらしき市民講座で環境政策課と連携した「海辺教室」「水辺教室」などを開催し、参加者に自然との触れあいを通じて、緑の大切さを楽しみながら学んでいただき、緑化に対する意識の高揚を図った。 公民館では、「たのしい園芸」、「山野草」、「盆栽」、「ガーデニング」、「植木の剪定、手入れ」などの講座を開催し、植物の栽培に関する知識の習得とともに、緑化に対する意識の高揚を図った。	講座の開設	市民学習センターでは、自然と触れ合う講座を他部局と連携しながら開催し、自然の素晴らしさを実感してもらい、緑を大切に する意識をもってもらう。 公民館では、「家庭園芸」、「山野草」、「盆栽」、「押し花」などの講座を開催し、植物に関する知識の習得とともに、緑化に対する意識の高揚を図る。	市民学習センター(各公民館)
ウ 緑 の 維 持 管 理 体 制 の 強 化	都市公園の管理	市民生活にゆとりとうるおいを与える都市公園の適正な維持管理を行う。	継続	都市公園の管理	都市公園の適正な維持管理 都市公園 710箇所 遊園 267箇所 (485,352)	都市公園の管理	継続 都市公園 711箇所 遊園 267箇所 (547,422)	公園緑地課
	街路樹・緑地帯の管理	緑豊かな景観をつくる街路樹や緑地帯の適正な維持管理を行う。	継続	街路樹・緑地帯の管理 沙美緑地管理	街路樹・緑地帯の維持管理 (112,080)	街路樹・緑地帯の管理 沙美緑地管理	継続 (116,819)	公園緑地課
	公園等清掃管理委託事業	高齢者の生きがい対策事業として地域の公共の公園等の清掃管理を委託する。	継続	公園等清掃管理委託事業	高齢者の生きがい対策事業として地域の公共の公園等の清掃管理を委託した。 (40,005)	公園等清掃管理委託事業	継続 (39,527)	高齢福祉課
	瀬戸内海国立公園及び園地の管理	瀬戸内海国立公園及び園地の管理	継続	瀬戸内海国立公園及び園地の管理	瀬戸内海国立公園及び園地の管理 (22,053)	瀬戸内海国立公園及び園地の管理	継続 (23,366)	公園緑地課
	鷺羽山ビジターセンター及び田之浦パークセンターの維持管理	鷺羽山ビジターセンター及び田之浦パークセンターの維持管理	継続	田之浦パークセンターの維持管理	田之浦パークセンターの維持管理 (1,084)	田之浦パークセンターの維持管理	継続 (1,093)	公園緑地課
				鷺羽山ビジターセンターの維持管理	鷺羽山ビジターセンターの維持管理 (7,270)	鷺羽山ビジターセンターの維持管理	鷺羽山ビジターセンターの維持管理 (7,388)	観光課
	民間施設等の緑の維持管理の充実	民間施設において積極的かつ適正に緑の維持管理を行うよう推奨する。	継続	民間施設等の緑の維持管理の充実	緑の相談で対応した。 民間施設に協力を依頼した。	民間施設等の緑の維持管理の充実	協力の依頼をお願いするとともに緑の相談を受ける。	公園緑地課

具体的 施策	第4期実施計画(平成23～27年度)		計 画 年 次	23年度実績		24年度計画		所 管 課
	事業名	事業内容		事業名	事業内容 (事業費 千円)	事業名	事業内容 (事業費 千円)	
	公共施設等の緑の維持管理の充実	市庁舎をはじめとする公共施設において、適正な緑の維持管理を行う。	継続	公共施設等の緑の維持管理の充実	市庁舎緑地管理、除草・剪定等業務委託(5,513)	公共施設等の緑の維持管理の充実	継続(5,751)	総務課
			継続	庁舎の壁面緑化	緑のカーテンプロジェクトの一環として、ゴーヤを植えることにより、庁舎(本庁、児島・玉島・庄支所)の壁面緑化をすすめた。(306)	庁舎の壁面緑化	継続(340)	総務課
<b>3 緑を育てる (2) 市民による地域緑化</b>								
ア 花いっぱい運動の推進	花の銀行の充実	春・秋の年2回開催する花の銀行支店長会議を通して、市民に花の種等を貸出し、花いっぱいの街づくりを進める。	継続	花の銀行の充実	花の銀行支店 46支店 花の種 夏(スイトピー・かすみ草) 春(ダリア・タイム) 40,000袋	花の銀行の充実	継続	公園緑地課
	フラワーロード事業	愛称通り(倉敷中央通り・鷲羽山通り・水島商店街通り)などにフラワーボックスを設置し季節の花で飾る。	継続	フラワーロード事業	年3回約28万株植栽 延長6.6km 4月ペチュニア、6月ブルーサルビア 11月パンジー	フラワーロード事業	継続 4月ペチュニア、6月サルビア 11月パンジー	公園緑地課
	花いっぱい事業	駅前から美観地区に至る間にポケット的なスペースにガーデンングとして飾る。	継続	花いっぱい事業	阿知フラワーポッケ花植栽 (1,932)	花いっぱい事業	継続 (1,978)	公園緑地課
	公共用地の有効利用	下水処理場用地等の公共用地を花いっぱいにし市民に憩いの場を提供する。	継続	玉島E地区フラワーフィールド事業	玉島E地区1.1haにコスモスの種をまき、花を咲かせ、一般開放後コスモスを持ち帰ってもらった。(3,465)	玉島E地区フラワーフィールド事業	継続 (3,567)	公園緑地課
	もてなし花壇事業	駅・バスステーション及びその周辺商店街等にフラワーボックスを設置し、訪れる人々を花でもてなす。	継続	もてなし花壇事業	同左 もてなし花壇ボックス 2,080個 4月ペチュニア、6月ブルーサルビア 11月パンジー	もてなし花壇事業	継続 4月ペチュニア、6月サルビア 11月パンジー	公園緑地課
	地区花いっぱい運動	地域の道路沿いにおいて、花を育てるボランティア団体に花の苗や種を無料配布し、地域を花で飾る。	継続	地区花いっぱい運動	同左 97団体 4月ペチュニア、6月ブルーサルビア 11月パンジー	地区花いっぱい運動事業	継続 4月ペチュニア、6月サルビア 11月パンジー	公園緑地課
	花と緑のコンクールの実施	四季折々に育てられている花と緑の優秀な花壇等を顕彰する。	新規	倉敷市花いっぱいコンクールの実施	実施準備	倉敷市花いっぱいコンクールの実施	第1回倉敷市花いっぱいコンクール実施	公園緑地課
	フラワーモニュメントの設置及び花苗の配布	「ハートランド倉敷」に、市民によるフラワーフレンズが育てた花苗等で作ったフラワーモニュメントを飾る。終了後には、学校・幼稚園等に花苗を配布する。	継続	フラワーディスプレイの設置及び花苗の配布	廃止	廃止	廃止	観光課
イ 市民による地域緑化への支援	緑化推進モデル地区・学校等の指定	積極的に緑化に取り組む地域・事業所・学校等を緑化推進モデル地区等として指定し、苗木や花苗等の配布、育成管理の技術指導を行い、自主的な緑化活動の促進を図る。	継続	緑化推進モデル地区・学校等の指定	未実施	緑化推進モデル地区・学校等の指定	選定調査	公園緑地課
計	事業数	21						

具体的 施策	第4期実施計画(平成23~27年度)		計 画 年 次	23年度実績		24年度計画		所 管 課
	事業名	事業内容		事業名	事業内容 (事業費 千円)	事業名	事業内容 (事業費 千円)	
<b>4 緑を愛する (1)緑の奨励</b>								
ア 花と緑の 顕彰  イ 緑化教育の 推進	緑化功労者の表彰	緑化推進、公園管理等に貢献した市民・団体等に対し、その労をねぎらうとともに功績を讃え、緑化に対する意欲を高める。	継続	緑化功労者の表彰	1団体を表彰:学校法人 川崎学園 1個人を表彰:羽野扶佐子 (16)	緑化功労者の表彰	継続 (29)	公園緑地課
	緑化ポスターコンクールの実施	10月の全国都市緑化月間に、小中学校の児童生徒を対象に、緑化ポスターコンクールを実施し、緑化教育の推進を図る。	継続	緑化ポスターコンクールの実施	応募数 680点 (小学校4年~中学校3年生) (151)	緑化ポスターコンクールの実施	継続 (155)	公園緑地課
	樹名板等の設置	公園等の公共施設において、樹名板の取り付けや樹木説明板を整備し、緑を愛する心を醸成する。	継続	樹名板等の設置	樹名板設置 ・倉敷みらい公園(203枚)緑化推進員が設置	樹名板等の設置	玉島みなと公園 真備総合公園	公園緑地課
	学校教育を通しての 緑化教育の実践	花の栽培等の学校行事を通して、児童生徒が緑にふれることにより、緑の意義や大切さを学ぶ。	継続	学校教育を通しての 緑化教育の実践	花の栽培 工程花壇等の草取り 水やり等	学校教育を通しての 緑化教育の実践	継続	指導課(各学校)
		緑の少年隊の活動支援(県)	継続	緑の少年隊の活動 支援(県)	緑の少年隊による募金活動 琴浦東・園小学校の緑の少年隊	緑の少年隊の活動 支援(県)	継続	指導課(各学校)
	環境教育の推進	年間指導計画に基づく環境教育を推進する。	継続	環境教育の推進	学校訪問を市内1/3の小・中学校で実施	環境教育の推進	継続	指導課(各学校)
	山の学習・自然教室 等の充実	山の学習・自然教室・特別活動などにおける体験学習を通して、緑や自然に対する意識の高揚を図る。	継続	山の学習・自然教室 等の充実	山の学習 市内の小中学校 63校 自然教室 市内の中学校 26校 自然教室のみ	山の学習、自然教 育等の充実	継続	指導課(各学校)
	自然史博物館事業	倉敷市とその背景にある自然について調査研究、資料の収集保管、展示等環境緑化教育の普及事業を行う。 ・広葉樹林の植物相調査 ・県内の植物分布調査ほか	継続	自然史博物館事業	倉敷市ならびに岡山県の自然に関する総合調査 ほかにも以下の行事を実施した。 植物教室ほか 自然観察会 博物館講座 出前講座等への講師派遣 スライド映写会「知床の高山植物」 (なし)	自然史博物館事業	特別展「岡山県の外来生物」 ほかにも以下の行事を実施する。 倉敷市ならびに岡山県の自然に関する総合調査 植物教室ほか 自然観察会 博物館講座 出前講座等への講師派遣 スライド映写会「立山の自然と高山植物」 (1,763)	自然史博物館
ウ 啓発・広 報活動の 充実	緑に対する意識啓 発	広報くらしき及びテレビ等のマスメディアを通して、緑化意識の高揚を図る。	継続	広報紙発行事業	広報くらしきを通して、緑化意識の高揚を図った。広報紙3回(9月号・10月号:くらしき都市緑化フェアのお知らせ・1月号:緑のリサイクル樹木の一般公開・譲渡)掲載 (93,987)	広報紙発行事業	継続 (91,661)	くらしき情報発信課
			継続	新聞広報事業	岡山日日新聞は、H23年11月で廃刊となりました。山陽新聞広告は、掲載なし。山陽新聞(3,056)・岡山日日新聞(0)	新聞広報事業	岡山日日新聞の廃刊により、掲載枠が無くなったことにより、廃止。	くらしき情報発信課
			継続	コミュニティメディア 広報事業	コミュニティメディアを通して緑化意識の高揚を図った。FMくらしきの声の広報くらしきで都市緑化フェアについて、9月21日・24日・10月5日・8日放送。FMくらしき60秒CMスポットで、都市緑化フェアについて告知。(8,014)	コミュニティメディア 広報事業	コミュニティメディアを通して緑化意識の高揚を図る。継続 (8,014)	くらしき情報発信課
	緑化ポスター等の作成・配布	緑化ポスター・パンフレットを作成・配布し、緑化意識の高揚を図る。	継続	緑化ポスター等の 作成・配布	「緑化ポスター等の掲示」 春の都市緑化運動月間(4~6月)全国都市緑化月間(10月)にポスターを掲示	緑化ポスター等の 作成・配布	継続	公園緑地課

具体的 施策	第4期実施計画(平成23～27年度)		計 画 年 次	23年度実績		24年度計画		所 管 課
	事業名	事業内容		事業名	事業内容 (事業費 千円)	事業名	事業内容 (事業費 千円)	
	緑の情報収集と提供	緑に対する市民意識や市内の緑の分布状況等の調査・研究により情報を収集し、広く市民に提供する。	継続	緑の情報収集と提供	緑に関する小冊子を窓口で配布。緑化団体から情報の提供を受けた。	緑の情報収集と提供	継続	公園緑地課
			継続	啓発ビデオの貸出	保有している緑や自然保護に関するビデオ等を学校教育・社会教育団体等に貸し出し、緑化意識の高揚を図った。	啓発ビデオの貸出	保有している緑や自然保護に関するビデオ等を学校教育・社会教育団体等に貸し出し、緑化意識の高揚を図る。	市民学習センター
工 緑のイ ベ ントの 開 催	倉敷市さつき展示会及び菊花展の開催	初夏にさつき展示会、秋に菊花展を開催する。	継続	倉敷市さつき展示会の開催	本庁舎展示ホールにおいて5/29～6/5の期間に開催。出品点数 137点。	倉敷市さつき展示会の開催	本庁舎展示ホールにおいて5/27～6/3の期間に開催予定。	観光課
			継続	倉敷市菊花展の開催	市内において、10/21～11/15に開催。出品点数 59点。(968)	倉敷市菊花展の開催	市内において、10/21～11/15に開催予定。(1,013)	観光課
	くらしき都市緑化フェアの開催	10月の全国都市緑化月間に「花と緑いっぱいのもち倉敷」をテーマに花市・植木市等の各種行事を展開する。	継続	くらしき都市緑化フェアの開催	市民団体等により実行委員会を編成し、「緑化フェア」を開催した。10/23実施。ライフパーク倉敷(1,772)	くらしき都市緑化フェアの開催	第28回くらしき都市緑化フェア開催10/14実施予定ライフパーク倉敷(1,650)	公園緑地課
	生垣コンクールの実施	緑豊かなうらおいのある景観をつくりだしている生垣を対象に生垣コンクールを実施する。	継続	生垣コンクールの実施	実施なし。	生垣コンクールの実施	コンクール実施に向けて検討を行う	公園緑地課
	植物教室	倉敷市内の公園で見られる植物の写真撮影や名前調べを行いホームページで公開する。	継続	植物教室	倉敷市内の公園で見られる植物の写真撮影や名前調べを行いホームページで公開した。(なし)	植物教室	倉敷市内の公園で見られる植物の写真撮影や名前調べを行いホームページで公開する。(なし)	自然史博物館
計	事業数	14						



具体的 施策	第4期実施計画(平成23～27年度)		計 画 年 次	23年度実績		24年度計画		所 管 課
	事業名	事業内容		事業名	事業内容 (事業費 千円)	事業名	事業内容 (事業費 千円)	
<b>5 緑を支える (1)緑化推進体制の充実</b>								
ア 市民・企 業・行政 の連携	市民・企業・行政の連携	市民、団体、企業等へ緑についての情報提供や働きかけを行うなど、さまざまな機会をとらえて連携を図り、一体となって緑の街づくりを推進する。	継続	市民・企業・行政の連携	企業が実施した緑化啓発イベントに参加した。	市民・企業・行政の連携	継続	公園緑地課
イ 緑化推 進団体 等の育 成	自然保護団体の育成	「倉敷の自然をまもる会」に対し補助金を交付し、育成を図る。	継続	自然保護団体の育成	自然保護団体である「倉敷の自然をまもる会」へ補助金を交付した。(173)	自然保護団体の育成	各種自然保護団体へ活動支援を行う。(180)	環境政策課
	緑化推進員の育成	緑化推進員の研修を実施するなど知識向上を図るとともに、増員・強化を図る。	継続	緑化推進員の育成	緑化推進員連絡会を年6回開催し、意見交換を行うとともに樹木の勉強会、樹名板設置及び他市への視察等を行い知識向上を図った。	緑化推進員の育成	緑化推進員としての知識向上を図るため積極的に勉強会等を計画。	公園緑地課
	緑化推進団体の育成・拡充	既設の緑化推進団体の育成を図るとともに、情報交換・交流の場を提供し、団体間のネットワーク化を図る。また、新たな団体づくりを支援・育成する。	継続	緑化推進団体の育成・拡充	花と緑の推進会議(3月・8月)講演会を開催と同時に花や緑に関する冊子を配布した。「花と緑の入門書」「育てて食べる野菜ガーデン」 ・緑化推進員連絡会 ・花と銀行支店長連絡会 ・地区花いっぱい団体連絡会	緑化推進団体の育成・拡充	継続	公園緑地課
ウ 緑化相 談機能 の充実	緑の相談所の充実	緑化相談所の開設回数、場所等の拡大を図るとともに、相談員の知識向上を図り、広く市民の相談に応じる体制の充実を図る。	継続	緑の相談所の充実	・随時、公園緑地課で相談を受けた。 ・緑化フェア場内に相談コーナーを設置。 ・記念樹配布時に緑化推進員が相談を受けた。	緑の相談所の充実	継続	公園緑地課
エ 他機関 との連 携及び 庁内組 織の充 実	庁内組織の充実	緑化推進本部の充実を図るとともに、関係部局相互の連携を図り、総合的な緑化の推進を図る。	継続	庁内組織の充実	庁内組織と連携	庁内組織の充実	継続	公園緑地課
	他機関との連携	国・県その他関係機関との連携により総合的かつ効果的な緑化の推進を図る。	継続	他機関との連携	(社)岡山県緑化推進協会会員として国・県等と連携	他機関との連携	継続	公園緑地課
オ 緑化セ ンター の整 備	緑化センターの整備	緑に対する理解を深めるための講習会や研修・学習のできる施設や緑の相談所等を設置した緑化センターを整えていく。	継続	緑化センターの整備	情報の収集。	緑化センターの整備	継続	公園緑地課
<b>5 緑を支える (2)緑化基金の充実</b>								
ア 募金活 動の充 実	募金活動の充実	緑化基金の拡大を図るため、PRパンフレット等の配布を通して、広く市民や企業に呼びかけ寄付の協力を求める。	継続	募金活動の充実	新規に緑化基金への募金箱設置(5箇所)PR用パンフレットを作成。企業等が実施するイベント等で寄付の協力をお願いした。寄付11件 424,509円	募金活動の充実	緑化基金への募金箱設置依頼企業等にPRを行う。	公園緑地課
イ 運用事 業の充 実	緑化基金運用事業の充実	基金の利息により、民有地緑化事業の充実を図る。 ・生垣設置補助金 ・生垣コンクール ・緑の相談所	継続	緑化基金運用事業の充実	生垣設置補助金 13件 357千円	緑化基金運用事業の充実	継続	公園緑地課
計	事業数 10							

緑の増減に関する調査表(23年度実績)

緑を	所管課	対象項目	22年度実績	23年度実績	単位	緑量	備考		
守る	開発指導課	開発面積	市街化区域	151,975	239,012	m <sup>2</sup>	7,170	申請件数106件	
			市街化調整区域	135,551	165,635	m <sup>2</sup>	4,969	申請件数409件	
		土砂埋立面積	市街化区域	0	0	m <sup>2</sup>		申請件数 件	
			市街化調整区域	0	53,624	m <sup>2</sup>	1,609	申請件数 2件	
	環境政策課	巨樹・老木	0	0	本		枯れた場合のみ		
	農林水産課	松くい虫被害		3,382	2,701	m <sup>2</sup>			
		林野火災	火災面積	市街化区域	0	0	m <sup>2</sup>		
			市街化調整区域	1,480	35,800	m <sup>2</sup>			
		造林面積	市街化区域	0	0	m <sup>2</sup>			
			市街化調整区域	0	0	m <sup>2</sup>			
	林地開発		0	0	m <sup>2</sup>				
	農業委員会	地目変更	畑 宅地・雑種地	市街化区域	92,656	121,711	m <sup>2</sup>	2,434	
				市街化調整区域	38,318	34,494	m <sup>2</sup>	690	
			田 宅地・雑種地	市街化区域	199,961	233,570	m <sup>2</sup>	4,671	
				市街化調整区域	136,975	171,154	m <sup>2</sup>	3,423	
小計(緑地減少面積)			760,298	1,057,701					
守った緑 合計					m <sup>2</sup>	24,966			
増やす	街路課	街路樹植栽	高木	63	0	m <sup>2</sup>	0		
			低木	742	0	m <sup>2</sup>	0		
	教育・施設課	学校緑化	植樹本数	0	0	本	0		
			芝生化面積	2,050	881	m <sup>2</sup>	881	市立小学校1校、幼稚園1園で実施	
	保育課	園庭の芝生化	芝生化面積	176	290	m <sup>2</sup>	290	公立保育園2園で実施	
	公園緑地課	新設公園	街区公園	8,006	4,490	m <sup>2</sup>	4,490		
			近隣公園	1,052	21,000	m <sup>2</sup>	21,000		
		公共緑化		50	60	m	11		
		記念樹	配布本数	1,171	1,157	本	104		
		生垣設置		152	97	m	17		
		地域緑化(植栽本数)		999	875	本	79		
	増やした緑 合計					m <sup>2</sup>	26,872		

## (仮称)倉敷市ポイ捨て及び路上喫煙防止条例(素案)の パブリックコメントの募集について

倉敷市では、きれいで快適なまちづくりを推進するため「(仮称)倉敷市ポイ捨て及び路上喫煙防止条例」の制定に取り組んでいます。

ポイ捨てによるまちの美観の阻害並びに路上喫煙による身体・財産への影響や被害に関し、市・事業者・市民等の責務を明らかにし、ポイ捨ての防止及び路上喫煙の制限等により、まちの美観を保持し、公共の場所における快適な生活環境を保全するために必要な事項を定めようとするものです。

この度、条例の素案をまとめましたので、皆さまからのご意見を募集します。

### 記

- 1 閲覧及び募集期間 平成24年6月22日(金)から  
平成24年7月20日(金)まで
- 2 募集の案内 広報くらしき7月号, 倉敷市ホームページ
- 3 閲覧及び配布場所 本庁の環境衛生課, 情報公開室  
児島・玉島・水島の各支所の市民課環境衛生係  
真備支所市民課環境係  
庄・茶屋町・船穂の各支所市民係  
倉敷市ホームページ
- 4 応募資格 市内に在住, 通勤, 通学する人
- 5 提出方法 様式は問いません。ご意見と, 住所, 氏名および連絡先を明記し, 各窓口へ持参するか, または環境衛生課あて郵送, FAX, Eメールのいずれかにより, 7月20日(金)必着で提出してください。
- 6 お問い合わせ先 〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地  
(提出先) 倉敷市 環境政策部 環境衛生課  
電話 426-3361 FAX 426-6050  
Eメール: esnt@city.kurashiki.okayama.jp

### 【おことわり】

広報くらしき7月号では「(仮称)倉敷市きれいで快適なまちづくり条例」のパブリックコメント募集のご案内しておりますが, その後の検討により, 目的をより明確に表現するため, 条例の名称を「(仮称)倉敷市ポイ捨て及び路上喫煙防止条例」に変更しておりますので, ご了承ください。

### 倉敷市ポイ捨て及び路上喫煙防止条例（案）

倉敷市環境美化条例（平成6年倉敷市条例第6号）の全部を改正する。

#### （目的）

第1条 この条例は、ポイ捨てによるまちの美観の阻害並びに路上喫煙による身体及び財産への影響又は被害に関し、市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、ポイ捨ての防止、路上喫煙の制限等により、まちの美観を保持し、及び公共の場所における快適な生活環境を保全するために必要な事項を定めることにより、きれいで快適なまちづくりを推進することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 紙くず等 紙くず、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかすその他これらに類する物で、投棄され散乱した状態が、まちの美化を妨げるおそれのあるものをいう。
- （2） 空き缶等 飲料若しくは食料を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器をいう。
- （3） ポイ捨て 紙くず等又は空き缶等をみだりに捨てることをいう。
- （4） 路上喫煙 公共の場所でたばこを吸うこと（火のついたたばこを持つことを含む。）をいう。
- （5） 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。
- （6） 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は市内に滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。
- （7） 公共の場所 道路、公園、広場、河川、海岸その他公共の用に供する場所をいう。
- （8） 回収容器 空き缶等を回収する容器をいう。

#### （市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するために、条例の効果的な運用を図るとともに、事業者及び市民等に対して、次に掲げる施策を積極的に実施するものとする。

- （1） 事業者及び市民等に対する意識の啓発及び広報に関する施策
- （2） 事業者及び市民等との協働による環境美化活動の推進に関する施策
- （3） 事業者及び市民等の自発的な活動の支援等に関する施策

(事業者の責務)

第4条 飲料，食料，たばこその他のごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造，加工，販売，配布等を行う事業者は，ポイ捨ての防止について，消費者に対する意識の啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 たばこの販売を行う事業者は，路上喫煙の防止について，消費者に対する意識の啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は，きれいなまちづくりを推進するため，従業員に対する環境美化意識の啓発を行うとともに，事業活動を行う地域における清掃活動その他の環境美化活動に努めなければならない。

4 事業者は，この条例の目的を達成するために市が行う施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市内に居住する者は，その居住する地域のポイ捨て及び路上喫煙の防止について，連帯して意識の醸成を図るとともに，清掃活動その他の環境美化活動に努めなければならない。

2 市民等は，喫煙に当たっては，他人の身体及び財産に影響又は被害を与えないよう配慮するとともに，路上喫煙をしないよう努めなければならない。

3 市民等は，この条例の目的を達成するために市が行う施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地，建物又は工作物を所有し，占有し，又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は，ポイ捨てが行われないようにするため，必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は，ごみの散乱によって，自己の土地，建物又は工作物及びその周辺地域が清潔，安全及び快適な生活環境を損なう状況にあるときは，自らの責任において処理するよう努めなければならない。

3 土地所有者等は，この条例の目的を達成するために市が行う施策に協力しなければならない。

(ポイ捨ての禁止等)

第7条 何人も，公共の場所においてポイ捨てをしてはならない。

2 何人も，家庭外で自ら生じさせた紙くず等及び空き缶等を持ち帰り，又は適切な紙くず入れ，回収容器等に収納しなければならない。

(美化推進重点区域)

第8条 市長は、きれいなまちづくりを推進するため、ポイ捨て防止に係る重点的な啓発活動、広報活動、環境美化活動等の措置を講ずる必要があると認める区域を美化推進重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、期間又は時間を区切って行うことができる。

3 市長は、必要と認めるときは、重点区域の指定を変更し、又は取り消すことができる。

4 市長は、重点区域を指定し、又はその変更若しくは取消しを行おうとするときは、当該重点区域内の市民等及び事業者の意見を聴くとともに関係機関と協議するものとする。

5 市長は、第1項の規定による指定又は第3項の規定による変更若しくは取消しを行ったときは、規則で定めるところにより、その区域を告示するとともに、市民等及び事業者への周知を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(自動販売機の設置等の届出)

第9条 重点区域において自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）により容器入りの飲料又は食料を販売しようとする事業者は、あらかじめ、当該自動販売機ごとに、次に掲げる事項を記載した所定の届出書により市長に届け出なければならない。

(1) 所有者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事業所の所在地）

(2) 自動販売機の設置の場所

(3) 自動販売機を設置し、又は設置しようとする年月日

(4) 回収容器の設置の場所及び管理の方法

(5) 回収容器の材質及び容積

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は、同項第2号、第4号又は第5号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 届出者は第1項第1号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届け出た自動販売機による容器入りの飲料又は食料の販売を廃止したときは、その日から30日以内に、市長に届け出なければならない。

第10条 自動販売機により容器入りの飲料又は食料を販売している事業者は、当該自動販売

機の設置されている区域が重点区域に指定されたときは、当該重点区域となった日から60日以内に、前条第1項に定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による届出をした者について準用する。

(承継)

第11条 前2条の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を所定の承継届出書により、市長に届け出なければならない。

(届出済証)

第12条 市長は、第9条第1項若しくは第3項(第10条第2項において準用する場合を含む。)、第10条第1項又は前条第2項の規定による届出(廃止の届出を除く。)があったときは、当該届出者に対し、所定の届出済証を交付するものとする。

2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい所に届出済証を貼り付けておかなければならない。

(回収容器の設置及び管理)

第13条 自動販売機により容器入りの飲料又は食料を販売する事業者は、販売によって生じた空き缶等がみだりに捨てられないよう、回収容器を設置しなければならない。

2 前項の回収容器を設置した者は、当該回収容器を規則で定める基準に従い、適正に管理しなければならない。

(路上喫煙制限区域)

第14条 市長は、快適なまちづくりを推進するため、路上喫煙による身体及び財産への影響又は被害を防止するための措置を講ずる必要があると認める区域を、路上喫煙制限区域(以下「制限区域」という。)として指定することができる。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、制限区域を指定する手続について準用する。

(路上喫煙の制限)

第15条 何人も、制限区域内において、路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が別に定める場所においては、この限りでない。

(命令)

第16条 市長又は市長の指定する職員(以下「指定職員」という。)は、第7条第1項の規

定に違反した者に対し、紙くず等については紙くず入れ等に、空き缶等については回収容器にそれぞれ収納し、又は自己の所持の下に置くことを命ずることができる。

2 市長は、第9条、第10条又は第11条第2項の規定による届出をしない者に対し、相当の期間を定めて届出をすべきことを命ずることができる。

3 市長は、重点区域内において第13条の規定に違反した者に対し、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理するよう命ずることができる。

4 市長又は指定職員は、前条の規定に違反した者に対し、路上喫煙をしないよう命ずることができる。

(公表)

第17条 市長は、前条第2項及び第3項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 前項の規定により公表を行おうとするときは、その公表が予定される者に対し、あらかじめ、弁明の機会を付与しなければならない。

(報告の聴取等)

第18条 市長又は指定職員は、この条例の施行に必要な限度において、関係者に対し、紙くず等及び空き缶等の処理並びに路上喫煙に関し、必要な質問を行うことができる。

2 市長又は指定職員は、この条例の施行に必要な限度において、自動販売機により容器入りの飲料又は食料を販売する事業者に対し、回収容器の設置状況又はその管理状況に関し、必要な報告を求めることができる。

3 前2項の規定による質問及び報告の聴取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入調査)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定職員に、紙くず等若しくは空き缶等の散乱している土地又は自動販売機若しくは回収容器が設置されている土地に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(証明書の携帯)

第20条 指定職員は、その事務の執行に当たり、常に身分を示す証明書を携帯し、関係者の



請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第22条 第16条の規定による命令に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に倉敷市環境美化条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定により散乱防止特定区域として指定されている区域は、倉敷市ポイ捨て及び路上喫煙防止条例（平成24年倉敷市条例第 号。以下「新条例」という。）第8条の規定による重点区域とみなす。この場合において、この条例の施行の日前に行われた旧条例第9条、第10条又は第11条第2項の規定による届出は、新条例第9条、第10条又は第11条第2項の規定による届出とみなす。

○倉敷市環境美化条例

平成6年3月29日

条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、市民等、事業者、所有者等及び市が一体となって、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止することにより、美しい快適な生活環境の保全と良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の飲料を収納し、又は収納していた容器をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙その他これらに類する物で、容易に投棄され、かつ、その散乱した状態がまちの美化を妨げるおそれのあるものをいう。
- (3) 市民等 市民及び旅行者その他の滞在者又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 容器入り飲料を製造し、又は販売するものをいう。
- (5) 所有者等 土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収する容器をいう。
- (7) 公共の場所 道路、公園、広場、河川、海岸その他公共の場をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、必要に応じ、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市長は、市民等、事業者及び所有者等に対して、環境の美化意識の啓発を図るよう努めるとともに、必要と認めるときは指導又は助言を行うことができる。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、空き缶等及び吸い殻等を散乱させないため、家庭外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、又は回収容器等に収容しなければならない。

2 市民等は、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、空き缶等の散乱防止を図るため、消費者に対する環境の美化意識の啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 容器入り飲料を販売するものは、回収容器を容器入り飲料の販売場所へ設置し、空き缶等を散乱させないように当該回収容器を適切に管理しなければならない。

3 事業者は、市の施策に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に空き缶等及び吸い殻等が散乱するのを防止し、環境の美化に努めなければならない。

2 所有者等は、市の施策に協力しなければならない。

(特定区域)

第7条 市長は、空き缶等の散乱を特に防止する必要があると認める区域を散乱防止特定区域（以下「特定区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、特定区域における空き缶等の散乱状況により、当該特定区域の全部又は一部の指定を解除することができる。

3 市長は、特定区域を指定し、又は指定の解除をしたときは、その旨を告示するものとする。

(禁止行為)

第8条 市民等は、公共の場所において、空き缶等及び吸い殻等をみだりに捨ててはならない。

(自動販売機の設置等の届出)

第9条 特定区域において自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）により容器入り飲料を販売しようとするものは、あらかじめ、当該自動販売機ごとに、次に掲げる事項を所定の届出書により市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 自動販売機の設置の場所

(3) 自動販売機を設置し、又は設置しようとする年月日

(4) 回収容器の設置の場所及び管理の方法

(5) 回収容器の材質及び容積

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

2 前項の規定による届出をしたもの(以下「届出者」という。)は、同項第2号、第4号又は第5号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の変更届出書により、市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 届出者は第1項第1号に掲げる事項に変更があったとき又はその届け出た自動販売機による容器入り飲料の販売を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を所定の変更届出書又は廃止届出書により、市長に届け出なければならない。

第10条 自動販売機により容器入り飲料を販売しているものは、当該自動販売機の設置されている区域が特定区域に指定されたときは、当該特定区域となった日から60日以内に、前条第1項に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による届出をしたものについて準用する。

(承継)

第11条 届出者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出者の地位を承継したものは、その承継があった日から30日以内に、その旨を所定の承継届出書により、市長に届け出なければならない。

(届出済証)

第12条 市長は、第9条第1項若しくは第3項(廃止の届出に関する部分を除く。)、第10条第1項、同条第2項において準用する第9条第3項(廃止の届出に関する部分を除く。)又は前条第2項の規定による届出があったときは、その届出をしたものに対し、所定の届出済証を交付するものとする。

2 前項の届出済証の交付を受けたものは、届出に係る自動販売機の見やすい所に届出済証をはり付けておかななければならない。

(回収容器の設置及び管理)

第13条 自動販売機により容器入り飲料を販売するものは、当該自動販売機について、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、当該自動販売機の周辺に空き缶等を散乱させないように適正に管理しなければならない。

(立入調査)

第14条 市長は、空き缶等及び吸い殻等の散乱又は自動販売機若しくは回収容器の設置及び管理の状況を調査するために必要があると認めるときは、指定する職員に、空き缶等及び吸い殻等の散乱している土地又は自動販売機若しくは回収容器が設置されている土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(行為の中止又は原状回復命令)

第15条 市長は、第8条の規定に違反したものに対し、その行為の中止又は原状回復を命ずることができる。

(自動販売機及び回収容器の設置等に係る勧告及び命令)

第16条 市長は、第9条、第10条又は第11条第2項の規定による届出をしないものに対し、届出をするよう勧告することができる。

2 市長は、特定区域において自動販売機により容器入り飲料を販売しているものが、第13条の規定に違反しているときは、そのものに対し回収容器を設置し、又はこれを適正に管理すべきことを勧告することができる。

3 市長は、第1項又は前項の規定による勧告を受けたものが正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うことを命ずることができる。

(公表)

第17条 市長は、前条第3項の規定による命令を受けたものが正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第19条 第16条第3項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第20条 第15条の規定に違反した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法

人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成6年9月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第20号）

この条例は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成23年9月28日条例第42号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

## 倉敷市環境美化条例の全部改正について

### 主要な改正点の比較

項 目	改 正 前	改 正 後
名 称	倉敷市環境美化条例	倉敷市ポイ捨て及び路上喫煙防止条例
目 的	空き缶等及び吸い殻等の散乱防止 ⇒ 美しい快適な生活環境の保全と 良好な都市環境の形成に資する	ポイ捨ての防止及び路上喫煙の制限 ⇒ きれいで快適なまちづくりを推進 する
事業者	容器入り飲料を製造し、又は販売する もの	市内で事業活動を行うすべての者
路上喫煙 の定義	(規定なし)	公共の場所でたばこを吸うこと(火のつ いたたばこを持つことを含む。)
市の責務	① 空き缶・吸い殻等の散乱防止に関 する施策の策定 ② 環境美化意識啓発、指導・助言	① 意識啓発・広報 ② 協働による美化活動の推進 ③ 自発的な活動の支援
事業者の 責務	① 空き缶等の散乱防止のため、消費 者に対する環境美化意識の啓発等 ② 回収容器の設置・適切な管理	① ごみ散乱原因となるおそれのある物 の製造、加工等を行う事業者 ⇒消費者に対するポイ捨て防止の意 識啓発 ② たばこの販売等を行う事業者 ⇒消費者に対する路上喫煙防止の意 識啓発 ③ 従業員への環境美化啓発・地域の環 境美化活動に努める。
市民等の 責務	① 家庭外で生じた空き缶等を持ち帰 り、又は回収容器に収容する。	① ポイ捨て及び路上喫煙の防止意識の 醸成と環境美化活動に努める。 ② 喫煙にあたっては、他人の身体及び 財産に影響又は被害を与えないよう

		に配慮し、路上喫煙しないように努める。
区域指定	① 空き缶等の散乱を特に防止する必要がある区域を散乱防止特定区域に指定する。	① きれいなまちづくりを推進するため、ポイ捨て防止の重点的な啓発活動等の措置を講ずる必要がある区域を <b>美化推進重点区域</b> （環境美化条例に定める散乱防止特定区域を継承する。）に指定する。 ② 快適なまちづくりを推進するための路上喫煙防止の措置を講ずる必要がある区域を <b>路上喫煙制限区域</b> に指定する。
禁止行為	公共の場所で、空き缶・吸い殻等をみだりに捨ててはならない。	① <b>公共の場所でポイ捨てをしてはならない。</b> （家庭外で自ら生じさせた紙くず・空き缶等は持ち帰り、又は適切な紙くず入れ・回収容器等に収納しなければならない。） ② <b>路上喫煙制限区域内において、路上喫煙をしてはならない。</b> ただし、市長が別に定める場所においては、この限りでない。
報告の聴取	(規定なし)	市長又は指定職員は、紙くず・空き缶の処理、路上喫煙、自動販売機に付属する回収容器の設置管理状況等に関し、報告の聴取等を行うことができる。



<p>命令等 及び 罰則</p>	<p>① 指定区域内で、容器入り自動販売機に係る届出、回収容器の設置・適正管理の勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わない場合</p> <p>⇒ 期限を定めて、勧告に従うよう命ずることができる。</p> <p>この命令に違反した場合</p> <p>⇒ 5万円以下の罰金</p> <p>② 公共の場所で、空き缶等及び吸い殻等をみだりに捨て、行為の中止又は原状回復を命じられたにもかかわらず、これに違反した場合</p> <p>⇒ 3万円以下の罰金</p>	<p>① 指定区域内で、自動販売機により飲料等を販売する者が、当該自動販売機の届出、回収容器の設置・適正管理についての命令に違反した場合</p> <p>⇒ 1万円以下の過料</p> <p>② 公共の場所でポイ捨てをした者が、ごみを紙くず入れや回収容器へ収納等するよう命令されたにもかかわらず、これに違反した場合</p> <p>⇒ 1万円以下の過料</p> <p>③ 路上喫煙制限区域内で路上喫煙した者が、路上喫煙をしないよう命じられたにもかかわらず、これに違反した場合</p> <p>⇒ 1万円以下の過料</p>
--------------------------	---	--

## (仮称)倉敷市ポイ捨て及び路上喫煙防止条例(素案)の パブリックコメントの結果について

「(仮称) 倉敷市ポイ捨て及び路上喫煙防止条例 (素案)」に対するパブリックコメントの結果及び寄せられたご意見の要旨とそれに対する市の考え方をお知らせします。

### 記

#### 1 意見募集期間

平成24年6月22日(金)から平成24年7月20日(金)まで

#### 2 意見募集の案内

広報くらしき7月号, 倉敷市ホームページ

#### 3 公表した資料

- ①(仮称) 倉敷市ポイ捨て及び路上喫煙防止条例(素案)
- ②倉敷市環境美化条例(現行)
- ③主な改正点

#### 4 意見提出者数

①提出者(団体)数 47人(団体)

##### ②提出方法別内訳

提出方法	人(団体)数
窓口持参	4
郵送(はがきを含む)	14
FAX	1
Eメール	28

#### 5 意見総数

105件

#### 6 意見の要旨及び市の考え方

別紙「パブリックコメント集計表」のとおり

「(仮称)ポイ捨て及び路上喫煙防止条例(素案)」パブリックコメント集計表

(H24.8.8作成)

(1) 条例化についての意見【13件】

① 条例化に賛成する意見(4件)

整理番号	意見の要旨	市の考え方	意見番号	意見者番号
1	(仮称)倉敷市ポイ捨て及び路上喫煙防止条例については大いに賛成である。なるべく早く条例実施に向けて推進いただきたい。	本条例は、ルールやマナーを守って喫煙していただくことでまちの美観の保持と快適な生活環境を保全しようとするもので、推進に当たっては、喫煙マナーの向上のための周知・啓発はたいへん重要であり、市民をはじめ、関係事業者、関係団体等のご理解、ご協力は欠かせないものと考えておりますので、よろしく申し上げます。なお、条例の施行時期については、制限区域の標識設置や市民などへの周知に必要な期間を考慮して実施する予定です。	20	9
2	「倉敷市ポイ捨て及び路上喫煙防止条例(案)」を策定されるのは素晴らしいことである。		24	11
3	現状は全国的に普及している条例であり、倉敷市の対応は遅すぎる。即刻条例化すべきである。		4	3
4	もっともな事だと大賛成で、特に倉敷駅周辺に大型商業施設や美観地区を抱えているので、遅きに失したくないと思う。		5	4

② 条例化に反対する意見(9件)

整理番号	意見の要旨	市の考え方	意見番号	意見者番号
5	規制強化・罰則をもって市民を統治しようとする条例制定には倉敷市民として反対である。本来、住みやすい町づくりは、市民自らの道徳心・公德心によって達成すべき問題である。規制地域だからとか、過料を取られるから、では本質的な解決に繋がらないのではないか。環境美化を目指すのであれば、まず行政は、市民と一緒に喫煙マナーアップやポイ捨て防止などの啓発活動に力を入れるべきである。このような活動を行った上でも、倉敷市民のモラルが改善されない、倉敷の美化が推進されないとしたら、条例の強化検討もやむを得ないと思う。そもそも、現行の条例ですらどれくらい市民が周知理解されているか疑問であるし、一部の規制推進派議員主導の「条例ありき」の考えにも疑問である。歴史的、文化的な背景を持つ街「倉敷」だからこそ、短絡的に、市民に対する行政からの規制強化に頼るのではなく、市民の自らの道徳心向上と、行政・関係事業者のソリューション提示による本質的な解決を検討してはどうか。	これまで市民等から喫煙に関して多くのご意見・ご要望を受け、条例化を検討しています。ご意見のとおり、喫煙マナー向上のための啓発活動は非常に重要であると認識しております。本条例は、過料の徴収を目的とするものではなく、ルールやマナーを守って喫煙していただくことでまちの美観の保持と快適な生活環境を保全しようとするものであり、喫煙者自身の意識が高まり、マナー向上が図られてこそこの条例の目的が達成されるものと考えております。条例の施行に当たっては、市民の皆様をはじめ、関係事業者及び関係団体等のご協力をいただきながら、市民はもとより本市に訪れる方に対しても十分認知されるよう啓発に努めたいと考えております。	35	13
6	本来、歩行喫煙やたばこのポイ捨て問題は、喫煙者個々のマナー、モラルの問題であり、法によって規制するという考え方は、喫煙自体が個人の自由意思による行為であることを考慮すれば、到底最善の策とは考えられない。マナーの問題であり、罰則を強化しても、一時的・部分的にはそれらの行為が減ったように見えても、個々人のマナーが改善されなければ、根本的な問題解決にはならないと考える。従って、歩行あるいは路上喫煙制限区域の設定や罰則の適用を直ちに実施する前に、ある期間徹底的なマナー啓発活動を行い、喫煙者の意識改革を図ることに重点を置いた施策を先行されるべきだと考える。		75	33
7	条例ありきの姿勢は疑問。喫煙マナーの向上にまず取り組むべき。市は今まで喫煙マナーの啓発をやってきたのか。それもやらずいきなり条例制定はおかしい。		42	15
8	条例ありきの姿勢は疑問である。喫煙マナーの向上、適正な喫煙場所の設置にまず取り組むべきと思う。一服吸って、疲れを取るのもいいのではないか。		46	16
9	喫煙マナーはだんだん良くなってきている。倉敷は観光の町であり、タバコもゆっくり楽しめる受け入れを考えて、きれいな街にすれば、ポイ捨てなどなくなると思う。条例制定の必要はない。		47	17
10	倉敷市は今まで喫煙マナーの啓発をやってきたのか。それもやらずいきなり条例制定はおかしい。		48	18
11	喫煙マナー違反で過料徴収はやりすぎなので、条例は必要ない。		51	21
12	喫煙マナーは向上しているように思うので、条例ありきの姿勢はどうかと思う。		94	40
13	喫煙マナーは向上してきており、条例制定の必要はないと思う。		96	41

(2) 条例の名称及び個別条項に関する意見【56件】

③ 条例の名称に関する意見(4件)

整理番号	意見の要旨	市の考え方	意見番号	意見者番号
14	環境美化条例を改正して、名称を具体的にしたのと路上喫煙に言及したことについて賛成である。その理由は、近年社会が複雑になり、物事の善悪の境界が不透明になり、言葉も文章も曖昧になっている。ただでさえ法規制基準文は一般の人には難しい。したがって、この度の条例名は一般市民に分かり易い。	今後とも、目的達成に向けた施策への、ご理解、ご協力をお願いします。	27	12
15	条例の目的に「きれいで快適なまちづくりを推進」であるのに、なぜ「路上喫煙防止」条例なのか。タバコを悪者にすることが目的の条例だ。条例の名前を「きれいで快適なまちづくり条例」にすべきである。	目的を明確に表現するため、条例の名称を「(仮称)倉敷市ポイ捨ての防止及び路上喫煙の制限に関する条例」として検討していますので、ご理解ください。	65	29
16	条例の名称は、あたかもたばこをねらい打ちしたものであり、条例本来の目的は、「きれいで快適なまちづくりを推進する」ものであることから、名称は「倉敷市きれいで快適なまちづくり条例」がよい。		77	33
17	条例の名称は、目的からいって現行の「倉敷市環境美化条例」の方が良いと思う。		86	36

④ 第1条(目的)に関する意見(4件)

整理番号	意見の要旨	市の考え方	意見番号	意見者番号
18	「路上喫煙による身体への影響」は個人の自由であり、条例の目的に掲げる必要はない。	喫煙者ご本人の身体への影響もありますが、ここではご本人以外の方の身体への影響(火傷や受動喫煙など)を考慮しています。	14	8
19	身体及び財産への被害は理解できるが、路上喫煙による財産への影響とは何か？もっと分かりやすい表現にしてはどうか。	衣服等の焼け焦げや火災による建物焼失などが想定されます。	15	8
20	第1条の目的は硬くならずさらっとした内容でどうか。 「第1条 この条例はポイ捨て及び路上喫煙の防止により、まちの美観を保持し公共の場所における快適な生活環境を保全することを目的とする。」この程度の内容で良いのではないか。美観の阻害や身体及び財産への影響などは2条以降に適切な記述がみあたらない。	目的を明確に示すために、必要な内容であると考えますので、原案のとおりでご理解ください。	36	14
21	第1条について、きれいで快適なまちづくりを推進することを目的とする、と素案にあるが、ただ推進するだけでは具体性に乏しく、将来の展望、ビジョンがわかりづらいと思う。私たち大人また青少年の子供たちに対しても、「道徳」「秩序」という文言の付加が必要と思う。よって、第1条(目的)の最下段に、「きれいで快適なまちづくりを推進するとともに、社会、公共の生活環境における公衆道徳、秩序の維持を増進することを目的とする」と修正改案を望む。	ご意見として承りました。	91	38

⑤ 第2条(定義)に関する意見(4件)

整理番号	意見の要旨	市の考え方	意見番号	意見者番号
22	第2条について 1 案では(定義)とあるが、(用語の定義)が良いと思う。 2 倉敷市ポイ捨て及び路上喫煙防止条例(案)の条文に、「この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。」とあるが、「この条例における、用語の定義は次の各号の通りとする。」が良いと思う。原文は仰々しくて、一般人の文章表現から乖離している。 3 各号の順番は、条例条項文章順が良いと思う。 「ポイ捨て」→「紙くず等」→「空き缶等」→「路上喫煙」→「事業者」→「市民等」→「公共の場所」→「回収容器」 読者は読む順番に理解したいものである。	定義の順番については、「ポイ捨て」の説明に「紙くず」と「空き缶等」が必要なため、この順番にしています。その他については、法制執務上の一般的な表記であり、他条例との整合も考慮していますので、原案のとおりでご理解ください。	29	12
23	第2条「紙くず等」には、その解釈上、犬の糞を用水や田畑に再放棄することが含まれていると考えていただきたい。	倉敷市飼い犬ふん害防止条例で、飼い主がふんを持ち帰るよう定めています。	34	12
24	第2条1項1号のうち、「投棄され～… をいう。」は削除してもよいのではないか。	「その他これに類する物」を補足説明した部分であり、原案のとおりでご理解ください。	37	14
25	第2条の公共の場所の定義に、駅(無人駅を含む全駅)、高速道路・自動車専用道路のサービスエリア及びパーキングエリアを追記してはどうか	それぞれに管理者があり、倉敷市の権限の及ばないところですので、原案のとおりでご理解ください。	8	6

⑥ 第3条(市の責務)に関する意見(3件)

整理番号	意見の要旨	市の考え方	意見番号	意見者番号
26	第3条1項2号に「環境美化活動の推進」という言葉が出てくるが、環境美化には沢山の意味が含まれていると思うので 定義(2条)で項目を追加して環境美化を定義してはどうか。	広い意味での「環境美化」と考えています。	38	14
27	市の責務について、土地所有者等の責務の項を加えて欲しい。誰が見てもゴミなのにゴミではないと言えば市などのお咎めなしでは困る。その理由。市が自らの権限外である私有地に働きかけることをひどく嫌うが、近年、個人が自由の乱用そして近隣社会との関わりを軽視する傾向があるから、市は言い出せない多数市民の代言役を重視していただきたい。倉敷とは限らず、ゴミ屋敷問題、廃棄物放棄問題、小さな事では人への迷惑お構いなしの問題が多数ある。	ごみか有価物かの判断は個々人により異なるため、特別な状況でない限り、個人敷地内への行政介入は困難と考えます。	31	12
28	【第3, 4, 5, 6条の順番について】 上記各条項は責務ですが、「市民等の責務」→「事業者の責務」→「土地所有者等の責務」→「市の責務」が良いと思う。 その理由は、市条例であり、原案は市の意気込みがくみ取れるが、基本はポイ捨てであり路上喫煙であって、個人の遵守すべきことであり、それを目覚めさせることが大切である。そのためには、まず市民(何人)等の責務を打ち上げた方が良いと思う。	序列については、原案のとおりでご理解ください。	30	12

⑦ 第4条(事業者の責務)に関する意見(1件)

整理番号	意見の要旨	市の考え方	意見番号	意見者番号
29	第4条第2項の事業者の責務について、「たばこの販売を行う事業者」としては、今後も引き続き喫煙者に対するマナー啓発活動、清掃美化活動、ポイ捨て防止のための店頭への灰皿の設置、未成年者への喫煙防止活動を引き続き実施するので、特記の必要はないと考える。	本条例は、ルールやマナーを守って喫煙していただくことでまちの美観の保持と快適な生活環境を保全しようとするもので、推進に当たっては、喫煙マナーの向上のための周知・啓発はたいへん重要であり、市民をはじめ、関係事業者、関係団体等のご理解、ご協力は欠かせないものと考えておりますので、よろしくお願いします。	78	33

⑧ 第5条(市民等の責務)に関する意見(13件)

整理番号	意見の要旨	市の考え方	意見番号	意見者番号
30	路上喫煙について、人の往来が激しい地域においては、路上喫煙制限区域を設定することもやむをえないと考える。一方、たばこは大人の嗜好品であり、人の往来が少ない道路、公園、広場、河川、海岸、などの公共の場所においては、灰皿のあるところで吸う、ポイ捨てをしないように携帯灰皿を持ち歩く、吸うときは周囲に気を配る等のマナーを守った喫煙は認められるべきと考える。本条例案の目的である、美観の疎外並びに身体及び財産への影響又は被害についても、上述のような喫煙行為においては生じないものと認識している。故に、市内一律に路上喫煙を禁止することは、行き過ぎた規制であると考えている。本条例案における「路上喫煙」という文言は、市内全域における公共の場所での喫煙と定義している。人の往来が激しい地域における路上喫煙制限区域での「路上喫煙」と、市内全域での「路上喫煙」とでは、その意味、考え方が異なるものと考えている。したがって、路上喫煙制限区域内は市の指定する場所以外での路上喫煙禁止、区域外においては人通りのあるところでは歩行喫煙しない、灰皿の設置場所で喫煙する、あるいは携帯灰皿を使用する等、「街の美観維持と路上喫煙による身体及び財産への影響又は被害を防止する」という本条例案の目的と合致するような表現にしていきたい。	本条例は、喫煙による市民等の身体及び財産への影響又は被害を防止することが目的であり、喫煙者而非喫煙者の双方にご理解をいただけるものでなければなりません。ご意見を受け、ルールとマナーを守っている喫煙者に配慮し、市内一律に路上喫煙をしないようにとの努力義務を課すことは適当でないと考え、原案の一部修正を検討しています。	88	37
31	人の多い所での喫煙に規制をかけることには賛成である。従って、人のいない道路、他人の迷惑にならないところで吸うのは一向に構わない。吸殻も携帯灰皿で持ち帰れば問題ない。		16	8
32	「路上喫煙しないように努めなければならない」とは、市内全域か。マナーを守って灰皿が設置してある場所あるいは携帯灰皿を使えば構わないのではないか。		52	22
33	歩きたばこはしないように努めなければならないが、立ち止まってマナーを守り喫煙するのはよいのではないか。		44	15
34	歩きタバコはしないように努めなければならないが、立ち止まってマナーを守り喫煙するのは良いのではないか。		53	23
35	マナー啓発の強化にとどめるべき。嗜好品なので、マナーを守れば良いと思う。		54	24
36	第4条第2項、第5条第1項及び第2項の「路上喫煙」の意味について、人通りが多い場所で、歩きながらあるいは自転車に乗りながらたばこを吸うこと、いわゆるマナー違反という意味で理解しており、適正に設置された灰皿を使用して、あるいは人通りのほとんどないような場所で携帯灰皿を使用し立ち止まって喫煙すること等、マナーを守っての喫煙は該当しないと考える。「路上喫煙」という語句に補足説明を付加するか、最低でも「歩行喫煙」の文言に訂正してほしい。		79	33
37	たばこのポイ捨ては心無い一部の人の行為であり、決して許されるものではないが、事の本質はマナーの問題ではないかと思う。歩行たばこやポイ捨ては良くない、しかし、条例で規制をかければすべてOKとはあまりに短絡的ではないか。路上喫煙制限区域を設定する前に、歩行たばこやポイ捨てを禁止し、灰皿の設置場所での喫煙や立ち止まっての携帯灰皿の使用による喫煙は認めても良いのではないかと思う。		92	39
38	路上喫煙が悪い、と受け取れる条例である。携帯灰皿を使って人に接触しない方法で喫煙するのは悪いことではないはず。		66	29
39	従来あった環境美化条例を改正することは、大いに結構かと思うが、締め付けるだけでは実効性上がる条例にはなり得ない。私は、歩行喫煙や路上喫煙は決してしない。たばこパッシングが横行する昨今たばこを嫌う人がたくさんおられることも承知している。しかし、ルールとマナーを守り良識ある喫煙をされている方もまた大勢いるのも事実である。これから定める新条例も、そこに住む人、訪れる人にとって本当に血の通ったものになるように願っている。大型商業施設もオープンして県内外から多くの人々が倉敷を訪れ、多くの人に愛され親しまれる街『倉敷』であってほしい、そんな条例を是非とも策定してほしい。		82	34
40	喫煙は本人、周りの人、胎児に対して害を及ぼし火災の火種にもなる。今日では、車内でも社内でも様々な制約がかけられている。如何なる路上であっても喫煙を禁止すべきだと思う。	本条例は、喫煙による市民等の身体及び財産への影響又は被害を防止することが目的であり、喫煙者而非喫煙者の双方にご理解をいただけるものでなければなりません。ルールとマナーを守って適正に喫煙されている方もおられるので、すべての路上喫煙を禁止することは適当ではないと考えます。	28	12
41	第5条の市民等の責務に、市民からの情報提供の協力を追記してはどうか	第5条第3項の「市が行う施策に協力」に含まれるものと考えます。	9	6
42	第5条に路上喫煙防止とあるが、喫煙してはいけない場所を明確にする必要がある。また、ポイ捨て防止について連帯して意識の醸成を図るは理解できるが、とともに清掃活動その他環境美化活動に努めなければならないのは別物である。この文章を読むとポイ捨てなどの意識醸成に努め、ポイ捨てする者がおれば掃除せよにとれる。	居住地域における清掃活動やその他の環境美化活動を努力義務とした規定であり、原案のとおりでご理解いただけるものと考えます。	17	8

⑨ 第6条(土地所有者等の責務)に関する意見(2件)

整理番号	意見の要旨	市の考え方	意見番号	意見者番号
43	第8条の中身は、非常に難しく、何が言いたいのか理解できない。塀でも作り、投げ入れられないようにしろというのか、看板を立てるというのか、また、別の意味か。俗に言うゴミ屋敷を意識しての条例か。	全く管理されていない、例えば雑草が繁茂したまま放置しているような状態だと、ポイ捨てされやすい傾向があると考えられるため、土地所有者等においても、ポイ捨てが行われないような管理や措置をお願いするものです。	18	8
44	第6条1項2号で「土地所有者等は、ごみの散乱に…」とあるが、第2条で「ごみ」の定義はなく「紙くず等」があるので、「ごみ」⇒「紙くず等」に変更し「土地所有者等は、紙くず等の散乱に…」としてはどうか。	第6条第1項第1号のごみは、紙くず等に限定されるものではなく広い意味でのごみと考えています。	39	14

⑩ 第7条(ポイ捨ての禁止等)に関する意見(1件)

整理番号	意見の要旨	市の考え方	意見番号	意見者番号
45	第7条の文章では、「家庭内で出たゴミを道路へ捨てるのは構わない」と言う者が現れないか。	ご意見を受け、第7条第2項中「家庭外で」を削除するよう検討しています。	104	47

⑪ 第8条(美化推進重点区域)に関する意見(2件)

整理番号	意見の要旨	市の考え方	意見番号	意見者番号
46	第8条の4に関係機関とあるが、これはどこのことか。新しい無駄な組織は不要であり、天下り組織はなおさらいらぬ。市民等及び事業者に関ければ十分ではないか。	岡山県、警察、地元町内会や商工組合等を想定しています。	19	8
47	「美化推進重点区域」に、駅(無人駅を含む全駅の改札口から駐輪場まで)、高速道路・自動車専用道路のサービスエリア及びパーキングエリア(駐車ますから施設までの間等を設定)を追記してはどうか。理由は、列車・自動車から降り、又は待ち時間に、ごみ、煙草等のマナーが著しく酷いため。	それぞれに管理者があり、倉敷市の権限の及ばないところですので、原案のとおりでご理解ください。	10	6

⑫ 第9条(自動販売機の設置等の届出)に関する意見(1件)

整理番号	意見の要旨	市の考え方	意見番号	意見者番号
48	第9条について、「自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。以下同じ)」とあるが、当条の範囲が不明瞭である。当条例はポイ捨てと路上喫煙の防止だが、酒類もタバコもその他の飲食も関係し、その他には雑誌販売機もある。しかし、当条例では飲食関係の自動販売機に限っているようである。いずれにしても、規則で定める自動販売機には何があるのかまたは規則が確立されていない自動販売機で当条例に抵触する自動販売機は何なのか、もう少し範囲を明確にする必要がある。	現段階では、飲料及び食料の自動販売機を対象と考えています。	32	12

⑬ 第10条に関する意見(1件)

整理番号	意見の要旨	市の考え方	意見番号	意見者番号
49	第10条に項目(見出し)がないので、(自動販売機の既設の届出)としてはどうか。	第10条は、第9条に引き続き「自動販売機の設置等の届出」に関する事項を定めています。	40	14

⑭ 第14条(路上喫煙制限区域)に関する意見(7件)

整理番号	意見の要旨	市の考え方	意見番号	意見者番号
50	第14条(路上喫煙制限区域)第2項について、「第8条第2項から第5項までの規定は、制限区域を指定する手続について準用する。」という文を「制限区域を指定する等の手続について、前第8条第2項から第5項までの規定を各準用する。」という文にしたらどうか。その理由は、他条を当条に準用するというよりは、当条は前の他条に準ずるの方が日本の文章構成にあっていると思う。	法制執務上の一般的な表記であり、他条例との整合も考慮していますので、原案のとおりでご理解ください。	33	12
51	「路上喫煙制限区域」について定める第14条の条文中「身体及び財産への影響・・・」は削除してもよいのではないか。	路上喫煙制限区域を定める目的として必要な項目と考えています。	41	14
52	路上喫煙を禁止する路上喫煙制限区域については、それぞれの地域の実情及び特性を十分考慮し、販売店及び喫煙者の立場に立った意見も十分反映され、たばこを吸われる方、吸われない方、双方が納得いくよう、検討してほしい。 仮に路上喫煙制限区域を指定される場合も、特に人通りの常時多い場所など、条例の趣旨に即した必要最低限の場所を指定するとともに、制限区域内においても、一定の場所に喫煙可能な場所(灰皿等)を設置するなど、たばこを吸われる方、吸われない方双方に配慮された、適切な内容となるよう検討してほしい。また、路上喫煙制限区域が指定された場合でも、一定期間経過後に総括し、指定取り消しの検討もしてほしい。	路上喫煙制限区域は、本条例の目的に沿い、現段階ではJR倉敷駅周辺(駅北の商業施設、公園を含む。)を検討していますが、マナーを守っている喫煙者に配慮するとともに、迷惑喫煙防止を効果あるものとするためには、一定の喫煙場所の確保は必要であると考えており、周囲の状況などを考慮しながら検討しているところです。	80	33
53	「路上喫煙制限区域」は、駅(無人駅を含む全駅の改札口から駐輪場まで)、高速道路・自動車専用道路のサービスエリア及びパーキングエリア(駐車スペースから喫煙施設までの間等を設定)を設定してはどうか。理由は、列車・自動車から降り、又は待ち時間に、ごみ、煙草等のマナーが著しく酷いため。	それぞれに管理者があり、倉敷市の権限の及ばないところですので、原案のとおりでご理解ください。	11	6
54	岡山市では、路上に「ポイ捨てと禁煙のマーク」を表示しているだけで、目立たないため、禁止区域でもよく吸っている人を見かける。同じするなら徹底してほしい。	本条例の施行に当たっては、周知啓発と、市民等のご理解とご協力が重要と考えております。	3	2
55	路上喫煙制限区は必要最小限にしてほしい。	条例の目的に沿って検討しています。	49	19
56	「美化推進重点地区」「路上喫煙制限地区」を限定した場合、境界にバリケードが設置される訳でもなく、目立つ白線・黄線・赤線をペンキで太く引くのか。	市民等への周知及び啓発の徹底がたいへん重要であると考えており、標識設置等の方法を検討しているところです。	56	25

⑮ 第22条(過料)に関する意見(13件)

整理番号	意見の要旨	市の考え方	意見番号	意見者番号
57	罰則(罰金)が必要だと思ふ。ポイ捨て監視のための環境衛生監視員(環境衛生協議会会員)の巡回及び報告(現場写真及び現行犯の告発)により、車、自転車からタバコやゴミを捨てるものも、すべて罰金制でしかも多額、例えば1回につき1万円とか。現在では人間精神論だけでは無理で、実害がともなわなければ、なかなか規則等を守らないと思ふ。	<p>「第22条において、第16条の規定による命令に違反した者には、1万円以下の過料に処する」と規定しています。</p> <p>「過料」とは行政罰の一つで、軽微な行政上の義務違反に対して、行政庁が監督権に基づいて科す秩序罰であり、前科はつきません。これに対して、「科料」「罰金」は刑法の適用を受ける刑事罰であり、裁判所の審理により決定されますが、執行猶予の可能性もあり実効性に欠ける場合があります。(「科料」「罰金」は、前科が付きません。)</p> <p>しかし、倉敷市としては、本条例の制定は過料の徴収が目的ではなく、喫煙マナー向上などの啓発活動を行いながら、罰則を科すことによるPR効果や抑止効果を活用し、条例の目的の効果的な推進を図るための罰則規定であり、原案のとおりでご理解いただけるものと考えています。なお、罰則の適用に当たっては、標識等の設置により路上喫煙制限区域の表示をするとともに、市民や本市来訪者に対して、引き続き周知、啓発を実施していきたいと考えております。</p>	13	7
58	条例案には違反した場合の罰則が規定されていない。また、多くが努力義務規定になっており効果が期待できるのか疑問である。効果を期待するのであれば少なくとも科料等罰則を設ける必要を感じる。		102	46
59	条例に、罰則規定を設けるべきで、罰金がいよと思ふ。監視人などを設けて権限を与え、条例の施行を強化することを望む。中途半端な条例が多過ぎる。色々なことを条例化するのであれば罰則規定は必ず入れて実効あるものにすべきだと思ふし、そうでないものについては、条例を破棄するように見直すことも必要だと思ふ。		7	5
60	言うことを聞かない人への科料が1万円以下と言うのは安すぎる。もっと額を上げるべきではないか。		21	9
61	投げ捨てたゴミを掃除するのは税金を使った清掃業者だったり、無償で清掃活動を行う市民であり、ゴミを投げ捨てることは、市民の財産を奪うことと同じ。それがたった1万円以下の過料で許されるのか。10万円の罰金でも低すぎると思ふ。ポイ捨てされやすいゴミの中でもタバコは、子供が誤って食べれば死に至る場合もあり、そんな毒を公共の場へ捨てるのが、「過料」程度で許される理由がわからない。		103	47
62	喫煙マナー違反で過料徴収はやりすぎ。		45	15
63	路上喫煙したら科料だ、というのは無茶な条例である。いくら「路上喫煙制限地区」を設け、市長が選任した指定職員の注意命令に従わない場合だ、といっても厳しすぎる。路上喫煙が罪だとは思っていなかった。携帯灰皿を使って他人に迷惑をかける方法で喫煙しても罪なのか。		69	30
64	過料の適用については、取り締まりのためのパトロール経費が必ず発生する。取り締まりによって、喫煙者は一時的には我慢するものと思われるが、それだけで喫煙者の意識が変わるとは考えられない。また、過料徴収には公平性を担保せねばならないため、パトロール経費は永遠に継続せざるを得ないものとする。従って、まずは、啓発活動による喫煙者の意識改革を図る施策に資源(ヒト・モノ・カネ)を重点的に投入して、実効性の上がる施策の充実に重点を置き、罰則規定の設定については、特に慎重に検討してほしい。		81	33
65	喫煙マナーは年々向上しており、条例(規制)ありきの姿勢は問題あり。地道に喫煙マナー啓発をやるべきである。従って、喫煙マナー違反での過料徴収はやりすぎである。倉敷市は県内随一の観光地である美観地区があり、また新たに大型商業施設がオープンしたばかりであり、県外、市外の観光客が多く集まる場所で、過料徴収までやるのか。マナー啓発にとどめるべきである。		85	36
66	全国的にも、科料・罰金の適用をしていない自治体が多いのは、「ゴミ・空き缶のポイ捨て」や「歩きタバコ」をマナーが悪いと思っけていても、犯罪・罪とは認識していなかったのに、逮捕・科料に処すといわれても納得できないからである。岡山県でも岡山市・倉敷市の一部地域では罪で、他の地域では無罪というのにも納得がいかない。命令違反した者に科料を科すことが目的ではない。もっと一般にPR、広報、周知した後でないと、納得は得られないし、市民が認知しないと思ふ。		55	25
67	この条例の目的に、「きれいで快適なまちづくりを推進する」と明記しており、決して「警察OB等を採用し、第16条に基づき市長が指定した「指定職員」が命令違反した者に科料を科すことが目的ではない。ゴミ・空き缶は発生するし、タバコも吸う人がいる。捨て易いゴミ箱・籠(カゴ)と灰皿を設置し、タバコが気持ちよく吸える空間・スペース・施設を作ることが重要であることを気付いてもらいたい。全国の多くの自治体が失敗している。それはゴミを捨てる籠をなくし、タバコを吸える場所・スペースを意識的に少なくして罰則を増やす、発想が間違っていることに気が付かず、罪人を作り、その取締をする人を雇用しようとしているからである。間違いに気づいても、一度作られたムード・方向に流される方が楽だと、変えないのは悲しいことである。駅のホームや駅の周辺に大型の灰皿を積極的に設置することを自治体・駅・JTが協力して推し進めることは可能だし、多くの人が賛同、参加・支援してくれるはずである。		57	25
68	「路上喫煙制限地区」を限定し、市長が選任した指定職員の注意命令に従わなければ、科料に処す、というのは厳しすぎる。科料は前科が付くことになる。若い人は、前科が付けば就職にも影響が出るので、指定職員を警戒して喫煙するか、指定職員を早く発見して逃げるか、「路上喫煙制限地区」の線の外で、喫煙する。指定職員を雇用して罪人を作る条例は間違っている。		58	26
69	「路上喫煙制限地区」で、市長が選任した指定職員の注意命令に従わなければ科料とは、厳しすぎる。路上喫煙が罪だとは思っていなかった。携帯灰皿を使って他人に迷惑をかける方法で喫煙しても罪なのか。「制限地区」の一步外で喫煙すれば無罪。ボーダーラインは国境に近い意味か。		62	28



(3)その他の意見【36件】

⑩喫煙場所の整備に関する意見(20件)

整理番号	意見の要旨	市の考え方	意見番号	意見者番号
70	制限区域にはできるだけ多くの場所に灰皿を設置してほしい。	<p>マナーを守っている喫煙者に配慮するとともに、迷惑喫煙防止を効果あるものとするためには、一定の喫煙場所の確保は必要であると考えており、周囲の状況などを考慮しながら検討しているところです。</p>	50	20
71	喫煙所を今より減少させず、またゴミ箱もできれば増設してほしい。		83	34
72	喫煙場所を増やしてほしい。みんなの街を住みよいものにするためには、一方だけの見方(規定)では無理と考える。喫煙者の側には考慮されたものが必要である。		84	35
73	路上喫煙制限区域は必要最小限とし、制限区域内にはできるだけ多くの灰皿を設置すること。		87	36
74	路上喫煙制限区域においては、その実効性を高めるために、指定喫煙所の整備が必要と考える。これまでも、倉敷市と協働で倉敷駅前等の指定喫煙所の整備を行ってきた結果、たばこのポイ捨て防止や歩行喫煙の防止に大きな効果があがったと思っている。今後も、ポイ捨て防止、歩行喫煙防止、吸わない方の迷惑防止のため、指定喫煙所の整備に協力するので、本条例案の目的を果たすためにも、制限区域内の適正な場所に必要な数の喫煙所を設置してほしい。また、路上喫煙制限区域外であっても、必要に応じ、喫煙所の整備には協力したい。		89	37
75	適正(最低限)な喫煙場所の確保がなければ、心無い人が余計に増加するのではないかと。どちらか一方に偏った施策は決してうまくいかない。古来日本語には中庸という言葉があるのではないかと。		93	39
76	たばこ税で喫煙所を整備してほしい。		95	40
77	たばこ税で喫煙場所を整備してほしい。		43	15
78	たばこ税で喫煙所を整備してほしい。		97	42
79	最近ではマナーが良くなったと思うが、中にはまだまだと思う人もいます。灰皿を増やせばもっと環境にも人にも良くなるのではないかと。		98	43
80	市と企業は、「路上喫煙制限区域」内に、マナーを守って安心して“いづく”できる喫煙所(観光客等及び美観に配慮したもの)をぜひ作っていただきたい。締め付けだけでは片手落ちであり、実効性も上がらないと考える。		100	44
81	愛煙家として、きれいで快適なまちづくりを推進するという目的には賛同する。しかし、私達愛煙家が吸える場所の確保をお願いする。東京でも路上喫煙を禁止しているが、多くの喫煙場所があり、多くの人達がそこでタバコを吸っている。喫煙者のマナーも向上しているので、倉敷でも喫煙できる場所を提供し、案内板を設置したら、殆どどの喫煙者はそこでタバコを吸い、路上喫煙はしないと考える。		101	45
82	駅・公園・役所に灰皿を設置してほしい。灰皿を設置しないで、喫煙したら罰金を取るのは間違っている。		64	28
83	指定職員を雇用する費用で灰皿やゴミ籠を備え付ける方が、市民に受け入れられる施策である。		59	26
84	雨で濡れないように屋根付きの灰皿を整備してほしい。		67	29
85	駅、公共施設、病院、公園等に、灰皿・ゴミ籠を多く設置してほしい。倉敷市にはたばこ税が30億円近く入っており、この税金は、これらの施設設置資金に使ってほしい。		71	30
86	これまでタバコが市への貢献度がどれだけあったのか。今回のポイ捨ての防止、路上喫煙の制限に係わる条例案に対し、条例ありきの姿勢は疑問だ。喫煙マナー向上への啓発や適正な喫煙場所を設置・整備が必要である。それにはたばこ税を進めて欲しい。		74	32
87	喫煙者は灰皿があればタバコを吸えると思ってしまうので、灰皿を設置しないでほしい。		25	11
88	現在、日本においてマナー、道徳が欠如しているような問題・事件が起こっており、困った世の中になっている。ゴミのポイ捨てで、道路特に道路分離帯の中、河川敷等に空き缶が集積されているのが実態であり、倉敷市ポイ捨て条例は理解できるが、路上喫煙防止条例については、特に観光客の多い倉敷駅周辺から美観地区道路では、観光客に1服のひとときが必要である。多額のたばこ税が市町村に入っており、そのような場所とところどころにたばこ税を使って喫煙場所を設置して喫煙者がリラックスして旅等を楽しめるようにする。しいて言えば、たばこを吸って税金に貢献しているので、喫煙場所を納税場所と表示してもおかしくないと思う。		72	31
89	公共施設を禁煙にし、駅・公園に灰皿を減らし、路上喫煙を防止する。これではどこで喫煙できるのか。		人通りの少ない場所等で適正に喫煙される場合等に配慮し、市内一律に路上喫煙をしないようにとの努力義務を課すことについては、見直すよう検討しています。	60

⑪ 喫煙マナー等の啓発に関する意見(4件)

整理番号	意見の要旨	市の考え方	意見番号	意見者番号
90	私たちは、ポイ捨て防止など喫煙者のマナー向上を目的に従来から諸施策を実施してきた。また、このような活動は「たばこ関連事業者」の社会的責任と認識し、条例の有無に関わらず今後とも継続したい。倉敷市もマナー向上の施策を今後さらに強化されると思うが、その施策に協力することで、実効性をより高めていきたいと考えている。今後も、倉敷市が推進する「きれいで快適なまちづくりを推進する」施策に協力するので、本条例案が倉敷市における美観維持などの目的を果たせる、合理的な内容となることを願う。	本条例の施行に当たっては、喫煙マナーの向上のための周知・啓発はたいへん重要であり、市民をはじめ、関係事業者、関係団体等のご理解、ご協力は欠かせないものと考えておりますので、よろしく願います。	90	37
91	携帯灰皿を使用するなど、マナー啓発を強化すべきで、すぐ文言に過料を徴する等を入れるのは行き過ぎではないか。もっとたばこを吸う人と吸わない人が共存できるように考えてもらいたい。	本条例は、喫煙による市民等の身体及び財産への影響又は被害を防止することが目的であり、喫煙者と非喫煙者の双方にご理解をいただけるものでなければなりません。ご意見を受け、ルールとマナーを守っている喫煙者に配慮し、市内一律に路上喫煙をしないようにとの努力義務を課することは適当でないと考え、条例の一部修正を検討しています。また、過料についてですが、倉敷市としては、過料の徴収が目的ではなく、喫煙マナー向上などの啓発活動を行いながら、罰則を科すことによるPR効果や抑止効果を活用し、条例の目的の効果的な推進を図るための罰則規定であり、原案のとおりでご理解いただけるものと考えています。まずは、条例施行について十分に周知啓発を図るよう努めてまいりますのでご理解ください。	73	31
92	PR広報を充分していないと思う。良識のある人に受け入れられない条例は、守れるものではない。		63	28
93	市は、まず、路上喫煙で他人に迷惑をかけない「マナー順守」の啓発・広報・PRをすべき。一定期間以上の十分なPR・広報の後でないと受け入れられるはずがない。		70	30

⑫ その他の意見(12件)

整理番号	意見の要旨	市の考え方	意見番号	意見者番号
94	当該条例をどの様に運営するかが問題と思う。具体的には、広報、遵守。広報誌のみならず、街中での案内板や地区住民の協力も是非必要だと思う。	ご指摘のとおり、周知・啓発と市民等のご理解、ご協力はたいへん重要であると考えています。	6	4
99	「喫煙にあたっては、他人の身体及び財産に影響又は被害を与えないよう配慮する」ことは当然であり、喫煙者としてのマナーは守らなければならないと思う。最近ではマナーが良くなってきていると感じているが、中にはいまだに吸い殻のポイ捨てや歩きながら喫煙をしている者がいるのも事実である。このような行為に対しては禁止されて然るべきものとする。	今後も、市民をはじめ、関係事業者、関係団体等と協働し、喫煙マナーの向上のための啓発及び本条例についても周知を図りたいと考えています。	99	44
100	ポイ捨て防止条例の発効は美化推進にとって有効である。この条例を生かすためには地域町内会、自治会等で結成する防犯および環境美化パトロール隊等の協力が不可欠であろう。権限を少し強化して注意喚起や場合によっては悪質な行為を現認した場合は何らかの処置ができるようにできないものか。例えば、コンビニ周辺のごみ散らかしが激しい場合は店主に対し清掃指示や対策実施状況を求めることができる等である。また、公園等の公共施設内で学童たちのごみ散らかしを現認した時等には、父母・先生等に対し文書で事実を知らせる等の実力行使ができる様にする。そのためには条例の中に指名された団体等に権限を委譲するなどの内容を盛り込む。協働体制で取り組むことが大事と考える。	マナーの向上など身近な啓発から取り組んでいくことが重要だと考えておりますので、ご理解ください。	23	10
101	第16条に、「市長又は市長の指定する職員が、ゴミを持ち帰れと命令できる」とある。その指定する職員がいったい何人いるのか知らないが、現実的に効果は薄いと感ずるので、全市民が命令できるようにしてはどうか。せめて、ゴミがよく捨てられる道や駐車場への頻繁な巡回をお願いする。軽犯罪をしっかりと取り締まることは非常に重要だと思う。コンビニの駐車場で、車の灰皿に溜まった吸い殻がごっそり捨てられているのを、多くの人が目にしているはず。このままの条例で、それがなくなるのか。		105	47
95	ゴミとかタバコの吸い殻等を常習的にポイ捨てする人がいるが、注意したいけれど逆ギレされたら恐いので、個人的にはなかなか注意しにくい。相談できる機関(公的な苦情処理窓口または相談所等)を、設置してほしい。	喫煙マナーの啓発及び本条例施行の周知に努めますが、なお、お困りの事案については、倉敷市へご相談ください。	22	9
96	倉敷市民には多くの愛煙家の方々もおり、そのたばこの購入によって市には年間28億円(平成22年度)ものたばこ税が納付されており、市に対する貢献は極めて大きいものとする。しかし、たばこを吸える場所が減少し、たばこ離れも進んでいる昨今、納付額も減少傾向にあり、たばこ販売店は、本条例制定によるさらなる売り上げ減少に大きな不安を抱いている。	本条例は、まちの美化並びに市民等の身体及び財産への影響又は被害を防止することが目的であり、喫煙そのものやたばこの販売を規制するものではありません。また、ルールとマナーを守っている喫煙者に配慮し、市内一律に路上喫煙をしないようにとの努力義務を課すことは適当でないと考え、条例の一部修正を検討しています。今後とも、喫煙マナーの向上等について、ご理解とご協力をお願いします。	76	33
97	タバコ業界は、零細家族で細々と真面目に営業している。我々の店を潰さないでほしい。		68	29
98	たばこの売り上げが減ってしまう。監視員(指定職員)の注意(命令)に従わないと、科料に処す条例では、たばこ屋が潰れる。倒産したら、営業補償、救済してくれるのか。倉敷市にたばこ税が30億円近く入っているのだから、公共施設内・駅・公園への灰皿設置に使ってもらいたい。たばこ屋に補償金を払ってほしい。		61	27
102	美観地区を含め、倉敷市内の観光地マップ等に喫煙可能な場所を表示してもらいたい。	関係部署へご意見を伝えます。(ご意見として承りました。)	1	1
103	路上喫煙防止よりも建物内での受動喫煙防止のほうが健康のためには重要であるが、倉敷市はどのように考えているのか。	建物内の受動喫煙対策も重要と考えており、岡山県と連携し「禁煙実施施設」「完全分煙実施施設」の拡大に向けて取り組んでいます。(健康づくり課)	26	11
104	飲食店等の入り口に「禁煙」「喫煙可能」「分煙」等のシールを貼ってもらえれば喫煙者も非喫煙者も入店後にイヤな思いをせずすむのではないかと。	担当部署へご意見を伝えます。(ご意見として承りました。)	2	1
105	倉敷市環境美化条例の「用語の定義」で、(7)公共の場所に、駅(無人駅を含む全駅)、高速道路・自動車専用道路のサービスエリア及びパーキングエリアを追記してはどうか。理由は、列車・自動車から降り、又は待ち時間に、ごみ、煙草等の対応マナーが著しく酷いため。	現行の環境美化条例を全面改正(廃止)して、ポイ捨て及び路上喫煙防止条例とする予定です。	12	6

倉敷市ポイ捨ての防止及び路上喫煙の制限に関する条例（パブコメ後 修正案）

倉敷市環境美化条例（平成6年倉敷市条例第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、ポイ捨てによるまちの美観の阻害並びに路上喫煙による身体及び財産への影響又は被害に関し、市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、ポイ捨ての防止、路上喫煙の制限等により、まちの美観を保持し、及び公共の場所における快適な生活環境を保全するために必要な事項を定めることにより、きれいで快適なまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 紙くず等 紙くず、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかすその他これらに類する物で、投棄され、又は散乱した状態が、まちの美化を妨げるおそれのあるものをいう。
- （2） 空き缶等 飲料若しくは食料を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器をいう。
- （3） ポイ捨て 紙くず等又は空き缶等のみだりに捨てることをいう。
- （4） 路上喫煙 公共の場所でたばこを吸うこと（火のついたたばこを持つことを含む。）をいう。
- （5） 歩行喫煙 歩行中又は自転車の運転中に路上喫煙を行うことをいう。
- （6） 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。
- （7） 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は市内に滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。
- （8） 公共の場所 道路、公園、広場、河川、海岸その他公共の用に供する場所をいう。
- （9） 回収容器 空き缶等を回収する容器をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するために、条例の効果的な運用を図るとともに、事業者及び市民等に対して、次に掲げる施策を積極的に実施するものとする。

- （1） 事業者及び市民等に対する意識の啓発及び広報に関する施策

(2) 事業者及び市民等との協働による環境美化活動の推進に関する施策

(3) 事業者及び市民等の自発的な活動の支援等に関する施策

(事業者の責務)

第4条 飲料、食料、たばこその他のごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売、配布等を行う事業者は、ポイ捨ての防止について、消費者に対する意識の啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 たばこの販売を行う事業者は、歩行喫煙及び第14条に規定する路上喫煙制限区域における喫煙の防止並びに喫煙マナーの向上について、消費者に対する意識の啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、きれいなまちづくりを推進するため、従業員に対する環境美化意識の啓発を行うとともに、事業活動を行う地域における清掃活動その他の環境美化活動に努めなければならない。

4 事業者は、この条例の目的を達成するために市が行う施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市内に居住する者は、その居住する地域のポイ捨て並びに歩行喫煙及び第14条に規定する路上喫煙制限区域における喫煙の防止並びに喫煙マナーの向上について、連帯して意識の醸成を図るとともに、清掃活動その他の環境美化活動に努めなければならない。

2 市民等は、喫煙に当たっては、他人の身体及び財産に影響又は被害を与えないよう配慮するとともに、歩行喫煙をしないよう努めなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するために市が行う施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地、建物又は工作物を所有し、占有し、又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、ポイ捨てが行われないようにするため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、ごみの散乱によって、自己の土地、建物又は工作物及びその周辺地域が清潔、安全及び快適な生活環境を損なう状況にあるときは、自らの責任において処理するよう努めなければならない。

3 土地所有者等は、この条例の目的を達成するために市が行う施策に協力しなければならない。

(ポイ捨ての禁止等)

第7条 何人も、公共の場所においてポイ捨てをしてはならない。

- 2 何人も、~~家庭外で~~自ら生じさせた紙くず等及び空き缶等を持ち帰り、又は適切な紙くず入れ、回収容器等に収納しなければならない。

(美化推進重点区域)

第8条 市長は、きれいなまちづくりを推進するため、ポイ捨て防止に係る重点的な啓発活動、広報活動、環境美化活動等の措置を講ずる必要があると認める区域を美化推進重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、期間又は時間を区切って行うことができる。
- 3 市長は、必要と認めるときは、重点区域の指定を変更し、又は取り消すことができる。
- 4 市長は、重点区域を指定し、又はその変更若しくは取消しを行おうとするときは、当該重点区域内の市民等及び事業者の意見を聴くとともに関係機関と協議するものとする。
- 5 市長は、第1項の規定による指定又は第3項の規定による変更若しくは取消しを行ったときは、規則で定めるところにより、その区域を告示するとともに、市民等及び事業者への周知を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(自動販売機の設置等の届出)

第9条 重点区域において自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）により容器入りの飲料又は食料を販売しようとする事業者は、あらかじめ、当該自動販売機ごとに、次に掲げる事項を記載した所定の届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 所有者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事業所の所在地）
- (2) 自動販売機の設置の場所
- (3) 自動販売機を設置し、又は設置しようとする年月日
- (4) 回収容器の設置の場所及び管理の方法
- (5) 回収容器の材質及び容積
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 前項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は、同項第2号、第4号又は第5号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 3 届出者は第1項第1号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届け出た自動販売機による容器入りの飲料又は食料の販売を廃止したときは、その日から30日以内に、市長に届け出なければならない。

第10条 自動販売機により容器入りの飲料又は食料を販売している事業者は、当該自動販売機の設置されている区域が重点区域に指定されたときは、当該重点区域となった日から60日以内に、前条第1項に定めるところにより市長に届け出なければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による届出をした者について準用する。

(承継)

第11条 前2条の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を所定の承継届出書により、市長に届け出なければならない。

(届出済証)

第12条 市長は、第9条第1項若しくは第3項(第10条第2項において準用する場合を含む。)、第10条第1項又は前条第2項の規定による届出(廃止の届出を除く。)があったときは、当該届出者に対し、所定の届出済証を交付するものとする。

- 2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい所に届出済証を貼り付けておかななければならない。

(回収容器の設置及び管理)

第13条 自動販売機により容器入りの飲料又は食料を販売する事業者は、販売によって生じた空き缶等がみだりに捨てられないよう、回収容器を設置しなければならない。

- 2 前項の回収容器を設置した者は、当該回収容器を規則で定める基準に従い、適正に管理しなければならない。

(路上喫煙制限区域)

第14条 市長は、快適なまちづくりを推進するため、路上喫煙による身体及び財産への影響又は被害を防止するための措置を講ずる必要があると認める区域を、路上喫煙制限区域(以下「制限区域」という。)として指定することができる。

- 2 第8条第2項から第5項までの規定は、制限区域を指定する手続について準用する。

(路上喫煙の制限)

第15条 何人も、制限区域内において、路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が別に定める場所においては、この限りでない。

(命令)

第16条 市長又は市長の指定する職員（以下「指定職員」という。）は、第7条第1項の規定に違反した者に対し、紙くず等については紙くず入れ等に、空き缶等については回収容器にそれぞれ収納し、又は自己の所持の下に置くことを命ずることができる。

2 市長は、第9条、第10条又は第11条第2項の規定による届出をしない者に対し、相当の期間を定めて届出をすべきことを命ずることができる。

3 市長は、重点区域内において第13条の規定に違反した者に対し、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理するよう命ずることができる。

4 市長又は指定職員は、前条の規定に違反した者に対し、路上喫煙をしないよう命ずることができる。

(公表)

第17条 市長は、前条第2項及び第3項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 前項の規定により公表を行おうとするときは、その公表が予定される者に対し、あらかじめ、弁明の機会を付与しなければならない。

(報告の聴取等)

第18条 市長又は指定職員は、この条例の施行に必要な限度において、関係者に対し、紙くず等及び空き缶等の処理並びに路上喫煙に関し、必要な質問を行うことができる。

2 市長又は指定職員は、この条例の施行に必要な限度において、自動販売機により容器入りの飲料又は食料を販売する事業者に対し、回収容器の設置状況又はその管理状況に関し、必要な報告を求めることができる。

3 前2項の規定による質問及び報告の聴取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入調査)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定職員に、紙くず等若しくは空き缶等の散乱している土地又は自動販売機若しくは回収容器が設置されている土地に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(証明書の携帯)

第20条 指定職員は、その事務の執行に当たり、常に身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第22条 第16条の規定による命令に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に倉敷市環境美化条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定により散乱防止特定区域として指定されている区域は、倉敷市ポイ捨て及び路上喫煙防止条例（平成24年倉敷市条例第 号。以下「新条例」という。）第8条の規定による重点区域とみなす。この場合において、この条例の施行の日前に行われた旧条例第9条、第10条又は第11条第2項の規定による届出は、新条例第9条、第10条又は第11条第2項の規定による届出とみなす。